

銚子市都市計画 マスタープラン



平成27年3月
銚子市

快適に暮らし続けられるまちをめざして

本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済活動の停滞などにより変化し続けています。このため、市は、人口の流出を防ぎ、地域活力を向上させる方策として、創業支援への取組みに加え、銚子にある豊かな地域資源を最大限活用した新たな雇用の創出に全力で取り組んでいます。

また、将来を担う子どもたちが夢をはぐくみ、住み続けたいと思えるまちをつくるため、市内の経済界、産業界、大学などと連携した「オール銚子」の体制で、まちの活力を取り戻すための取組みを展開しています。

このような状況のなか、社会情勢の変化への的確な対応や本市が有する多様な資源の活用、そして市民との協働によるまちづくりをめざし、本市の都市計画の基本となる「銚子市都市計画マスタープラン」を策定しました。

この「都市計画マスタープラン」は、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」に即し、概ね20年後のまちづくりの方向性を示すものであり、「全体構想」、「地域別構想」及び「実現化方策」の3本の柱で構成されています。

今後は「都市計画マスタープラン」における理念である将来都市像「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」に沿い、総合計画やマスタープランの基本姿勢である市民との協働のもと、誰もが「快適に暮らし続けられるまち」の実現に向け努力してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに本計画策定にあたり、都市計画審議会及び策定委員会の委員皆様をはじめ、地域別説明会などで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の方々など、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

銚子市長 越川 信一



銚子市都市計画マスタープラン

《目 次》

	ページ
序 章 策定の目的及び計画の基本事項	1
1 都市計画マスタープラン策定の目的	1
2 計画の基本事項	1
(1) 都市計画マスタープランの位置づけ	1
(2) 目標年次	2
(3) 都市計画マスタープランの全体構成	2
第Ⅰ章 全体構想	5
Ⅰ－1 都市づくりの目標と将来都市像	5
1 都市づくりの目標	5
(1) 将来都市像	5
(2) 都市づくりの目標	7
(3) 分野別の施策の方針	8
2 将来都市構造	9
(1) 将来都市構造（グランドデザイン）の基本的考え方	9
(2) 将来都市構造の要素	10
(3) 構造要素の配置方針	10
Ⅰ－2 分野別の基本方針	13
1 土地利用	14
2 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）	20
3 都市環境（防災・防犯、下水道等）	25
4 自然・歴史環境	30
5 中心市街地活性化・都市景観形成	34
第Ⅱ章 地域別構想	39
Ⅱ－1 地域別構想での地区区分	39
1 地域別構想の考え方	39
2 地区区分の設定	39
Ⅱ－2 地域別構想	41
1 東部地域	41
2 中央地域	51
3 西部地域	62

第Ⅲ章 実現化方策（都市づくりの実現に向けて）	73
Ⅲ－1 協働によるまちづくり	73
Ⅲ－2 都市計画制度の活用、整備の優先性	74
1 都市整備に関する個別計画の推進	74
2 都市計画制度の活用	74
Ⅲ－3 実現に向けた仕組みづくり	76
1 まちづくりの推進体制の充実	76
2 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し	76
Ⅲ－4 将来都市像実現への主要視点とシナリオ	78
1 将来都市像実現への主要視点	78
2 将来都市像実現のシナリオ	79
参考資料	
参考-1 銚子市の現況と課題の整理	1
参考-2 都市計画マスタープラン策定の経緯	34
参考-3 用語解説	39

序章 策定の目的及び計画の基本事項

- 1 都市計画マスタープラン策定の目的
- 2 計画の基本事項



序章 策定の目的及び計画の基本事項

1 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意見を反映しながら、市の都市計画（都市づくり）に関する基本的な方針を示すことを目的とします。

具体的には、まちづくりの現状や銚子市総合計画などを踏まえ、おおむね 10～20 年後の「目指すべき都市の将来像」を定めるとともに、土地利用や都市施設等の整備方針を示すことで、今後の都市づくりの道筋となるものです。

2 計画の基本事項

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、銚子市総合計画や千葉県が広域的な見地から定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即しつつ、本市の都市づくりの理念や目指すべき都市像に応じた都市整備の方針、その実現化の方策等の本市の都市づくりの基本方針を示すものです。

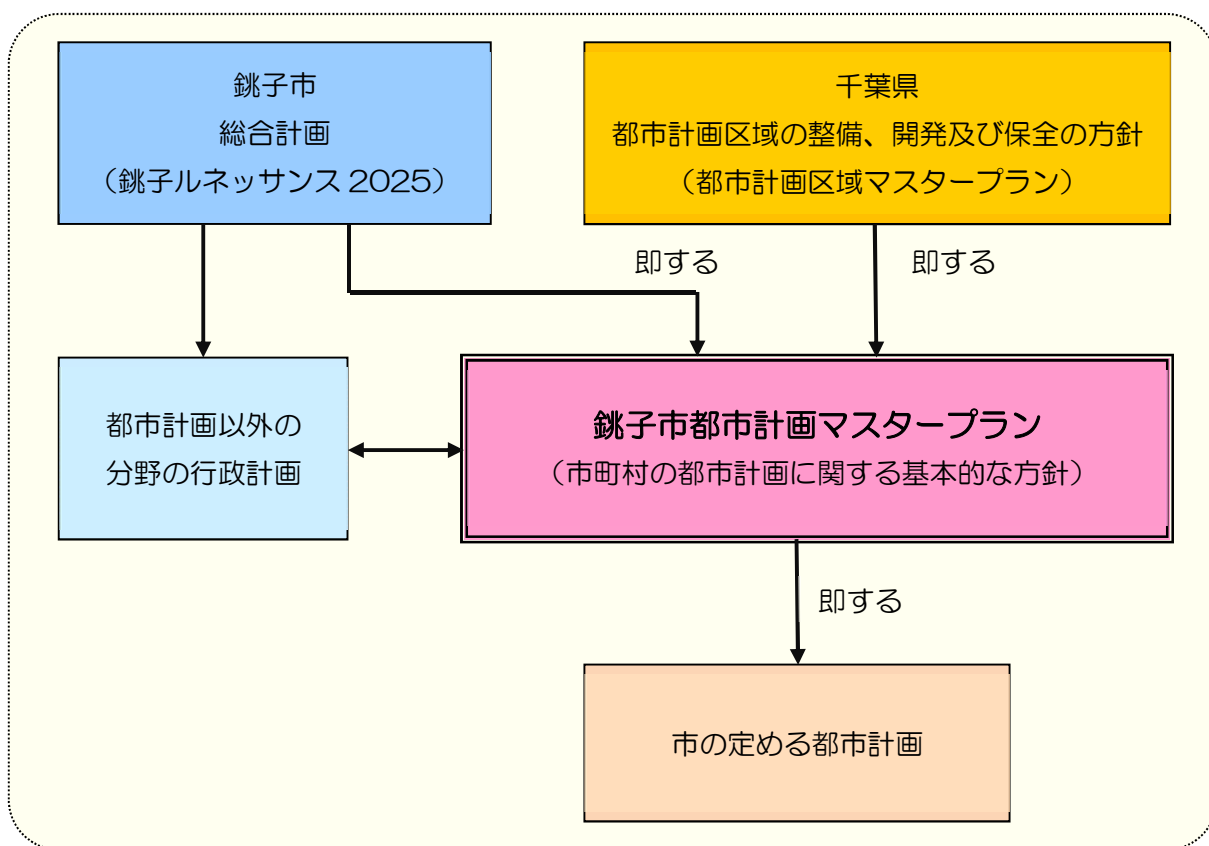


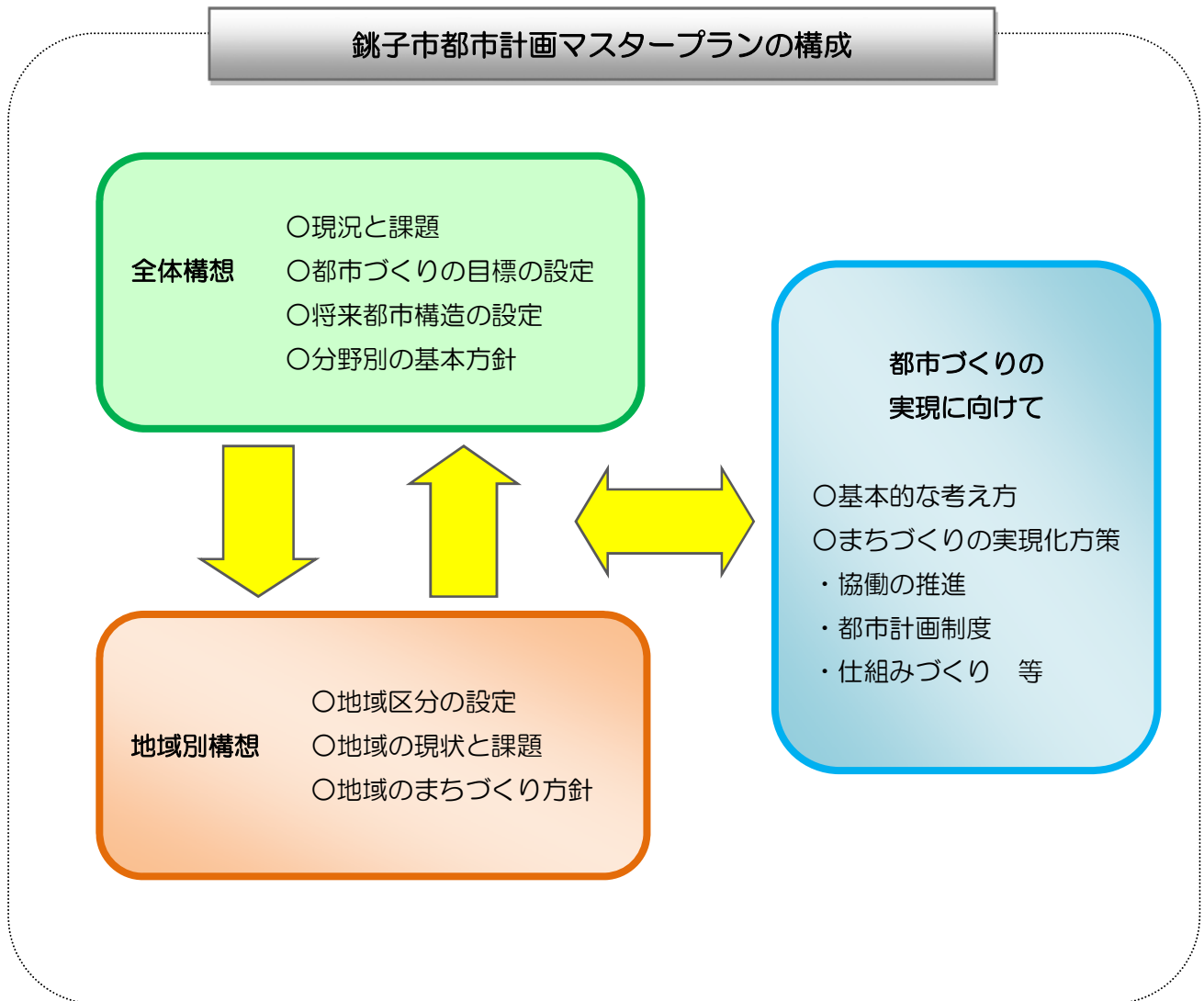
図 計画体系上の位置づけ

(2)目標年次

計画の目標年次は、策定時より概ね 20 年後（具体の事業等については 10 年後）を想定します。

(3)都市計画マスタープランの全体構成

都市計画マスタープランの構成は、市全体の都市づくりの方針を定める全体構想、地域づくりの方針を定める地域別構想及び実現のための方策の 3 つを骨格として構成します。

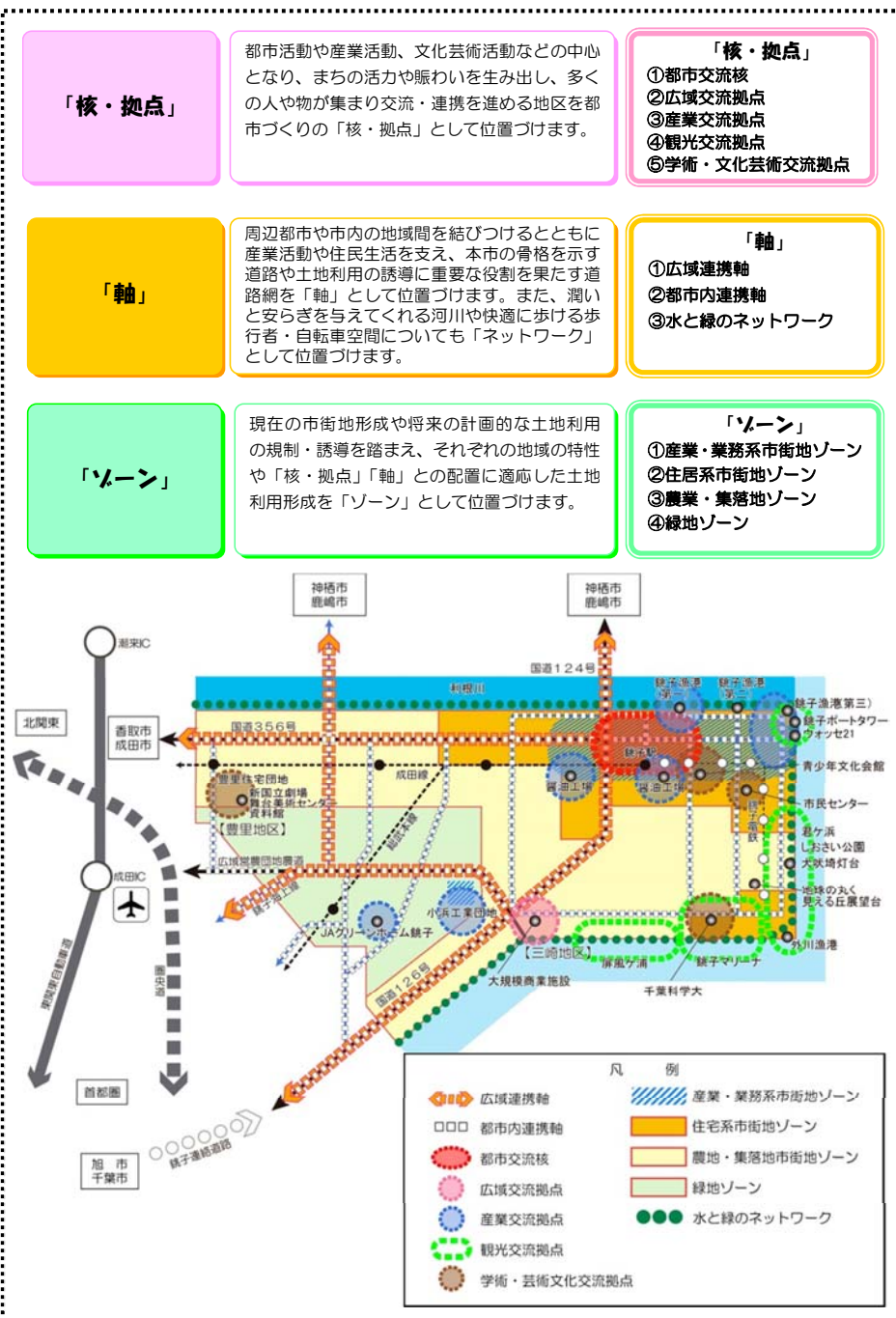


《銚子市都市計画マスタープランの全体構成》

銚子市が目指す将来都市像と都市づくりの目標

将来都市像	「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」
都市づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ○目標1：多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり（拠点形成） ○目標2：愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり（定住促進） ○目標3：豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり（地域資源の活用） ○目標4：協働によるまちづくり（協働の推進）

将来都市構造（グランドデザイン）



分野別の基本方針

土地利用	<p>【基本方針】 ○まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と地域特性を活かした土地利用の推進</p> <p>【施策の方針】 ①都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進 ②地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進 ③社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応 ④自然・観光資源の保全・活用</p>
都市施設（道路・交通、公園・緑地等）	<p>【基本方針】 ○活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまちを実現する都市施設の整備</p> <p>【施策の方針】 ①都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築 ②人や環境にやさしい交通環境づくり ③地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり</p>
都市環境（防災・防犯、下水道等）	<p>【基本方針】 ○安全・安心・快適に暮らせるまちづくり</p> <p>【施策の方針】 ①災害に強いまちづくり ②安心して暮らせるまちづくり ③快適な都市環境・生活環境づくり ④環境にやさしいまちづくり</p>
自然・歴史環境	<p>【基本方針】 ○自然や歴史と共生した美しく愛着もてるふるさとづくり</p> <p>【施策の方針】 ①良好な自然環境・資源の保全と活用 ②地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承</p>
中心市街地活性化・都市景観形成	<p>【基本方針】 ○活力あるまちづくりを牽引する都市交流核（中心市街地）づくりと個性を活かした景観づくり</p> <p>【施策の方針】 ①都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり ②地域の特性を活かした都市景観づくり</p>

地域別構想

<p>東部地域</p> <p>【将来地域像】 「自然と地域資源を活かし観光・産業により賑わいのあるまち」</p> <p>【地域づくりの目標】 ○豊かな自然や観光資源・歴史資産と共生した交流のあるまちづくり ○豊かな産業を活かしたまちづくり ○居住環境の整備による快適で暮らしやすいまちづくり</p>	
<p>中央地域</p> <p>【将来地域像】 「都市機能を活かした交流と活力のあるまち」</p> <p>【地域づくりの目標】 ○中心市街地の都市機能集積による効率的なまちづくり ○商業・産業などの活性化による賑わいのあるまちづくり ○暮らしやすさを感じられる快適な居住環境の整備</p>	
<p>西部地域</p> <p>【将来地域像】 「農業を中心とした産業と豊かな自然環境を活用した交流のあるまち」</p> <p>【地域づくりの目標】 ○豊かな自然や歴史資産などの保全と地域資源を活用した交流あるまちづくり ○地域の産業拠点を活かした活力あるまちづくり ○生活環境の維持、改善によるやすらぎのあるまちづくり</p>	

実現化方策（都市づくりの実現に向けて）

◆協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりに関する情報の提供 ○市民等主体のまちづくり活動への支援 ○市民・企業（NPO）・大学の参加するまちづくりの推進 	<p>◆将来都市像実現への主要視点とシナリオ</p> <p>【主要視点】 ○活力と活気のある銚子へ ○愛着の持てる美しい銚子へ ○安全・安心・快適な銚子へ</p> <p>【将来都市像実現へのシナリオ】 ○短期的には、中心市街地における産業や観光を軸とした交流の促進と活性化、居住の誘導などとともに、各地域の特性を活かした拠点形成や日常生活圏のまちづくりを推進 ○中長期的には、中心市街地及びその周辺において、商業の活性化や産業機能の強化、定住人口の集積などによるコンパクトでまとまりある市街地形態へ展開</p>
◆都市計画制度の活用、整備の優先性	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果などを総合的に判断して推進 ○国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備や用途地域、風致・景観地区等の都市計画制度・事業の推進及び見直し 	
◆実現に向けた仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進体制の充実 ○適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し 	

第Ⅰ章 全体構想

I-1 都市づくりの目標と将来都市像

I-2 分野別の基本方針



第1章 全体構想

I-1 都市づくりの目標と将来都市像

1 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

人口減少や少子高齢化の進行、経済活動の停滞、市民の価値観の多様化、限られた財政事情など、本市を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

千葉県の東端に位置する本市は、こうした状況に適切に対応してだけでなく、銚子連絡道路の整備や圏央道の全線開通、成田空港との近接性などの広域交通条件を活かすとともに、東京オリンピック・パラリンピックによる海外からの観光客の誘致・PRも踏まえ、地域固有の観光資源や自然資源を活用した交流・連携による都市づくりが重要となっています。

また、限られた財源の中で都市づくりを進めていくためには、市民が主体となった協働によるまちづくりを適切に展開していくことが必要となっています。

「銚子市都市計画マスタープラン」における将来都市像は、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」の基本構想に掲げる将来像「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」を実現し、本市を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状と特性、市民意向調査結果を踏まえ次のように設定します。

【将来都市像】

「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」

※銚子ルネッサンス2025基本構想(将来像)「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」



“ひと”とは

本市への誇りと愛着をもった住民同士の多様な交流や住民相互の支えあいや助けあいとともに、住民が主体となって協働によるまちづくりに取り組むひとたちをイメージします。

“まち”とは

「銚子に住みたい」「銚子で働きたい」という人たちが、「愛着」「生きがい」をもって暮らせるとともに、都市環境が整備され各分野で交流・連携が活発で満足度の高いまちをイメージします。

“うみ”とは

三方を水に囲まれた、引き継ぐ銚子の美しい自然を表し、また海により拓けた銚子をイメージします。

※これらによって、産業や文化・芸術など、さまざまな分野で交流と連携が進み、東総地域を牽引する銚子市をイメージします。

【参考】「銚子ルネッサンス2025」基本構想

将来像	ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市（まち）
（目標人口）	平成37年（2025年）人口 78,000人 平成37年（2025年）交流人口 5,000,000人
都市づくりの理念	1 人と自然にやさしいまち 2 歴史と文化を大切にするまち 3 いきいきと活動できるまち
施策の大綱	1 安心とふれあいの暮らしづくり 2 自ら学ぶこころ豊かな人づくり 3 活力のある伸びゆく産業づくり 4 うるおいのある快適な環境づくり 5 機能的で魅力ある都市づくり
土地利用	<p>◆都市的土地利用</p> <p>市街地は、商業・業務機能の集積と街路や公園の整備などを図り、<u>風格と魅力のあるまち並みづくり</u>を進めます。</p> <p>住宅地域では、地域の特性を生かしたうるおいのある景観形成などにより<u>住みやすい居住環境</u>をつくります。</p> <p>工業用地、流通業務用地、港湾については、<u>産業構造や物流機能の変化に的確に対応</u>しながら産業の活性化につながる適切な配置を進め、緑化など環境との調和に配慮した土地利用をめざします。</p> <p>◆自然的土地利用</p> <p>海岸や利根川などの自然公園区域、風致地区のすぐれた自然を守り育て、<u>豊かでうるおいのある自然景観づくり</u>に努めます。</p> <p>潮害防備、防風などの機能を持つ保安林を保全し、自然災害を防ぎ、緑豊かな景観をつくりだします。また、<u>台地に広がる森林や緑地の保護と育成</u>に努め、森林の持つ多様な機能を生かしていきます。</p> <p>農地は生産基盤として整備を進め、<u>優良農地の保全と活用</u>を図ります。また、遊休農地については、市民農園など観光・レクリエーションの場としての利用を進め、人が農業にふれあう空間として活用します。</p>

【参考：将来人口の推計分析（H24）】

推計人口	○2025年：53,684人 ○2035年：42,264人
------	-------------------------------

※本市では、今後、将来人口を含めた総合計画全般の見直しをすることとしています。

(2)都市づくりの目標

「将来都市像」の理念を踏まえ、都市づくりの目標を次のとおり設定します。

目標1:多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

拠点形成

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や首都圏との交流・連携による賑わいを生みだす都市づくりを目指します。

- 既存集積を活かした産業（商業・工業・農業・漁業・観光）の維持・活性化、拠点づくり
- 豊かな観光資源、学術・文化施設を活かした拠点づくり
- 市内の拠点と周辺都市との連携強化
- 国道126号・356号等の沿道における新たな活力づくり
- 銚子連絡道路を活かした周辺都市との交流・連携の促進
- 魅力ある都市交流核（中心市街地）、都市景観の創出
- 自然景観を保全・活用した拠点づくり など

目標2:愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

定住促進

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

- 安全で快適に移動できる道路空間の整備
- 市街地の有効活用、身近な公園、下水道などの居住環境の整備推進
- 交通サービスの維持・充実
- 施設整備におけるユニバーサルデザインへの対応
- 河川、海岸の堤防の整備、促進
- 施設の耐震化、狭隘道路の改善、災害時における避難路・避難施設の整備、危機管理体制の強化などによる防災対策の推進 など

目標3:豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり

地域資源の活用

本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

- 海岸や河川、緑地の自然と農業・漁業の恵みを活かした魅力づくり
- 観光資源や自然資源、歴史資産とふれあう散策・回遊ルートの整備
- 緑化等に配慮した道路・公園・公共施設等の整備
- 良好な農業・漁業生産環境の保全・整備
- 地球環境への負荷の軽減
- 歴史資産を活かした個性あるまちづくり など

目標4:協働によるまちづくり

協働の推進

多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業（NPO）・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

- 地域主体となるまちづくり活動への支援体制の整備
- まちづくり活動への住民・企業（NPO）・大学・行政の参加の促進 など

(3)分野別の施策の方針

「都市づくりの目標」を実現するために、5つの分野別に「基本方針」を定め、それに沿って「分野別の基本方針」を次のように設定します。

将来都市像

『ひと・まち・うみが

多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子』

【都市づくりの目標】

◆目標1

多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や首都圏との交流・連携による賑わいを生み出す都市づくりを目指します。

◆目標2

愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

◆目標3

豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり

本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

◆目標4

協働によるまちづくり

多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業（NPO）・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

【分野別の基本方針】

◆土地利用

まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と地域特性を活かした土地利用の推進

◆都市施設

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまちを実現する都市施設の整備
(道路・交通、公園・緑地等)

◆都市環境

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
(防災・防犯、下水道等)

◆自然・歴史環境

自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり
(海岸・河川・緑地・歴史資源等)

◆中心市街地活性化 ・都市景観形成

活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと個性を活かした景観づくり

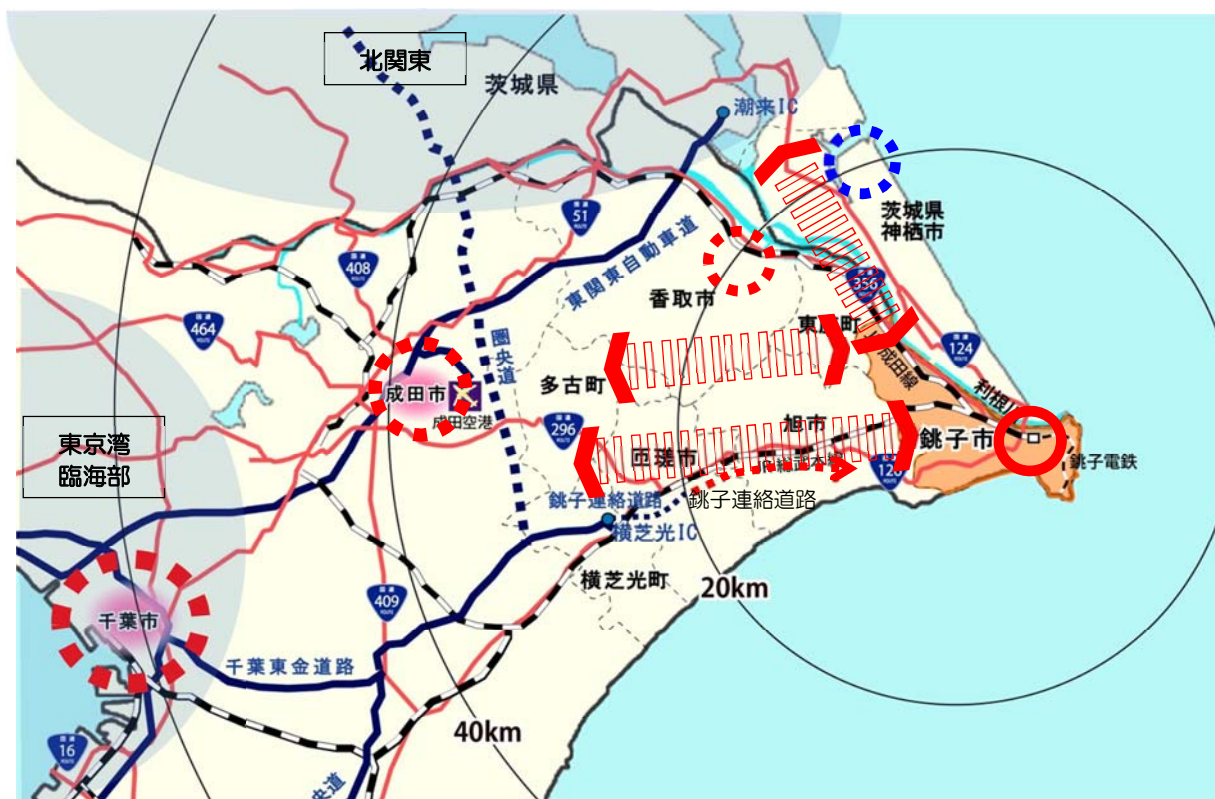
2 将来都市構造

(1) 将来都市構造（グランドデザイン）の基本的考え方

将来の都市構造（グランドデザイン）とは、社会情勢の変化や広域的な位置づけ、都市づくりの主要課題への対応を踏まえ、本市の目指すべき都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市全体の特性や骨格を概念的に表すものです。具体的には、本市の様々な都市機能の中心的役割を果たす「核・拠点」、これらの拠点や周辺市を結ぶ「軸」、その地域特性にあわせた土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素を基本に将来都市構造を描くものとします。

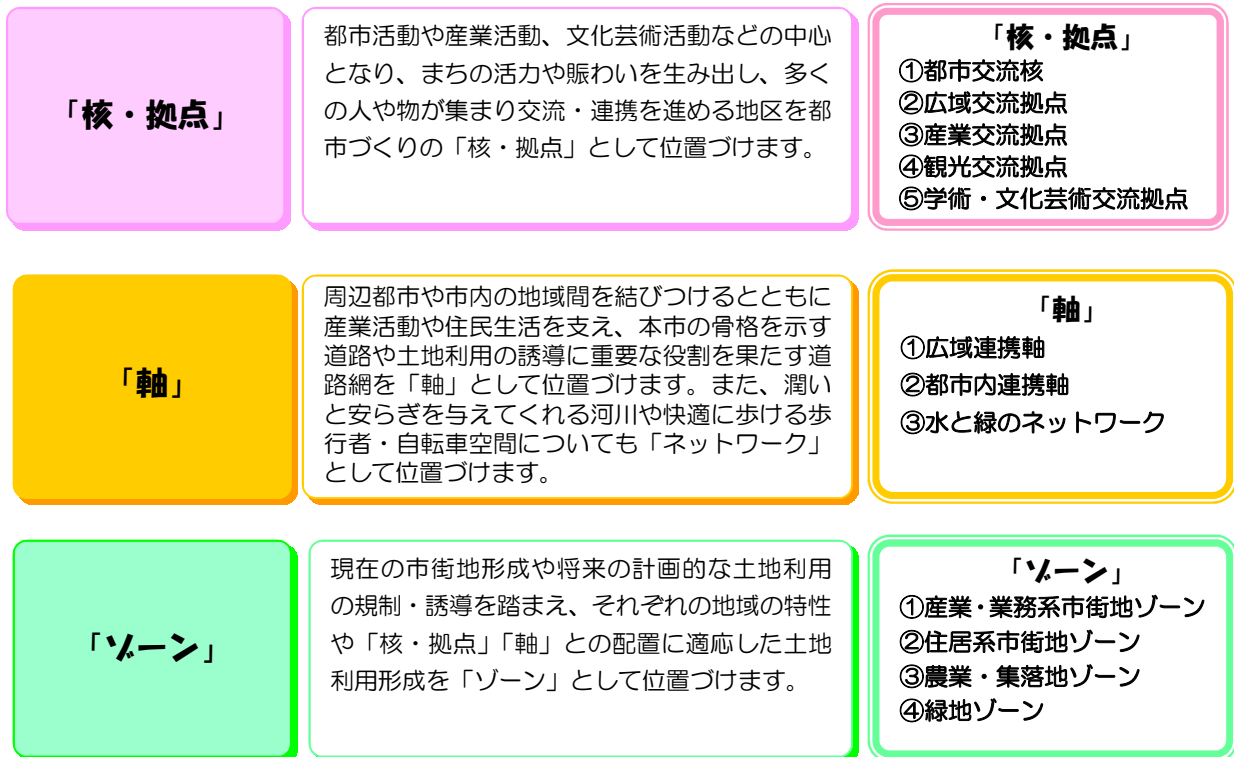
本市は、江戸と東北地方を結ぶ水運の拠点として発展し、その発展がもたらした長い歴史と伝統文化に育まれながら、農業、漁業、水産加工業、醤油醸造業、観光業などバランスよく発展してきましたが、時代の変遷の中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しつつあります。

このため、本市の将来都市構造（グランドデザイン）は、既存の都市集積を活かしつつ、市街地（用途地域）内では、都市としての産業拠点や観光拠点の形成、良好な居住環境の整備により、魅力ある市街地環境整備を進めて人口減少の抑制や移住・交流の促進を図るとともに、市街地以外の区域（用途地域外）では、優良農地や自然資源の保全を基本として、銚子連絡道路等の開発インパクトを有効に活用した交流拠点などの形成を図っていき、これら土地利用が連携した持続可能な都市構造を骨格とします。



《首都圏における銚子市の位置と連携方向》

(2) 将来都市構造の要素



(3) 構造要素の配置方針

■「核・拠点」の形成

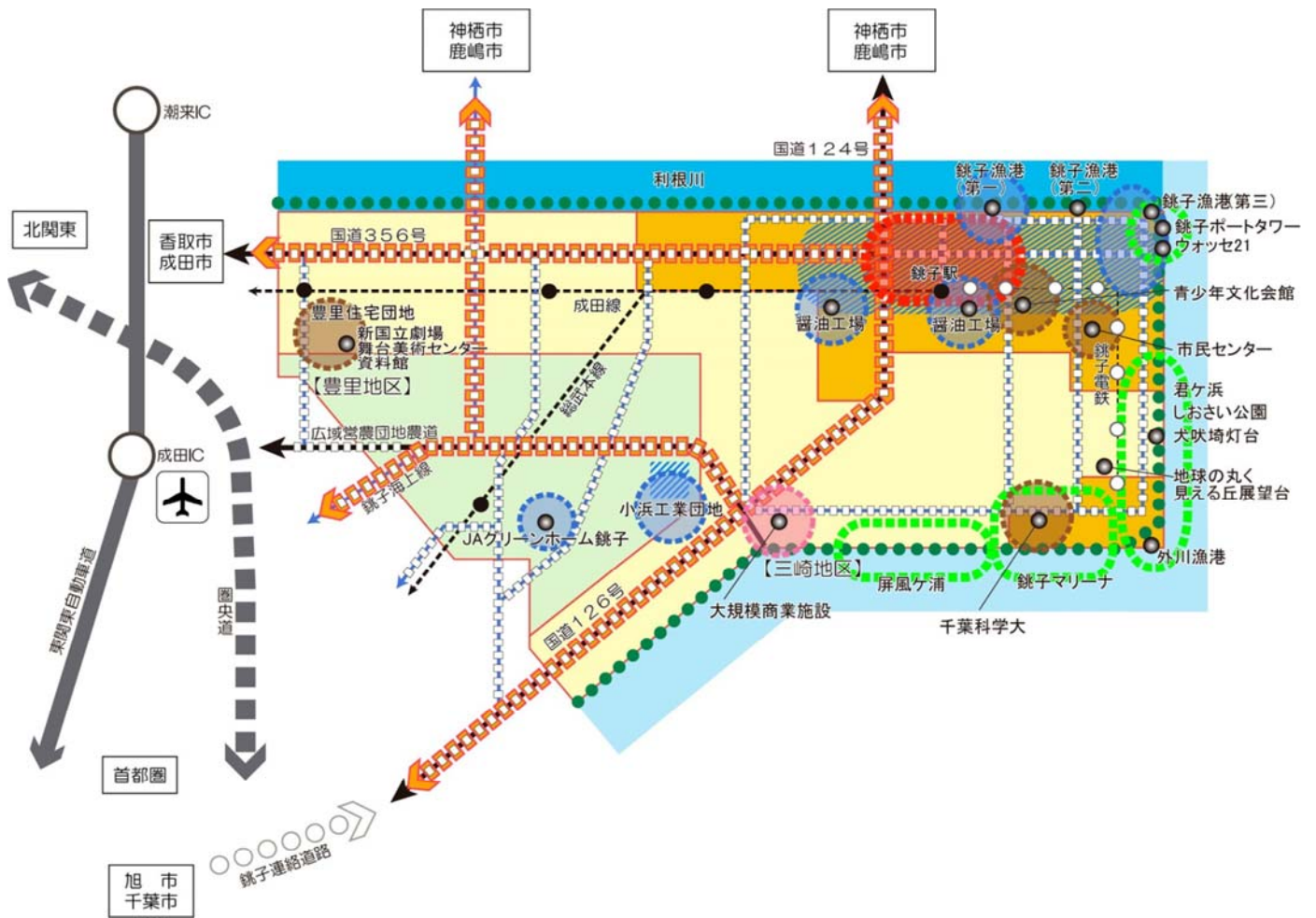
①都市交流核(中心市街地)
主要な交通軸である国道126号と356号交差点から、県道外川港線馬場町交差周辺のJR銚子駅を含む商業施設や公共施設の集積する地域を「都市交流核」として位置づけ、本市の顔として商業・業務・サービス系の土地利用を誘導し、市内観光の玄関口としての拠点都市機能の集積を図ります。
②広域交流拠点
本市の南部に位置する国道126号沿いの三崎地区周辺を「広域交流拠点」と位置づけ、周辺環境と調和を図りながら、その地理的優位性を活かし、市外からも多くの人々を惹きつける、広域的な商圈を対象とした商業施設の集積を促進します。
③産業交流拠点
本市の基幹産業である醤油工場、銚子漁港及び周辺の水産加工施設、小浜工業団地、JAグリーンホーム銚子周辺を「産業交流拠点」として位置づけ、今後も産業機能の核として、さらなる産業の誘致と利便性の高い操業環境の保全と育成を図ります。
④観光交流拠点
銚子ポートタワー・ウォッセ21周辺、海鹿島から犬吠埼・長崎への海岸線、地球の丸く見える丘展望館から銚子マリーナ・屏風ヶ浦へ至る一帯を「観光交流拠点」として位置づけ、観光施設の充実や銚子電鉄との連携、回遊性を促す歩行者・自転車ネットワークの充実を図り、さらなる観光交流機能の向上を図ります。
⑤学術・文化芸術交流拠点
銚子市青少年文化会館のある前宿町公園周辺、市民センター周辺、千葉科学大学周辺及び新国立劇場舞台美術センター資料館周辺を「学術・文化芸術交流拠点」として位置づけ、文化・芸術・教育機能の充実を図ります。

■「軸」の形成

①広域連携軸
<p>千葉市・成田市、神栖市方面と連絡する広域的な交流・連携機能の役割を担う中心軸として、本市の骨格を形成する国道124号・126号・356号とともに、広域営農団地農道、利根かもめ大橋（銚子波崎線）、主要地方道銚子海上線を「広域連携軸」として位置づけ、周辺都市との多様な交流・連携ならびに都市内の連携を強化するとともに、地域特性を踏まえた沿道土地利用の適正な規制・誘導を図ります。</p> <p>また、銚子連絡道路の整備促進を図ります。</p>
②都市内連携軸
<p>広域連携軸を補完し、地域間の交流・連携強化、快適な移動環境の確保や広域連携軸との連絡機能を担う軸として、主要地方道4路線（県道銚子停車場線・県道銚子旭線・県道銚子海上線・県道多古笹本線）、一般県道5路線（県道飯岡猿田停車場線・県道飯岡松岸停車場線・県道外川港線・県道銚子公園線・県道愛宕山公園線）及び主要都市計画道路を位置づけ、地域の発展を図ります。</p>
③水と緑のネットワーク
<p>本市の北側を流れる利根川及び河川敷に広がる緑地、海岸沿いの県道・公園等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、だれもが安全安心に歩いたり、自転車で巡ることのできるネットワークの形成を図ります。</p>

■「ゾーン」の形成

①産業・業務系市街地ゾーン
<p>都市交流核や大規模（醤油）工場、銚子漁港周辺地域を「産業・業務系市街地ゾーン」として位置づけ、産業の発展と雇用の促進を目指し、本市の業務系機能の中心地区と産業の基幹地区としての土地利用を図ります。また、高齢者などが暮らせるまちなか居住環境も促進します。</p>
②住宅系市街地ゾーン
<p>都市的土地利用を促進する区域として、用途地域内の住宅地を「住居系市街地ゾーン」として位置づけ、都市基盤整備の効率的な推進などにより、居住環境を向上させ、魅力ある市街地形成を図ります。</p> <p>市域南側の国道126号沿いの三崎地区の大規模商業施設周辺は、銚子連絡道路の開発インパクトを活用した広域交流拠点として、環境や今後の見通しを見極め、商業的土地利用を検討します。</p> <p>市域西部の豊里ニュータウン等の用途の無指定地域内の既存住宅地は、自然環境に恵まれた環境や住宅地として整備された基盤を活用し、より暮らしやすい居住環境づくりや定住人口の促進に向けて、良好な居住環境の維持・保全を図ります。</p> <p>また、地震に強い安全な居住環境の形成や人口密度等に応じた土地利用の見直しを検討します。</p>
③農業・集落地ゾーン
<p>市街地周辺に広がる豊かな農地や既存集落を「農業・集落地ゾーン」として位置づけ、優良な農地を保全し、無秩序な市街化を抑制し、良好な農業環境と調和した集落地の居住環境の向上を図ります。</p>
④緑地ゾーン
<p>市域の北西から南西に広がる丘陵地を「緑地ゾーン」として位置づけ、保水機能や地球温暖化の抑制、自然景観の観点からも維持・保全を図ります。また、憩いを与える緑地空間として活用を図ります。</p> <p>また、自然環境との調和を図りながら、自然エネルギー発電などの新たな産業の育成を図ります。</p>



凡 例			
	広域連携軸		産業・業務系市街地ゾーン
	都市内連携軸		住宅系市街地ゾーン
	都市交流核		農地・集落地市街地ゾーン
	広域交流拠点		緑地ゾーン
	産業交流拠点		水と緑のネットワーク
	観光交流拠点		
	学術・芸術文化交流拠点		

図 将来都市構造（グランドデザイン）

I-2 分野別の基本方針

分野別の基本方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を踏まえた市全体に関する方針であり、都市計画に係る基本的な方針として今後のまちづくりに反映されるものです。

【分野別施策の体系（方向）】

◆土地利用		
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と地域特性を活かした土地利用の推進	1.都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進	①都市交流核（中心市街地）への都市機能集約及び各拠点の施設等の強化による交流・連携の促進 ②広域連携軸・都市内連携軸沿道の土地利用誘導 ③農業・漁業の振興と新たな産業の創造
	2.地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進	④既成市街地の良好な居住環境の誘導 ⑤協働による地域まちづくりの体制づくり
	3.社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応	⑥地域特性に応じた適正な土地利用の誘導 ⑦社会経済情勢の変化等に応じた土地利用の対応
	4.自然・観光資源の保全・活用	⑧優良な自然環境の保全と活用 ⑨観光資源を活用した地域振興
◆都市施設（道路・交通、公園・緑地等）		
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
活力ある都市活動を支え、暮らしやすいまちを実現する都市施設の整備	1.都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築	①広域交通網の機能強化 ②拠点間と日常生活圏の交流・連携の強化 ③公共交通網の維持（交通不便地域の解消）
	2.人や環境にやさしい交通環境づくり	④歩行者・自転車空間の充実と人にやさしい移動環境の創出 ⑤駐車・駐輪対策の充実
	3.地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり	⑥既存公園・緑地の整備管理と新たな公園・緑地の整備 ⑦緑化の推進
◆都市環境（防災・防犯、下水道等）		
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	1.災害に強いまちづくり	①災害に強い都市基盤の整備 ②日常生活圏における防災性の向上 ③ライフラインの耐震化
	2.安心して暮らせるまちづくり	④防犯に配慮したまちづくり ⑤交通安全に配慮したまちづくり
	3.快適な都市環境・生活環境づくり	⑥適正な下水環境の整備 ⑦上水道・ごみ処理施設の整備
	4.環境にやさしいまちづくり	⑧環境負荷の少ないまちづくり
◆自然・歴史環境		
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり	1.良好な自然環境・資源の保全と活用	①眺みやすい原風景である沿岸地域、河川地域の自然環境（緑地空間）の保全・継承と活用 ②緑地・河川などの自然資源等の保全・活用 ③水と緑のネットワーク ④ジオパーク
	2.地域の特性を活かした歴史資産の保全と活用	⑤市民が誇れる歴史資産の保全と活用
◆中心市街地活性化・都市景観形成		
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
活力あるまちづくりを牽引する都市交流核（中心市街地）づくりと個性を活かした景観づくり	1.都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり	①中心市街地の都市機能の強化 ②都市交流核（中心市街地）にふさわしい市街地景観づくり ③観光交流を活かす景観形成
	2.地域の特性を活かした景観づくり	④日常生活圏における身近な景観づくり ⑤景観への意識の醸成と景観形成のルールづくり

1 土地利用

(1) 基本方針

銚子市は、飯沼観音の門前町、利根水運により栄え、漁業や醤油醸造の地として市街地が拡大し発展してきました。

本市の土地利用は、こうした市街地が基礎となって銚子駅周辺や利根川沿いに市街地が形成され、河口周辺は水産加工施設が多く立地するとともに、東南部の海岸や利根川沿いの水郷筑波国定公園、西南部に広がる東総台地の農地や緑地により構成されています。

土地利用計画は、昭和 12 年に用途地域を定め、昭和 48 年に概ね現在の用途地域となっていますが、約 40 年が経過した中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しており、社会経済情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導が必要となっています。

また、広域交通網や自然・観光資源を活用した交流・連携による賑わいと活力の拠点の創出や、農業・漁業の生産環境や水郷筑波国定公園に指定された自然環境と調和したまちづくりが求められています。

このため、今後の本市の土地利用は、社会経済情勢などに応じた適正化を図るとともに、賑わいのあるまちに向け、既存の都市基盤などを活かし、豊かな自然環境を保全・活用することにより、活力ある人と自然にやさしいコンパクトな都市づくりを進めます。

具体的には、次のような、土地利用における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

**まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と
地域の特性を活かした土地利用の推進**

〔施策の方針〕

- ① 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進
- ② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進
- ③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応
- ④ 自然・観光資源の保全・活用

(2) 施策の方針

1) 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進

施策の方向①:都市交流核(中心市街地)への都市機能の集約及び各拠点の施設等の強化による交流・連携の促進

○都市交流核(中心市街地)の強化・整備

- ・国道126号、国道356号の交差点から県道外川港線馬場町交差点周辺のJR銚子駅を含む地域に形成された市街地は、本市の中心的な機能を担う地区として、都市機能のさらなる集積による魅力の向上を図り、既存市街地を有効に活用して商業の活性化や居住を促進し、交流人口の拡大による賑わいのある魅力的な拠点の創出に努めます。



銚子駅周辺

○広域交流拠点の形成

- ・本市の南部、三崎地区に位置する国道126号沿いの大規模商業施設周辺は、周辺環境と調和を図りながら、その地理的優位性を活かし、広域商業機能を中心とした新たな拠点機能の集積を促進します。



国道126号沿いの
大規模商業施設(三崎地区)

○産業交流拠点の強化・整備

- ・本市の基幹産業である醤油醸造業、銚子漁港及び周辺の水産加工施設、小浜工業団地は、生産環境の保全・整備に努めるとともに、雇用を促進して地域の活性化を図るため、地域特性に応じた関連施設の導入に努めます。
- ・県道飯岡松岸停車場線沿いのJAグリーンホーム銚子周辺は、広域営農団地農道の整備による広域交通条件を活かし、首都圏に対する農産物の供給基地としての集出荷機能の強化を図ります。

○観光交流拠点の整備

- ・銚子ポートタワー・ウオッセ21周辺、海鹿島から犬吠埼・長崎への海岸線、地球の丸く見える丘展望館から銚子マリーナ・屏風ヶ浦へ至る一帯は、観光施設の充実や銚子電鉄との連携、回遊性を促す歩行者・自転車ネットワークの充実を図り、さらなる観光交流機能の向上による地域の活性化を図ります。



銚子ポートタワー・ウオッセ21

○学術・文化芸術交流拠点の形成

- ・青少年文化会館のある前宿町公園周辺や市民センター周辺、千葉科学大学周辺及び新国立劇場舞台美術センター資料館周辺は、既存の施設を有効に活用し、本市の文化、教育、芸術活動などの多彩な交流機能を担う地区として、機能の充実を図り、より利用しやすい環境づくりと交流人口による地域の活性化に努めます。



千葉科学大学

施策の方向②：広域連携軸・都市内連携軸沿道の土地利用誘導

○広域連携軸(国道 126 号・356 号等)

- ・国道等の広域連携軸の沿線は、都市交流核や各交流拠点などの賑わいや交流、周辺都市や市内地域間の多様な連携を創出するため、集客力のある商業施設や広域的な業務施設の立地など、周辺環境との調和を図りながら適正な土地利用を誘導します。

○都市内連携軸(県道・都市計画道路等)

- ・主要地方道・一般県道等の沿線は、市内の地域間や各拠点間との連携を強化し、快適な移動環境を確保するため、沿道商業・業務系サービス施設の立地など、地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

施策の方向③：農業・漁業の振興と新たな産業の創造

○優良な農業生産環境の整備・保全

- ・利根川流域や丘陵地に広がる優良な農地は、生産環境の維持・保全に努めるとともに、首都圏への食糧供給基地としての生産力向上に向けた土地基盤整備や農地利用の集約化など経営基盤の強化を進めます。

○漁業環境の整備

- ・銚子漁港周辺は、大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地として、卸売市場などの生産環境の整備や黒生地区への水産加工関連産業の集積を図るとともに、観光等との連携により地域の活性化を図ります。
- ・外川漁港は、沿岸漁業の拠点港としての整備を促進するとともに、釣り船などの観光資源を活用します。

○新たな産業の立地誘導

- ・農漁業を通じた食育や体験学習型の関連産業の誘導により、耕作放棄地の有効活用や地域産品の付加価値の向上、新たな雇用の創出など、交流機会の拡大による地域振興を推進します。
- ・洋上風力発電など、自然環境とバランスのとれたエネルギー産業などの育成を図るとともに、周辺環境との調和に向けて、風力発電施設の設置可能地域の指定を進めます。

2) 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進

施策の方向④: 既成市街地の良好な居住環境の誘導

○用途地域内の土地利用促進

- ・用途地域内の土地利用は、都市活動の維持・活性化、居住環境の維持と定住人口の増加に向けて、用途に合った土地利用の推進と必要に応じた適正施設の整備・充実を図ります。
- ・市街地集積や都市基盤・生活環境施設を活かし、空き店舗や工場跡地などの有効活用に努め、定住人口の増加や居住環境の改善を図ります。



○生活基盤未整備地区の居住環境の誘導

- ・都市基盤施設や生活環境施設が整っていない地区では、必要に応じた狭あい道路の解消やオープンスペースの確保などにより都市の防災性を高めるとともに、適正用途の立地誘導、緑化の推進、景観誘導などにより、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。

施策の方向⑤: 協働による地域まちづくりの体制づくり

○市民ニーズや地域資源・個性を活かしたまちづくりの推進

- ・市民の多様なニーズを踏まえて、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを推進するため、市民等との協働によるまちづくりの体制づくりや支援策の充実を図ります。

3) 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応

施策の方向⑥: 地域特性に応じた適正な土地利用の誘導

○適正な土地利用

- ・産業の変遷により、用途の指定などが現況の土地利用の実態と沿わない地域は、現況に沿った用途などに見直すとともに、液状化などの災害の起こりやすい地域は、防災・減災に配慮した土地利用への誘導を図ります。
- ・風致地区は、時代に即した適正な形成・保全を図り、自然公園地域と重複した用途地域は、自然と調和しながらも、有効な土地利用に向けて、地域の特性に応じた土地利用の適正化を図ります。

施策の方向⑦: 社会経済情勢の変化に応じた土地利用への対応

○住宅系土地利用の適正化

- ・居住状況の低い地域などは、将来の人口規模に応じた住宅系用途地域の見直しを図ります。また、用途の指定のない地域の既存住宅地は、用途の指定などにより、良好な居住環境の維持保

全を図ります。

○産業業務系土地利用の誘導(産業機能の強化)

- ・銚子連絡道路や広域農道等の広域交通条件の整備を有効に活用し、首都圏への生産物供給基地としての関連産業や再生可能エネルギー産業等の誘導など、新たな産業系土地利用の検討を図ります。

4) 自然・観光資源の保全・活用

施策の方向⑧:優良な自然環境の保全と活用

○自然環境の保全と活用

- ・河川緑地や海岸・水辺、丘陵地などの自然環境は、本市の魅力とやすらぎを生み出す空間として、引き続き保全を図るとともに、身近に自然と親しめる環境づくりに努めます。

施策の方向⑨:観光資源を活用した地域振興

○多様な観光資源の利用促進と地域振興

- ・ボランティア団体との連携・人材育成・PR等による利用を推進し、地域の活性化や交流を図ります。



犬吠埼

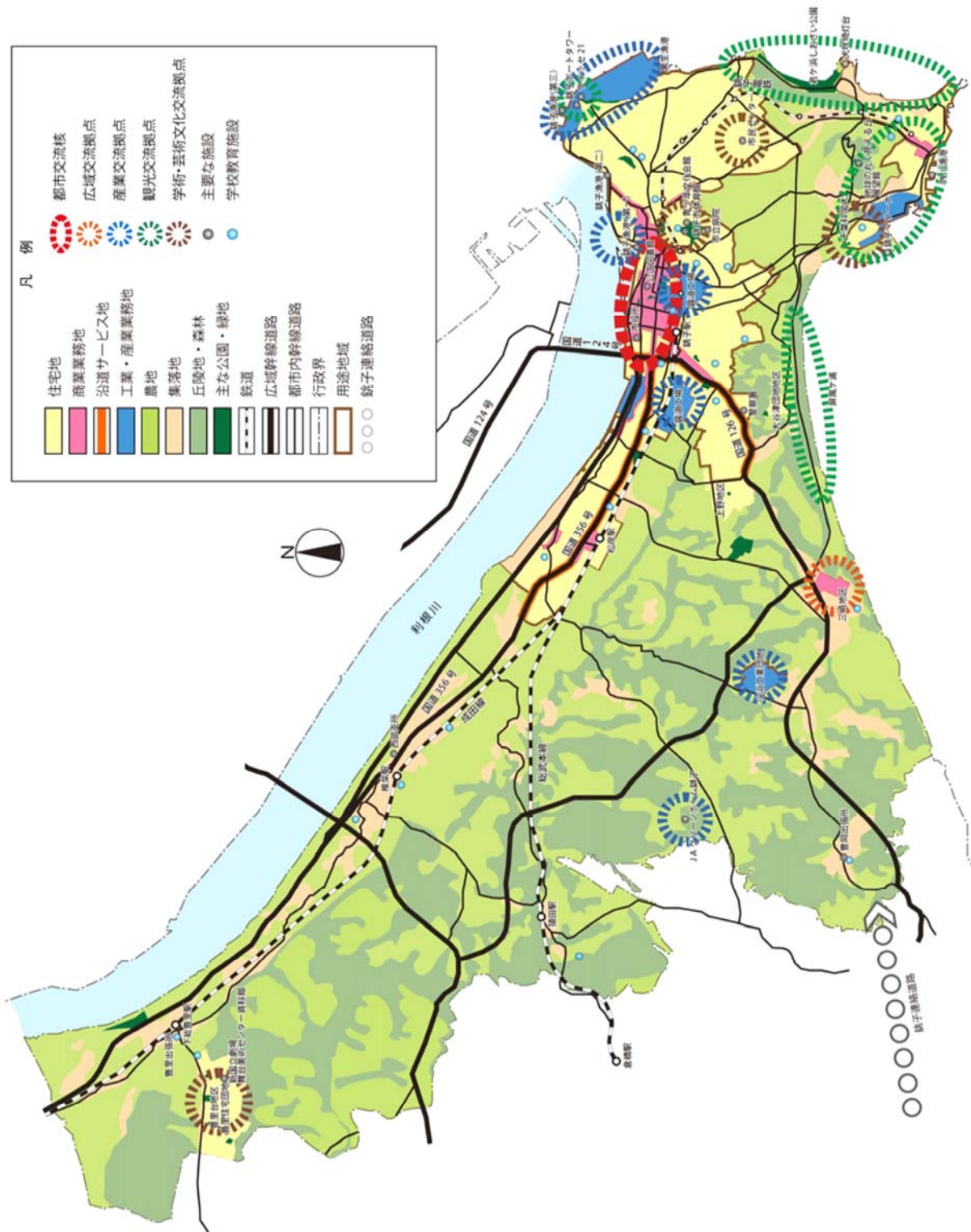


図 土地利用方針

2 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）

（1）基本方針

本市の都市施設としての道路・交通は、国道124号、国道126号・国道356号や広域農道、JR 総武本線・成田線を骨格として、主要交通網が形成されています。

このうち、公共交通（鉄道・バス）の利用者は、ゆるやかな減少傾向にあり、市民の移動手段の多くは自動車利用が主体となっています。

このため、本市の交通体系は、引き続き国道・広域農道等の広域連携軸による周辺都市との交流や主要県道・都市計画道路等を中心とする都市内連携軸による市内相互の連携の強化を図るとともに、少子高齢化や安全安心な暮らしにも配慮し、公共交通機関の利用促進や歩行者・自転車の利便性の向上を進め、誰もが快適で暮らしやすい交通体系づくりが必要となっています。

また、市民の快適な暮らしの向上を図るため、既存の公園・緑地の整備・管理に努めるとともに、自然資源や地域資源を活かした魅力ある公園・緑地づくりによるやすらぎとうるおいのある空間を創出し、人口減少や高齢化社会に対応した地域コミュニティ機能の維持、防災機能の強化に向けた整備が求められています。

これら状況を踏まえ、今後の本市の都市施設は、既存の施設を有効に活用しつつ、市民生活の維持や快適性の向上に加え、より活発な市民活動を支える整備を目指します。

具体的には、次のような、都市施設における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまち を実現する都市施設の整備

〔施策の方針〕

- ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築
- ② 人や環境にやさしい交通環境づくり
- ③ 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

(2) 施策の方針

1) 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

施策の方向①: 広域交通網の機能強化

○銚子連絡道路

・地域高規格道路である銚子連絡道路は、首都圏及び千葉方面からのアクセス向上、国道126号等の交通渋滞の緩和のため、整備促進と完全事業化の実現へ向けた対応を進めます。

○広域幹線道路

・周辺の主要都市と本市を結ぶ国道や広域営農団地農道等の広域幹線道路は、整備改良を推進し、交通渋滞の解消や都市間の交流、連携の強化を図ります。

○JR 総武本線・成田線

・JR 総武本線・成田線は、運行ダイヤの改善等による利便性の向上を促し、首都圏や周辺主要都市に対する移動環境の維持・向上を図ります。

○高速バス

・高速バスは、広域幹線道路を活用した高速バス路線の充実を促すとともに、他の交通機関との連絡性を強化し、主要都市とのアクセスと利便性の向上を図ります。



主要地方道銚子海上線



JR 総武本線

〔参考：銚子市の道路分類〕

◆広域幹線道路

都市間や通過交通などの比較的長い移動交通を大量に処理する規格の高い道路で、地域高規格道路、国道、広域営農団地農道等が該当します。機能としては、隣接市町との連絡や市内の地域間の交通も受け持ちます。

- ・地域高規格道路：銚子連絡道路
- ・国道：国道124号、国道126号、国道356号
- ・広域営農団地農道
- ・利根かもめ大橋（県道銚子波崎線）・主要地方道銚子海上線

◆都市内幹線道路

隣接市町との連絡や市内の地域間の交通を受け持つとともに、広域幹線道路相互の連絡を受け持つ道路で、主要地方道、一般県道、都市計画道路（広域幹線道路以外）、主要な市道が該当します。

- ・主要地方道：銚子停車場線、銚子旭線、銚子海上線、多古笹本線
- ・一般県道：飯岡猿田停車場線、飯岡松岸停車場線、外川港線、銚子公園線、愛宕山公園線
- ・都市計画道路
- ・主要市道

施策の方向②: 拠点間と日常生活圏の交流・連携の強化

○都市内幹線道路

- ・拠点間や日常生活圏を連携する主要地方道、一般県道や都市計画道路、主要市道は、引き続き効率的な整備を図り、交通の円滑化や利便性の向上に努めます。また、県道愛宕山公園線（銚子ドーバーライン）や県道銚子公園線等の整備促進により、銚子半島外周道路の連結を図ります。
- ・長期間未整備な都市計画道路は、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、路線の見直しを行います。



県道愛宕山公園線(銚子ドーバーライン)

○銚子電気鉄道

- ・銚子電気鉄道は、地域や観光の移動手段として、運行ダイヤの改善や他の交通機関との連絡性の強化により、利便性やサービス水準の向上を促します。



銚子電気鉄道

○生活交通(路線バス)

- ・路線バスは、車を運転できない高齢者や児童・生徒などの日常生活の重要な移動手段として、路線の保全に努めます。

2) 人や環境にやさしい交通環境づくり

施策の方向③: 公共交通網の維持(交通不便地域の解消)

○銚子電気鉄道・路線バスの効率的な維持

- ・銚子電気鉄道及び路線バスは、市民の日常生活の移動手段であるばかりでなく、環境にやさしい交通機関として路線の効率的な維持を図ります。また、JR線との連絡性と利便性の向上に努めます。

○新たな生活交通の導入

- ・バス路線が無い地域では、乗合タクシーやデマンド交通等の導入検討を進め、生活交通対策の充実と交通空白地域・交通不便地域の解消に努めます。



路線バス

施策の方向④: 歩行者・自転車空間の充実と人にやさしい移動環境の創出

○拠点等における移動円滑化の推進

- ・各拠点地域や主要鉄道駅周辺、日常生活圏では、歩道の整備や段差解消等のバリアフリー化、歩行者・自転車が快適に通行できる空間の整備、街路灯などの交通安全施設の整備を推進し、安全で安心な移動環境づくりを進めます。

○歩行者・自転車ネットワークづくり

- ・都市交流核（中心市街地）や観光交流拠点では、まちなか歩き観光や観光施設相互を連絡する歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・海岸や利根川沿いの歩道・自転車道の延伸整備を促進し、観光資源、自然資源等をより安全で快適に回遊できる歩行者・自転車道のネットワーク形成を図ります。

施策の方向⑤：駐車・駐輪対策の充実

○公共交通と自動車・自転車交通との連携

- ・市街地や鉄道駅周辺では、駐車場・駐輪場の適正な配置や利便性の向上に努め、鉄道・高速バス・路線バスの利用を促し、公共交通と自動車・自転車交通との連携によるまちづくりを進めます。

3) 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

施策の方向⑥：既存公園・緑地の整備管理と新たな公園・緑地の整備

○既存公園・緑地の維持・整備と新たな公園の整備

- ・既存の公園・緑地は、老朽化した遊具等の計画的な改修により子供が安全・安心に遊べる憩いの場として管理していきます。また、防災やレクリエーションなどの多様な機能を有する空間としても整備を推進します。
- ・未整備の都市計画公園は、社会経済情勢による周辺条件の変化や地域ニーズなどを踏まえ、計画や位置の見直しを行います。
- ・地域バランスのとれた新たな公園・緑地の計画的な配置と整備を進め、住民一人当たり都市公園等面積 10 m²以上を目標に、都市施設の向上に努めます。



清川町第二公園

○自然公園の維持・活用

- ・君ヶ浜しおさい公園は、海と親しめる観光交流資源であるとともに、犬吠埼の眺望景勝地として維持・活用を図ります。



君ヶ浜しおさい公園

施策の方向⑦：緑化の推進

○緑地の維持管理と緑化の推進及び普及啓発

- ・緑地の保全及び緑化の推進に向けて、「緑の基本計画」を策定し、市域全域における公園・緑地や緑地資源の保全・活用方向の検討を進めます。
- ・市民等との協働による緑化活動や美化活動を促進し、良好な都市環境の維持管理を図ります。

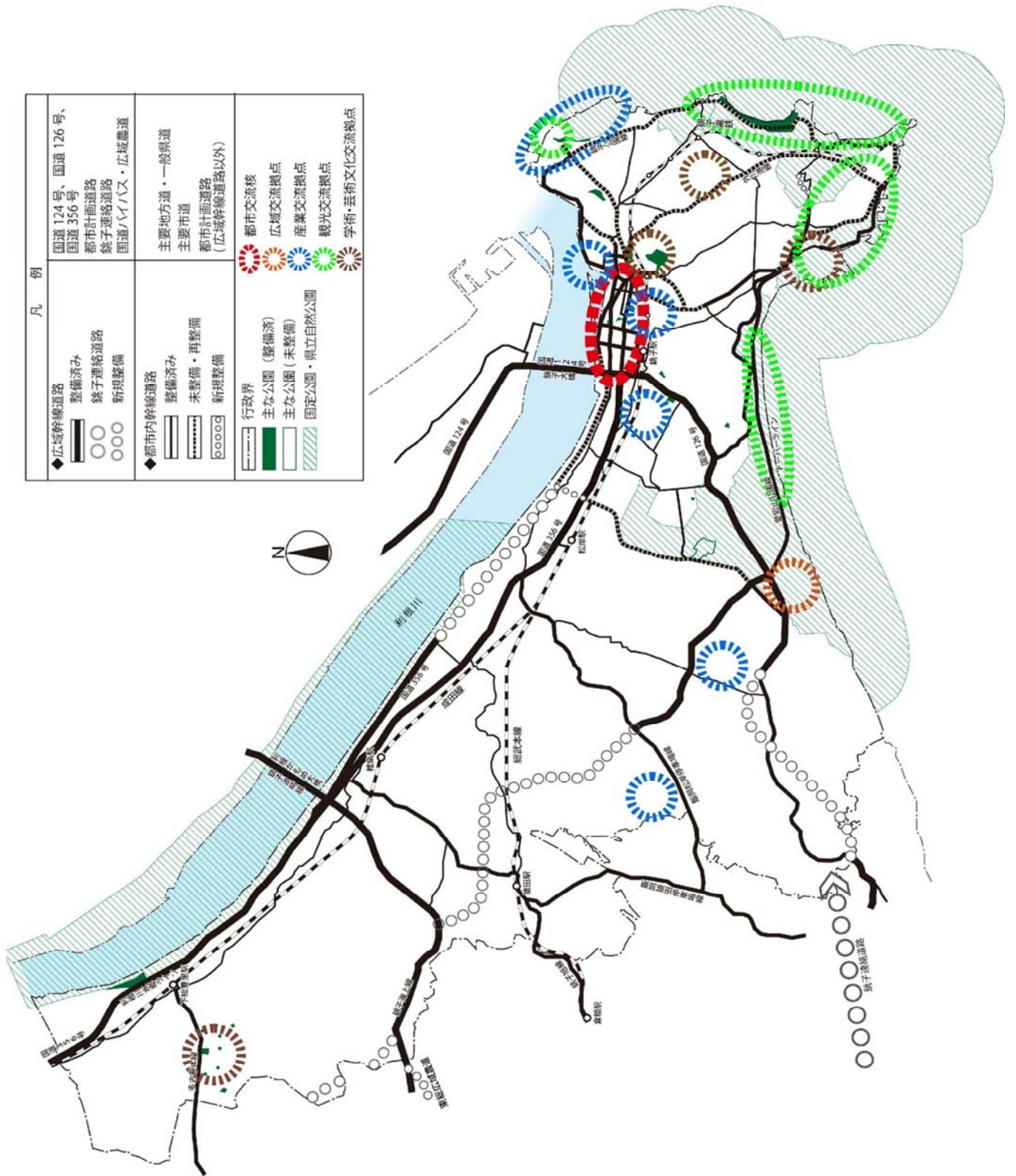


図 都市施設策方針

3 都市環境（防災・防犯、下水道等）

（1）基本方針

本市は、市民の安全で安心な暮らしに向けて、「地域防災計画」に基づく総合的な防災対策の実施、防犯対策、交通安全対策を進めてきました。また、質の高い生活環境の形成に向けた下水道等の整備も進めていますが、今後も継続的な施設整備が必要となっています。

防災面では、東日本大震災による被災教訓だけでなく、近年の集中的・局所的な豪雨の発生に備え、震災や風水害などに対する防災機能の強化を計画的に推進させた、災害に強いまちづくりが必要となっています。また、犯罪の多様化や交通事故などに対する市民意識の高まりに対し、防犯性や交通安全の向上が求められています。

一方、廃棄物の不法投棄などによる環境汚染は、本市でも例外ではなく、防止対策の強化とともに、ゴミの減量化やリサイクル活動などなど、地球温暖化対策や環境負荷の少ない社会への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の本市の都市環境は、引き続き自然環境との調和を図りながら、安全・安心に暮らせるまちづくりや、環境負荷の少ない都市環境づくりを図り、快適に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、都市環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

<p>■基本方針</p> <p style="text-align: center;">安全・安心・快適に暮らせるまちづくり</p>
<p>〔施策の方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強いまちづくり ② 安心して暮らせるまちづくり ③ 快適な都市環境・生活環境づくり ④ 環境にやさしいまちづくり

(2) 施策の方針

1) 災害に強いまちづくり

施策の方向①: 災害に強い都市基盤の整備

○防災を意識した都市基盤の整備

- ・地震（津波）や豪雨をはじめとする自然災害へ備え、河川堤防・海岸保全施設の整備による津波対策を促進するとともに、中小河川整備や排水施設整備による水害対策を推進します。また、急傾斜地崩壊危険区域の整備により、土砂災害の防止を図ります。
- ・震災等から住民を安全に保護するため、避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯となる都市計画道路や既存道路等の効率的な整備を進めます。あわせて、都市公園等の活用による避難場所の確保、整備を図ります。

○防災拠点、救援・救護拠点の整備、機能強化

- ・市役所や消防署等は、救援・救護活動の拠点として、防災機能の強化を図ります。また、周辺建築物の不燃化の促進により、防火性の向上に努めます。
- ・広域交流拠点では、周辺地域からの避難機能とともに補給機能の向上を図ります。



銚子市役所

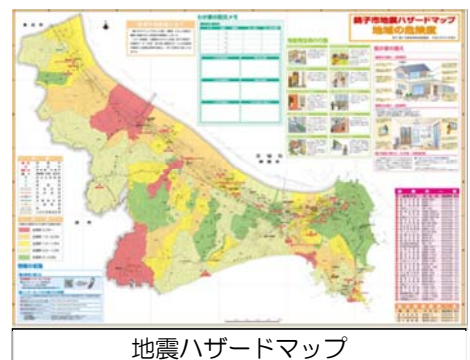
施策の方向②: 日常生活圏における防災性の向上

○公共公益施設等の耐震性の向上・不燃化等

- ・市役所支所や学校等の公共公益施設は、災害時の避難場所や避難収容施設として耐震化・不燃化を推進します。また、周辺の民間建築物の耐震性の向上とともに、ブロック塀などの耐震化や生垣への誘導に努めます。

○防災・減災機能の強化

- ・自然災害や火災等の大規模災害に対しては、「地域防災計画」に基づき、市民と協働による総合的な防災対策を引き続き実施します。
- ・災害時における安全な避難行動や被災の未然防止に努めるため、地震（津波）や水害など災害別のハザードマップの充実を図ります。



地震ハザードマップ

施策の方向③: ライフラインの耐震化

○ライフラインの耐震化の促進

- ・上下水道、電気、ガス、通信、道路（橋梁）などのライフラインは、震災等への被害軽減を図るため施設の耐震化を進めます。

2) 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向④:防犯に配慮したまちづくり

○通学路等の防犯性の向上

- ・通学路等は、防犯灯などの設置を推進し、日常生活圏における防犯性の向上を図ります。

○公園等の視認性の向上

- ・公園等では、外部からの視認性を考慮した植栽配置などに努め、防犯性の高いまちの創出を図ります。



中央みどり公園

施策の方向⑤:交通安全に配慮したまちづくり

○地域交通対策の推進

- ・交通事故の未然防止に向けて、商業地の駐車・駐輪対策や住宅地での通過交通の適正誘導、速度規制、狭あい道路の解消など、地域に応じた交通対策を進めます。

○安全対策の推進

- ・歩行者などの安全確保を図るため、歩道や自転車道の整備などの推進とともに、交通安全施設の整備に努めます。

3) 快適な都市環境・生活環境づくり

施策の方向⑥:適正な下水環境の整備

○市街地における公共下水道整備区域の整備

- ・公共下水道は、銚子市污水適正処理構想に基づき、市街化の動向に配慮して引き続き効率的な整備と施設の改築更新を進めます。

○集落地等での合併処理浄化槽の整備

- ・公共下水道計画区域以外の集落地等は、合併処理浄化槽の普及を推進します。

施策の方向⑦:上水道・ごみ処理施設の整備

○上水道

- ・老朽化した配水管等の更新や浄水場などの水道施設の適正な施設更新により、安全で安定した良質な水の供給に努めます。

○ごみ処理

- ・老朽化した施設の更新等に対応するため、環境負荷軽減等を図りながら、新たに東総地区（銚子市・旭市・匝瑳市）での広域的なごみ処理施設の適正配置に努めます。

4) 環境にやさしいまちづくり

施策の方向⑧:環境負荷の少ないまちづくり

○再生可能エネルギーの導入・利用促進

- ・風力や太陽光、潮力・波力、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

○健全な水循環システムの保全

- ・健全な水循環システムの保全や水質の改善に向けて、緑地や農地などの保全による水の涵養機能の向上に努めるとともに、下水環境の整備を推進します。

○環境基本計画に基づく環境対策の推進

- ・環境負荷の少ない地球環境のやさしいまちづくりを目指すため、不法投棄の監視、廃棄物の適正な処理などに取り組むとともに、環境基本計画に基づく環境対策を引き続き推進します。



風力発電施設

4 自然・歴史環境

(1) 基本方針

本市は、犬吠埼や屏風ヶ浦に代表される変化にとんだ海岸線、利根川流域の水辺と緑地、丘陵地や斜面緑地など、風光明媚で豊かな自然環境・地質遺産を有し、水郷筑波国定公園、県立九十九里自然公園に指定されています。

これら自然環境は、水源の涵養や生態系の保全地としてだけでなく、市民、来訪者の憩いの場や観光資源となっています。

また、猿田神社、渡海神社、川口神社といった自然林を有する神社や歴史ある飯沼観音などは、郷土への愛着や親しみを感じる地域資源、原風景として機能しています。

このように、本市の特性である豊かな自然環境と歴史資産を保全し、次の世代に引き継ぎ、市民と協働し、自然や歴史と共生したまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、自然・歴史環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり

〔施策の方針〕

- ① 良好な自然環境・資源の保全と活用
- ② 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

(2) 施策の方針

1) 良好な自然環境・資源の保全と活用

施策の方向①：銚子らしい原風景である沿岸地域、河川地域の自然環境(眺望空間)の保全・継承と活用

○水郷筑波国定公園内の自然環境の保全・継承と活用

- ・犬吠埼をはじめとする海岸線や屏風ヶ浦の海食崖などの豊かな自然、景勝地等として指定される水郷筑波国定公園は、保全・継承を図るとともに、観光資源として活用を図ります。



愛宕山からの眺望

○利根川河川区域の親水空間の整備・保全

- ・利根川河川区域は、親水施設の整備を促進するとともに、利根川流域の緑地、水辺環境の保全を図ります。

施策の方向②：緑地・河川などの自然環境等の保全・活用

○緑地・河川等の自然環境の維持

- ・清水川、高田川、三宅川等の主要河川や七つ池といった農業用ため池は、身近に自然を感じられる水辺空間として、下水環境の整備による水質の改善などを進め、散策や憩いの場としての活用を図ります。
- ・丘陵地に広がる緑地とそれを縁取る斜面緑地は、温室効果ガスの吸収や水の涵養、生態系を保全するとともに、自然探索の場として活用を図ります。



丘陵地を縁取る斜面緑地

施策の方向③：水と緑のネットワーク

○水と緑のネットワーク

- ・水辺への散策路として利根川沿いや太平洋の海岸沿いに自転車道を整備し、自然緑地内を巡る水辺と緑地のネットワークの形成を促進します。

施策の方向④:ジオパーク

○地質遺産の活用

- ・犬吠埼や屏風ヶ浦などの中生代ジュラ紀から形成された地層を代表する地質遺産は、浅海堆積物など教育資産の学習の場としての活用を図るとともに、「銚子ジオパーク」としての魅力を発信し、観光資源として地域の活性化に努めます。



屏風ヶ浦

2) 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

施策の方向⑤:市民が誇れる歴史資産の保全と活用

○歴史資産や文化財

- ・猿田神社、渡海神社、川口神社などの自然林を有する神社や歴史ある飯沼観音などの歴史資産や文化財は、銚子市のなりたちや営みを残し、ふるさとの歴史にふれあえる資産として保全するとともに、まちなか観光などにおける資産として活用を図ります。



飯沼観音



渡海神社

5 中心市街地活性化・都市景観形成

(1) 基本方針

本市の都市交流核（中心市街地）は、漁業や醤油醸造業、水運の拠点として商業機能が集積された地区であり、また、戦後に行われた銚子都市計画復興土地区画整理事業により、都市基盤の整備が進んだ地区です。

本地区は、銚子駅前通りシンボルロード事業や本通りマイロード事業及び銚子銀座通りココロード事業などで都市基盤整備を進めてきましたが、近年における社会経済環境の変化の中で、経済活動の中心が遷移し、衰退・空洞化が進んでいます。

このため、本地区は、本市のまちの顔として、また、商業業務の中心的役割を担う地区として、来訪者を地区内へ誘導し、交流人口の拡大を図ることで、賑わいや活力を再生することが必要となっています。

また、中心市街地にふさわしいシンボリックな景観や日常生活圏の良好な市街地景観の形成を促進し、地域のさらなる魅力の創出と市街地活動の活性化が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の中心市街地では、都市機能の集積や既存の都市施設を有効に活用し、商業の活性化や観光機能の強化等を図ることで、都市交流核としての賑わいや活力を創出します。また、市民と協働による景観意識の醸成により良好な都市景観の形成を図ります。

具体的には、次のような、中心市街地活性化・都市景観形成における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと個性を活かした景観づくり

〔施策の方針〕

- ① 都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり
- ② 地域の特性を活かした都市景観づくり

(2) 施策の方針

1) 都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり

施策の方向①：中心市街地の都市機能の強化

○中心市街地の都市機能のさらなる集積による魅力の向上

- ・都市交流核（中心市街地）は、商業・業務、行政・文化、医療などの機能集積と都市基盤を有効に活用し、市民や商業者などとの連携による地域ニーズに応じた商業、観光機能の強化と市民生活サービス機能の充実を図り、市民・来訪者の多様な交流と賑わいの創出に努めます。
- ・市役所をはじめとする公共公益施設が集積する特性を活かし、行政サービス機能や災害時の救援・救護活動の拠点機能の充実を図ります。



銚子駅前通り

○市街地の有効活用による商業の活性化

- ・銚子漁港第一卸売市場から銀座通り周辺の商店街は、既存の商業施設、道路・公園、水辺空間を有効に活用した継続的な商業の活性化を進めます。
- ・商店街情報、イベント情報の充実や空き店舗の地域ニーズに応じたコミュニティ施設としての活用など、市民との協働により、まちの賑わいや魅力の創出を図ります。



銚子銀座通りココロード

○高齢者等の生活を支えるサービス施設整備や機能更新の誘導

- ・高齢者の生活支援（高齢者支援ビジネス・介護福祉系サービス）や託児・子育て支援による女性が働きやすい環境づくりなどの施設整備や機能更新を誘導し、まちなかに居住する高齢者等が快適に暮らせる環境づくりに努めます。
- ・これら機能に居住空間をあわせて誘導し、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住まいの確保に努めます。

施策の方向②：都市交流核にふさわしい市街地景観づくり

○シンボリックな風格のある景観の形成

- ・銚子駅前通りは、本市の玄関口として代表されるシンボリックな都市空間であり、建築物の意匠や形態の検討、色彩の統一化とともに街路樹の維持保全に努め、広幅員歩道や街路灯などの統一された道路空間と調和したまちなみづくりを図ります。



銚子駅前広場

- ・地域の特性を活かした景観を形成するため、電線の地中化の推進とともに、屋外広告物の設置基準の検討などを進め、より歩くことが楽しく、にぎわいを創出する沿道景観の誘導に努めます。

○水辺環境の形成

- ・利根川河岸は、銚子大橋や銚子漁港の雄大な河口景観が眺望でき、市民が憩える場所として、水を身近に感じる景観の創出に努めます。
- ・河岸公園周辺は、市民の憩いの場としてだけでなく、銚子駅と第一卸売市場を結ぶ、観光客の市内回遊路の連絡地として活用し、利根川・漁港と調和した景観の形成を図ります。



河岸公園でのイベント風景

2) 地域の特性を活かした景観づくり

施策の方向③：観光交流に活かす景観形成

○観光資源の魅力ある景観づくり

- ・犬吠埼や屏風ヶ浦、銚子電気鉄道など観光資源の魅力の向上を図るため、自然環境・観光資源の保全とともに、来訪者が観たい景色を心地よく観る事が出来るよう、視点の確保など観る場所の環境整備にも努め、景観を通じた観光交流人口の拡大につなげます。

施策の方向④：日常生活圏における身近な景観づくり

○統一感あるまちなみの形成

- ・住宅地は、統一感ある街区として質の高いまちなみを形成するため、地区計画や建築協定等のまちづくりルールにより、壁面の色彩や建物高さの統一等の適切な誘導を図ります。



住宅地のまちなみ（前宿町）

○寺社等の地域の景観資産の保全

- ・歴史ある飯沼観音や外川のまちなみは、歴史資産としてだけでなく、銚子の懐かしい景観を表す景観資産として保全を図ります。

施策の方向⑤：景観への意識の醸成と景観形成のルールづくり

○景観条例や景観法に基づく景観計画の策定

- ・地域の良好な景観形成に向けて、景観条例や景観法に基づく景観計画の策定をしていきます。

○市民と協働による緑化や景観形成のルールづくり(協定等)

- ・緑の基本計画の策定や景観法等を活用した協定などのルールづくりを進め、市民等との協働に

による緑化や景観形成を推進します。

○緑化や美化などの支援と景観への意識の醸成

- ・市民団体等による緑化や美化への取組みを支援・育成するとともに、景観資産の活用を通じ、景観に対する意識の醸成や啓発に努めます。

第Ⅱ章 地域別構想

Ⅱ-1 地域別構想での地区区分

Ⅱ-2 地域別構想



第Ⅱ章 地域別構想

Ⅱ－1 地域別構想での地区区分

1 地域別構想の考え方

地域別構想は、全体構想に示した分野別の基本方針に基づき、地域ごとの課題に応じた、より身近なまちづくりの方向を示すものです。

具体的には、全体構想を踏まえ、市内各地域について、「地域の概況」、「地域の現状と課題」、「地域づくりの目標」、「地域まちづくり方針」などを示します。

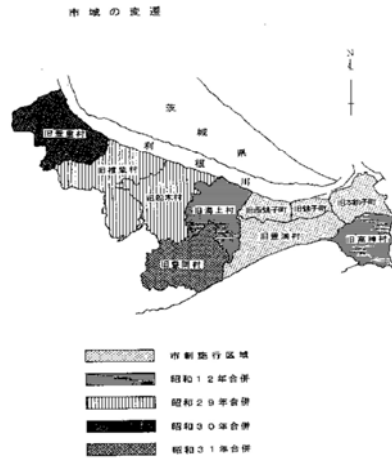
2 地区区分の設定

地域区分の設定については、土地利用区分（都市的土地利用、自然的土地利用）や地域の特性、地形・地理的条件（小学校区、市役所支所及び出張所の状況等）を基本として、以下のように、「東部地域」、「中央地域」、「西部地域」の3地域に区分して設定します。



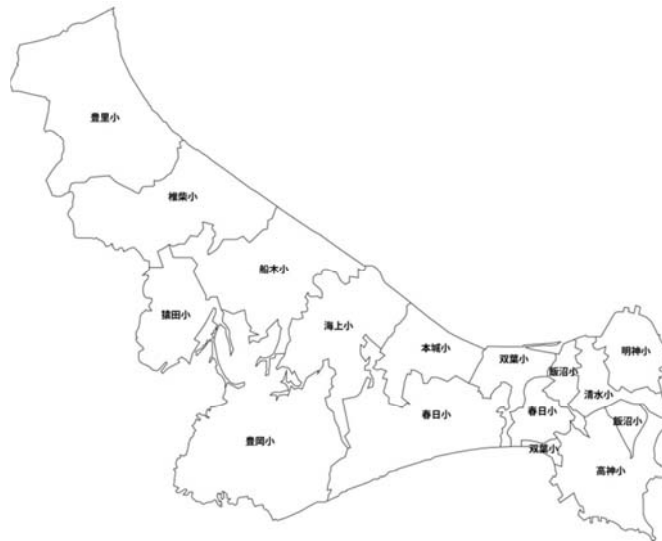
図 地区区分

《参考：市域の変遷》



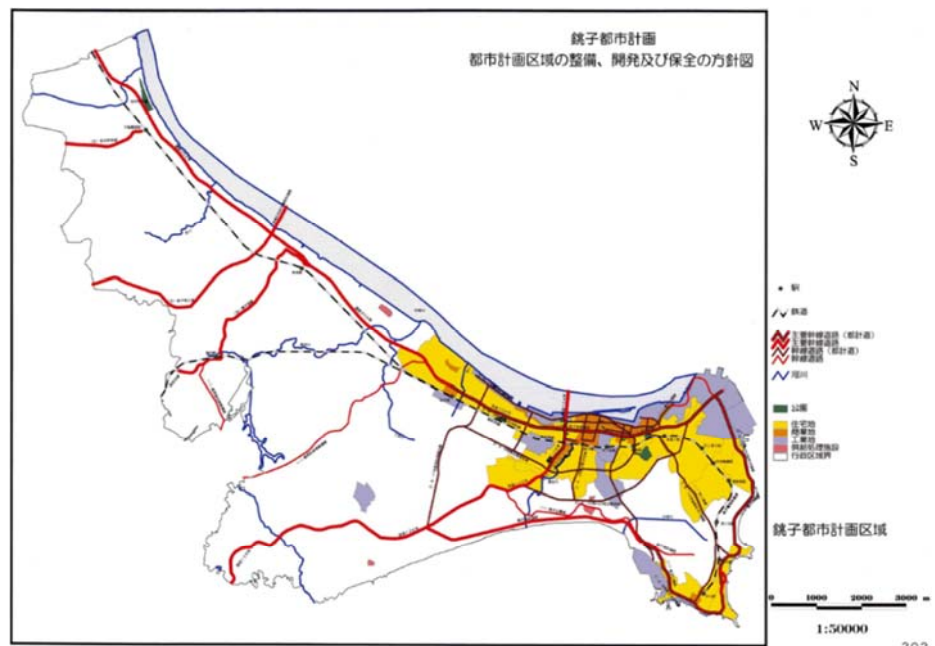
(資料：鉾子市統計書)

《参考：小学校区図》



(資料：鉾子市)

《参考：「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における土地利用区分》



Ⅱ-2 地域別構想

1 東部地域

① 地域の概況

(1)位置と地勢

本地域は市域の東部に位置し、三方を太平洋と利根川に囲まれています。利根川が海に注ぐ河口部一帯には、全国屈指の水揚げを誇る銚子漁港があり、埋立地を含む後背地には水産加工施設やその関連施設及び住宅群が広がっています。

最東端部には犬吠埼があり、風光明媚な海岸線と周辺地域は水郷筑波国立公園に指定されています。また、その内陸部には、本市で最も標高の高い愛宕山があり、その西側にはキャベツ栽培を中心とした畑地帯が広がっています。

地域東方の最南部には、江戸時代につくられた外川漁港があり、その傾斜地に外川の集落が広がっています。西方には名洗港があり、その埋立て造成した後背地には水産加工団地や銚子マリーナ、千葉科学大学が立地しています。さらに西方には、中央・西部地域に連なる断崖絶壁の屏風ヶ浦が続いています。



(2)人口と土地利用

〔人口・世帯数〕 住民基本台帳（平成 25 年 4 月 1 日現在）

- 人 □ 25,439 人
- 世帯数 11,010 世帯
- 高齢化率 32.51%

〔土地利用〕

- 市街地（用途地域内） ・ 県道銚子公園線、外川港線沿線を中心に住宅市街地や水産加工施設が形成
- 市街地外（用途地域外） ・ 地域中央部から愛宕山周辺は、畑地帯とともに住宅地や集落地が分布

(3)交 通

〔道 路〕

- 都市内幹線道路（重複都市計画道路） ・ 一般県道 銚子公園線(川口町外川港線)、外川港線(後飯町外川港線)、愛宕山公園線
- 都市計画道路 ・ 整備済み 名洗港線 計 1 路線
- ・ 未整備 川口町三崎町線、新生外川港線ほか 計 8 路線（一部含む）

〔公共交通〕

- 鉄道
 - ・銚子電気鉄道 外川駅、犬吠駅、君ヶ浜駅、海鹿島駅、西海鹿島駅
笠上黒生駅、本銚子駅
- 高速バス
 - ・銚子～東京駅・浜松町線
- 路線バス
 - ・川口線、長崎線、千葉科学大学線、外川線、海鹿島線、岬めぐりシャトルバス

(4)主要施設及び地域資源

〔主要施設〕

- 教育施設
 - ・小学校 高神小学校、明神小学校、清水小学校
 - ・中学校 第一中学校、第二中学校
 - ・大学 千葉科学大学
- 公共公益施設
 - ・保育施設 第二保育所、第三保育所、海鹿島保育所、外川保育園
 - ・保健福祉施設 養護老人ホーム長崎園 ほか
 - ・文化、体育施設 市民センター
 - ・消防、警察 高神分遣所、犬吠駐在所 ほか
 - ・その他 銚子地方气象台、銚子海上保安部、銚子漁港事務所、銚子水産事務所 ほか

〔地域資源〕

- 観光資源
 - ・犬吠埼温泉郷、海鹿島、長崎、銚子マリーナ海水浴場、銚子マリーナ、地球の丸く見える丘展望館、銚子ポートタワー、ウオッセ21、君ヶ浜しおさい公園、東部不動ヶ丘公園、イルカ&クジラウォッチング ほか
- 自然環境
 - ・犬吠埼、君ヶ浜海岸（保安林）、長崎海岸、屏風ヶ浦や犬岩などの銚子ジオパーク
- 歴史資産、文化財
 - ・犬吠埼灯台、渡海神社、外川のまちなみ、川口神社、粟島台遺跡、犬若（義経伝説）、銚子萬祝式大漁旗、文学碑めぐり
- その他
 - ・銚子漁港、外川漁港、銚子電鉄、大潮まつり

② 地域の現状と課題

(1) 土地利用

〔現状〕

- 本地域の海岸沿いでは、水郷筑波国立公園に指定された犬吠埼をはじめとする海岸線や屏風ヶ浦などの豊かな自然、景勝地等が広がり、観光資源として活用されています。
- 川口、外川地区等には漁港や水産加工施設等が立地しています。また、丘陵部には畑地帯が広がり、これらと中央地域から引き続く市街地により、本地域は構成されています。
- 本地域には、犬吠埼灯台やウオッセ21をはじめ、交流の核となる観光資源が数多く存在していますが、日帰り・立ち寄り型観光地としての傾向が強くなっています。
- 千葉科学大学及び市民センターは、学術・芸術文化交流拠点として位置づけており、協働のまちづくりの拠点として期待されます。
- 高神地区周辺に広がるかつての水田地帯は、ほとんどが畑地に転換され、キャベツを中心とした野菜栽培が行われています。
- 銚子マリーナや潮見町水産加工団地を含む潮見町埋め立て地周辺は、名洗港を核に港湾として管理運営するための臨港地区が指定されているものの、現在では、千葉科学大学の立地など学術・芸術文化としての土地利用もされています。



市民センター

〔課題〕

- ◆海岸線や景勝地等の自然環境の維持、保全と観光資源としての活用、
- ◆産業の拠点である漁港周辺の整備、水産加工施設の集積及び観光との連携
- ◆学術交流拠点の有効活用と機能の充実
- ◆自然公園地域と重複した住居系用途地域での社会情勢に応じた適正な土地利用の対応
- ◆臨港地区の指定見直し

(2) 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）

〔現状〕

- 都市内幹線道路
 - 県道銚子公園線が海岸線を巡り、県道愛宕山公園線（銚子ドーバーライン）が三崎町から天王台まで位置し、現在、犬吠埼への延伸が計画されています。
 - また、県道外川港線や市道1001号線等が市街地からの各拠点への連携軸として機能しています。
- 都市計画道路は、用途地域内を中心に9本が計画されていますが、長期間未整備な路線が多くみられ、将来的な必要性について検証が必要と思われます。
- 公共交通機関として、銚子電気鉄道が銚子駅から外川駅まで運行しており、地域内には観音駅を



県道銚子公園線

はじめ8駅が設置されています。また、路線バスはJR銚子駅を起点として、川口・ポートタワーへの路線のほか5路線が運行されており、高速バス路線も一部の便を除き、地域内まで乗り入れています。なお、銚子電気鉄道及び路線バスともに、近年、利用者の減少傾向が続いています。

○公園・緑地では、観光交流拠点内には君ヶ浜しおさい公園や銚子マリーナ海浜公園などが配置され、イベント会場としても利用されています。近隣住民向け公園としては、後飯町公園などもありますが、今後も地域バランスのとれた公園配置が求められます。

【課題】

- ◆銚子半島外周道路連結のため、県道愛宕山公園線（銚子ドーバーライン）や県道銚子公園線の整備促進及び市街地を形成する道路ネットワークの整備
- ◆公共交通機関の運行維持
- ◆海岸や利根川沿いの観光資源、自然資源等を安全で快適に回遊できる歩行者、自転車道ネットワークの形成
- ◆市街地や駅周辺における駐車場・駐輪場の適正配置
- ◆地域バランスのとれた公園の整備

(3) 都市環境（防災・防犯、下水道等）

【現状】

○川口、外川地区など、戦災による消失を免れた形成年代の古い市街地には、生活道路の拡幅など都市環境の改善を要する部分が存在しています。

○名洗・潮見地区等では東日本大震災の津波により銚子マリーナや水産加工団地に被害が生じており、海岸線や利根川河岸に近接する地域は、津波や高潮による浸水被害が想定されています。

○観光交流拠点では観光客のためのトイレ環境が不十分なところがあります。

【課題】

- ◆住宅地、集落地における居住環境の整備
- ◆住宅密集地の防災対策
- ◆海岸地域及び利根川近接地域の津波、高潮に対する避難経路等の防災・減災対策
- ◆観光客利用のためのトイレの維持管理と整備

(4) 自然・歴史環境

【現状】

○犬吠埼の白亜紀浅海堆積物が、国指定天然記念物に指定され、保護されています。また、犬吠埼や屏風ヶ浦を含む地質遺産や、地域の自然環境、歴史・文化等が銚子ジオパークに認定されています。

○外川のまちなみは、江戸時代から続く古き良き漁師町の風情を残しています。

○本地域には、古くからの歴史資産である文人たちの文学碑が数多くあり、まちなか歩き観光に利用されています。

○銚子電気鉄道は公共交通としての役割とともに、観光資源としても重要な役割を果たしています。



屏風ヶ浦の風景

【課題】

- ◆海岸地域、河川地域の自然環境、自然景観の保全と活用
- ◆歴史資産の保全と活用

(5)市街地活性化・都市景観形成

【現状】

- 地域の西側には、中央地域から引き続く市街地があり、一部密集した住宅地が広がっているなか、沿道商店などは社会経済環境の変化により衰退がみられます。
- 江戸時代につくられた外川漁港とその集落である外川のまちなみは、漁師町として銚子の懐かしい景観を残しています。

【課題】

- ◆外川のまちなみの景観保全



外川のまちなみ

③ 地域づくりの目標とまちづくりの方針

(1) 地域づくりの目標

〔将来地域像〕

『自然と地域資源を活かし観光・産業により賑わいのあるまち』

〔地域づくりの目標〕

- 豊かな自然や観光資源・歴史資産と共生した交流のあるまちづくり
- 豊かな産業を活かしたまちづくり
- 居住環境の整備による快適で暮らしやすいまちづくり

(2) まちづくりの方針

〔豊かな自然や観光資源・歴史資産と共生した交流のあるまちづくり〕

○観光交流の推進と地域の活性化

- ・観光交流拠点として位置づけられる犬吠埼周辺の海岸線、地球の丸く見える丘展望館から銚子マリーナ・屏風ヶ浦へ至る一帯及びウオッセ 21 周辺は、通年で利用される海洋リゾート地となるよう、観光施設の充実や銚子電気鉄道との連携、歩行者・自転車ネットワークの充実などにより観光交流機能の向上を図ります。また、水郷筑波国定公園の豊かな自然環境の保全と継承のもと、適正な土地利用と景観の形成を図ります。
- ・県道愛宕山公園線（銚子ドーバーライン）の延伸と県道銚子公園線等の整備促進により、銚子半島外周道路の連結を図り、観光・産業道路として交通利便性の強化を進めます。また、豊かな自然と調和した沿道景観づくりとして、水と緑のネットワーク化も推進します。
- ・銚子マリーナ周辺は、屏風ヶ浦や銚子マリーナ海浜公園、千葉科学大学キャンパスなどの集積と広いオープンスペースを活かし、スポーツ・海洋レクリエーションなど、大規模なイベントによる観光交流の拠点として、積極的に活用します。また、イルカ・クジラウォッチングなどの体験型観光資源の拠点として、更なる機能の充実を図ります。
- ・屏風ヶ浦、犬岩、犬吠埼、黒生地区に広がる銚子ジオパークを保全していきます。また、この雄大な景勝地を直接感じてもらうため、交通利便性・快適性の向上に努めるなど、観光資源としての環境づくりに努めます。



銚子マリーナ海水浴場

○景観資産の維持と環境づくり

- ・外川のまちなみは、懐かしい漁村の営みを残す景観資産として保全し、観光への活用も図ります。
- ・銚子電気鉄道を観光資源の一つとして活用するため、鉄道や駅、沿線の魅力の創出に努めるとともに、鉄道設備を対象とした支援を国・県と協調して実施します。

- ・犬吠埼など愛宕山周辺をはじめとする観光資源は、さらなる魅力の創出のため、自然環境の保全とともに、来訪者が観たい景色を心地よく観る事が出来るよう、視点の確保など観る場所の環境整備にも努め、良好な景観形成を図ります。

■主な施策

- ◆通年型観光地への展開（観光施設の充実、歩行空間の整備促進や歩行者・自転車ネットワークの充実、外国人観光客受け入れのための環境整備など）
- ◆銚子半島外周道路の整備促進（県道愛宕山公園線の延伸と県道銚子公園線等の整備）
- ◆スポーツ・海洋レクリエーション拠点づくり（銚子マリーナ周辺）
- ◆雄大な景勝地の保全と環境づくり（良好な景観づくり、散策コースの整備、ジオツアーなど）

〔豊かな産業を活かしたまちづくり〕

○漁業環境の維持・活用

- ・銚子漁港第二・三卸売市場は大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地として、生産環境の整備や川口・黒生地区への水産加工関連産業の集積を図るとともに、ウオッセ21 やポートタワーなど観光施設との連携により地域の活性化も推進します。
- ・外川漁港は、沿岸漁業の拠点港としての整備を促進するとともに、釣船・釣宿の集積を図り体験型観光の拠点として活用していきます。



銚子漁港第三卸売市場

○地域資源を活かした魅力づくり

- ・洋上風力発電の実用化に向けた取り組みを推進し、自然環境に配慮した新たな再生可能エネルギー産業の活用の可能性を検討するとともに、イルカ・クジラウォッチング船などにより観光への活用を図ります。
- ・千葉科学大学や市民センター等、既存施設を有効に活用し、文化、教育、芸術活動など多彩な交流機能の充実を図り、地域の活性化に努めます。
- ・高神地区周辺に広がる農地・集落地は、無秩序な市街化を抑制するとともに、農業環境と調和した良好な居住環境づくりを図ります。

■主な施策

- ◆総合漁業基地の充実と活用（銚子漁港第二・三卸売市場の施設集積と観光との連携）
- ◆外川漁港の整備促進と地域の活性化
- ◆高神地区周辺における優良農地の保全

〔居住環境の整備による快適で暮らしやすいまちづくり〕

○良好な居住環境の維持・向上

- ・地域内に広がる住宅地では、生活道路や公園など都市基盤の計画的な維持・整備に努め、良好な居住環境の向上を図ります。
- ・君ヶ浜しおさい公園周辺及び小畑池周辺の水と緑豊かな自然・生態系は保全しつつ、憩いの場としての環境づくりと施設の適正管理に努めます。
- ・犬吠埼や海鹿島などに広がる風致地区は、時代に即した適正な形成・保全を図ります。また、自然公園地域と重複した用途地域は、自然との調和を図りながら、有効な土地利用に向けて、地域の特性に応じた土地利用を進めます。



君ヶ浜しおさい公園

○快適な移動環境づくり

- ・第一、二中学校区の児童・生徒の通学や高齢者などの日常生活の移動手段として、銚子電気鉄道や路線バスの運行維持に努めるとともに、路線バス運行対象の道路整備にも努めていきます。
- ・市街地からの主要な交通連携軸となる県道外川港線と市道 1001 号線などは、快適な移動環境を確保するための道路整備とともに、秩序ある沿道景観づくりにも取り組みます。また、未整備の都市計画道路については、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、路線の見直しを行っていきます。

○安心して暮らせるまちづくり

- ・各地区コミュニティセンターなど地域の活動拠点となる施設は、利用者の利便性・快適性を図るため、歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- ・公共公益施設及び上下水道等のライフラインは、震災等に備えて耐震化・不燃化を図るとともに、地域防災計画に基づき、避難路や避難場所の確保・整備等を行っていきます。
- ・津波対策となる海岸保全施設の整備については、自然環境との調和を十分配慮しながらも、市民の安全を第一に考えた対策に取り組んでいきます。

■主な施策

- ◆生活道路や公園など都市基盤の維持・整備
- ◆君ヶ浜しおさい公園周辺の自然・生態系の保全と活用に向けた環境づくり
- ◆社会情勢変化に応じた自然公園、風致地区内の土地利用の適正化
- ◆銚子電気鉄道や路線バスの運行維持
- ◆社会情勢や交通量予測を踏まえた都市計画道路の見直し
- ◆防災・減災対策及び防犯・安全対策の推進（自然環境に配慮した海岸保全施設の整備、避難場所の確保など）



**豊かな自然や観光資源・歴史資産と
共生した交流のあるまちづくり**

○観光交流の推進と地域の活性化

- ・犬吠埼周辺の観光交流拠点の機能充実と景観形成
- ・銚子半島外周道路の連結による交通利便性の強化
- ・銚子マリナーナ周辺の観光交流の推進と体験観光の充実
- ・銚子ジオパークの保全と観光資源としての環境づくり

○景観資産の維持と環境づくり

- ・外川のまちなみを景観・観光資源として保全・活用
- ・銚子電気鉄道の観光資源としての活用
- ・愛宕山周辺の自然環境保全と景観環境づくり

豊かな産業を活かしたまちづくり

○漁業環境の維持・活用

- ・銚子漁港卸売市場の関連産業集積と観光との連携
- ・外川漁港の漁業拠点、体験型観光拠点としての整備・活用

○地域資源を活かした魅力づくり

- ・洋上風力発電など再生可能エネルギー産業の誘導と観光への活用
- ・市民センター等における交流機能充実と地域活性化
- ・高神地区周辺の農地・集落地での無秩序な市街化を抑制



居住環境の整備による快適で暮らしやすいまちづくり

○良好な居住環境の維持・向上

- ・生活基盤の維持・整備による居住環境の向上
- ・風致地区、自然公園地域の土地利用の適正化
- ・水と緑豊かな自然・生態系の保全と活用

○快適な移動環境づくり

- ・銚子電気鉄道や路線バスの運行維持
- ・主要軸となる県道等の整備と秩序ある景観づくり
- ・必要に応じた都市計画道路の見直し

○安心して暮らせるまちづくり

- ・地域の活動拠点施設でのバリアフリー化の推進
- ・施設の災害対策と避難路や避難場所の確保・整備
- ・自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備

凡例

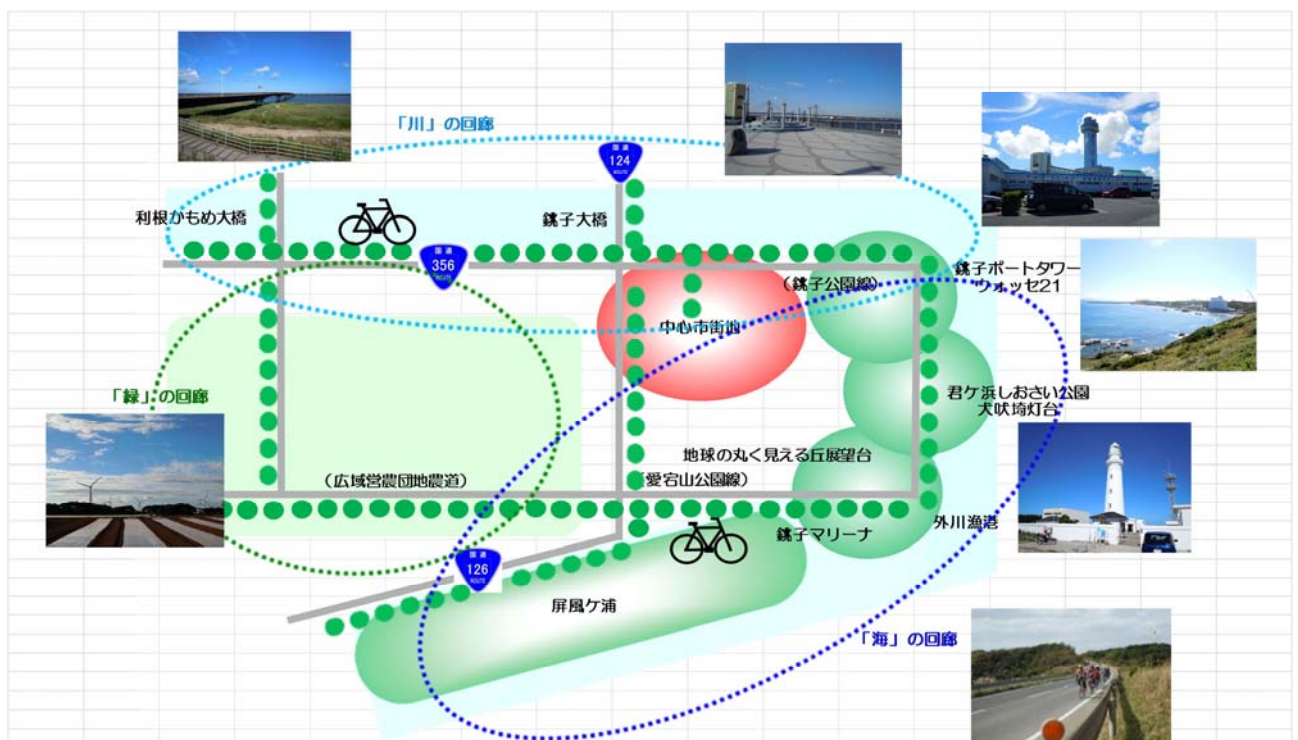
	住宅地		都市交流核
	商業業務地		広域交流拠点
	沿道サービス地		産業交流拠点
	工業・産業業務地		観光交流拠点
	農地		学術・芸術文化交流拠点
	集落地		主要な施設
	丘陵地・森林		学校教育施設
	斜面緑地		歴史文化資産
	主な公園・緑地		水と緑のネットワーク
	国定公園区域 県立自然公園		
	鉄道		
	広域幹線道路		
	都市内幹線道路		
	行政界		
	地域界		
	用途地域		

図 東部地域のまちづくり方針

【参考：20年後の東部地域のイメージ】

- 県道愛宕山公園線（ドーバーライン）や銚子公園線などの整備により、銚子半島外周道路が連結したことで、観光拠点相互の連絡性が改善されています。また、利根川堤防沿いから犬吠埼、屏風ヶ浦までの景勝地をめぐる自転車道ネットワークや散策路の整備が進み、銚子電鉄やシャトルバスとの接続も便利になったことで、半島周遊型の交流人口の増加に寄与しています。
- 銚子ポートタワー・ウオッセ 21、君ヶ浜しおさい公園・犬吠埼、外川漁港・銚子マリーナなどの観光拠点では、それぞれの特性を活かした「観る」「遊ぶ」「学ぶ」「食べる」などの個性的な観光コンテンツや文化交流の発信地として、固有の美しさと調和した店舗やカフェとともに交流施設の集積と多彩な交流が進んでいます。
- 川口・黒生地区への水産加工関連産業の集積や生産環境の整備が進むとともに、新たに整備された銚子漁港第一卸売市場との連携により、銚子漁港第二・三卸売市場は大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地として活気に満ちています。
また、ウオッセ 21 など水産観光施設ほか、洋上風力発電施設と連携する取り組みが進められています。
- 市街地では、住民との協働による用途地域の見直しや生活道路・小公園などの整備が進められ、無秩序な市街化が抑制されるとともに、近くにお店や診療所もでき、暮らしやすい環境づくりが図られています。なお、外川地区では、懐かしい漁村の営みを残すまちなみの形成に向けた取り組みが住民とともに進められ、建築物の修復や改築が進んでいます。
- 集落地等では、農地や丘陵地が保全・継承され、新鮮な農産物供給地であるとともに、銚子電鉄の沿線農地等の景観資源、野鳥の営業地などとして機能し、潤いややすらぎのある空間形成が図られています。

【自転車ネットワークの整備概念図】



2 中央地域

① 地域の概況

(1)位置と地勢

本地域は、市域の中央部に位置し、北側は利根川に面し、南側は北総台地が広がり、南側は屏風ヶ浦の断崖が連なるかたちで続いています。

利根川沿いの平坦地では、東側には東部地域と連続するかたちで古くから港町として発達してきた産業と市役所やJR銚子駅の立地など人口の集積地として中心市街地が形成されています。

その西方は国道356号をはじめとした市域の骨格をなす幹線道路の沿線を中心に集落が広がるほか、その周囲に水田や畑地が混在するかたちで広がっています。

南側の下総台地の丘陵地には、キャベツ・ダイコン栽培を中心とした畑地帯が広がり、国道126号沿線に商業地や集落が形成されています。



(2)人口と土地利用

〔人口・世帯数〕 住民基本台帳（平成25年4月1日現在）

- 人 □ 30,259人
- 世帯数 12,429世帯
- 高齢化率 29.96%

〔土地利用〕

- 市街地（用途地域内） ・ JR銚子駅周辺、国道126号及び国道356号沿線を中心に商業施設や住宅市街地、醤油醸造等の工場が立地
- 市街地外（用途地域外） ・ JR総武本線沿線には田園地帯が広がり、丘陵地に畑地と集落地により形成

(3)交通

〔道路〕

- 広域幹線道路（重複都市計画道路）
 - ・ 国道 国道124号、国道126号(唐子町春日町線)、国道356号(清水町松岸町線)
 - ・ その他 広域営農団地農道
- 都市内幹線道路（重複都市計画道路）
 - ・ 主要地方道 銚子停車場線(清水町松岸町線、銚子駅前線)
 - ・ 一般県道 銚子公園線(飯沼長塚町線、長塚町通町線)、外川港線(清水町松岸町線)、飯岡松岸停車場線
- 都市計画道路
 - ・ 整備済み 銚子駅前線、唐子町春日町線ほか 計10路線
 - ・ 未整備 長塚町見晴台線、銚子駅台町線ほか 計8路線（一部含む）

〔公共交通〕

- 鉄 道
 - ・ JR 総武本線 銚子駅、松岸駅
 - ・ 銚子電気鉄道 銚子駅、仲ノ町駅、観音駅
- 高速バス
 - ・ 銚子～東京駅・浜松町線、銚子～千葉・幕張線
 - ・ 銚子～京都・大阪線
- 路線バス
 - ・ 春日台線、旭～銚子線、豊里ニュータウン線、イオンシャトルバス、長崎線、川口線 ほか

(4)主要施設及び地域資源

〔主要施設〕

- 教育施設
 - ・ 幼稚園 本城幼稚園、春日幼稚園、海上幼稚園 ほか
 - ・ 小学校 本城小学校、春日小学校、海上小学校、双葉小学校、飯沼小学校
 - ・ 中学校 第三中学校、第五中学校、銚子中学校
 - ・ 高校 県立銚子高校、県立銚子商業高校、市立銚子高校
 - ・ 特別支援学校 県立銚子特別支援学校
- 公共公益施設
 - ・ 市役所
 - ・ 保育施設 第四保育所、銚子保育園、松岸保育園、聖母保育園、銚子中央保育園
 - ・ 保健福祉施設 銚子市立病院、保健福祉センター「すこやかなまなびの城」、海匠健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会、三崎園、わかば学園、福祉作業所のぞみ ほか
 - ・ 消防、警察 銚子消防署、銚子警察署、ほか
 - ・ 文化、体育施設 青少年文化会館、体育館、野球場、公正図書館、スポーツコミュニティセンター
 - ・ その他 銚子郵便局、銚子税務署、銚子土木事務所、銚子市清掃センター、銚子市衛生センター ほか

〔地域資源〕

- 観光資源
 - ・ 河岸公園、中央みどり公園、七ツ池 ほか
- 自然環境
 - ・ 利根川河口の景観
- 歴史資産、文化財
 - ・ 妙福寺（臥龍の藤）、宝満寺（桜）、飯沼観音、銚子ちぢみ ほか
- その他
 - ・ 醤油工場、銚子電鉄、みなとまつり、黒潮よさこい祭り ほか

② 地域の現状と課題

(1) 土地利用

〔現 状〕

○本地区は市の中央部に位置し、戦後に行われた銚子都市計画復興土地区画整理事業による市街地と、西側丘陵地に広がる肥沃な畑地により構成されています。

○本地区には、市役所や税務署、郵便局、保健所など公共施設が集中しており、本市の都市活動の中心的役割を担っています。しかし、中心市街地では、人口減少や大型商業施設の撤退などにより、経済活動の停滞が顕著となっています。

○産業では、醤油工場と銚子漁港第一卸売市場が立地し、市の基幹産業を担っています。

○三崎地区には、大規模商業施設が立地し、広域交流拠点としての機能が期待されています。しかし、その反面、中心市街地の更なる空洞化が懸念されます。

○学術・芸術文化交流拠点として位置付ける青少年文化会館では、文化芸術のイベント会場としての活用のほか、災害時には避難所として機能しています。

○地域内の丘陵地には優良な農地である畑地が広がり、JR 総武本線沿線には水田地帯が広がっています。

○松岸駅南側や松本町の準工業地域では、住宅地化が進んでいます。



県道外川港線と沿線市街地

〔課 題〕

- ◆中心市街地への都市機能集積と交流促進
- ◆広域交流拠点として位置づけている三崎地区と中心市街地との連携強化
- ◆JR 銚子駅前をはじめとする市街地における商業地域の活性化
- ◆銀座通り商店街等の賑わいの復活
- ◆産業交流拠点である銚子漁港第一卸売市場周辺の整備促進と観光との連携
- ◆市街地の空き地、空き家及び空き店舗の適正利用
- ◆丘陵地に点在する遊休農地（谷津田等）の有効活用
- ◆住居系土地利用の適正化

(2) 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）

〔現 状〕

○広域幹線道路

中心市街地からは、国道 126 号・124 号が南北へ、356 号が西へ伸び、主要広域幹線として機能しています。なお、通勤時間帯の一部区間で渋滞発生がみられますが、現在バイパス整備が進められており、渋滞解消が期待されます。



国道 126 号

○都市内幹線道路

三崎町地区（広域交流拠点）では、国道 126 号に交差する形で、県道愛宕山公園線から広域営農団地農道が東西の広域・都市内幹線として機能しています。

その他には、東部地域に通じる県道外川港線などが都市内幹線の機能を担っています。

○都市計画道路は、銚子駅北側の市街地はほぼ整備済みですが、銚子駅南側の地域については長期間未整備の路線が多くあり、今後は将来的な必要性について検討が必要と思われます。

○地域内には、JR 総武本線及び成田線の銚子駅、松岸駅が設置されており、銚子電気鉄道の銚子駅、仲ノ町駅も設置されています。また、路線バスも JR 銚子駅を起点に数多くの路線が運行され、併せて東京方面等に向けた高速バスも運行されています。

○公園・緑地については、中心市街地はある程度の近隣住民向けの公園が配置されていますが、その他の地域では不足している状況がみられます。なお、河岸公園や中央みどり公園では、市民の憩いの場としての利用だけでなく、イベント会場としても利用されています。

【課題】

- ◆国道 356 号バイパスや広域営農団地農道など広域交通網の整備促進
- ◆市街地を形成する道路ネットワークの強化（長期末整備の都市計画道路の見直し）
- ◆公共交通機関の運行維持
- ◆歩道のバリアフリー化など日常生活圏における安全で安心な移動環境づくり
- ◆市街地や駅周辺における駐車場・駐輪場の適正配置
- ◆地域バランスのとれた公園配置と既存公園の整備・管理
- ◆緑化の推進

(3) 都市環境（防災・防犯、下水道等）

【現状】

○本地域は、主な生活基盤の整備は実施済みですが、老朽化等に伴う改修を必要とする施設もみられます。

○古くからある住宅地においては、生活道路の拡幅など改善を要する部分が存在します。

○利根川河岸に近接する地域は、洪水や河川遡上した津波による浸水被害が想定されています。

○滑川、八幡川等では、時折、道路冠水がみられ、集中豪雨の際には水害も生じることがあります。

○地震による液状化に注意を要する箇所が、利根川河岸に近接する地域等に存在します。



【課題】

- ◆住宅地、集落地における居住環境の整備
- ◆利根川近接地域での津波対策
- ◆中小河川整備や排水施設整備による水害対策の推進
- ◆防災拠点である市役所、消防署等の防災機能強化

(4)自然・歴史環境

〔現 状〕

○中心市街地周辺には利根川河口の景観が一望できる河岸公園や妙福寺、また産業交流拠点でもある醤油工場など、まちなか歩きに適した自然、歴史資産が存在します。

〔課 題〕

- ◆水辺環境の保全と活用
- ◆伝統的な歴史資産や文化財の保全と観光交流への活用



河岸公園と河口の景観

(5)中心市街地活性化・都市景観形成

〔現 状〕

○本地区は戦後に行われた銚子都市計画復興土地区画整理事業により、都市基盤の整備が進んだ地域であり、その後も銚子駅前通りシンボルロード事業等により、都市基盤整備を進めてきましたが、近年における社会経済情勢の変化の中で、経済活動の中心が遷移し、衰退・空洞化が進んでいます。

○本地区は古くから漁業や醤油醸造業、利根水運の拠点として栄え、それらに関連した商業機能が集積されています。なお、銚子漁港第一卸売市場が新たに高度衛生管理型市場として整備が進められています。

○飯沼観音は、歴史資産として銚子の懐かしい景観を残しています。

〔課 題〕

- ◆商店街の活性化
- ◆行政サービス機能や災害時の救援、救護活動の拠点機能の充実
- ◆景観に配慮した都市機能の集積、強化
- ◆まちなかに居住する高齢者等が快適に暮らし続けられる環境づくり
- ◆新銚子漁港第一卸売市場を活用した観光振興
- ◆都市交流核にふさわしい市街地景観づくり
- ◆飯沼観音の歴史資産としての保全



県道外川港線とその沿線

③ 地域づくりの目標とまちづくりの方針

(1) 地域づくりの目標

〔将来地域像〕

『都市機能を活かした交流と活力のあるまち』

〔地域づくりの目標〕

- 中心市街地の都市機能集積による効率的なまちづくり
- 商業・産業などの活性化による賑わいのあるまちづくり
- 暮らしやすさを感じられる快適な居住環境の整備

(2) まちづくりの方針

〔中心市街地の都市機能集積による効率的なまちづくり〕

○賑わいと交流があふれる都市交流核の形成

- ・ 銚子駅北側に広がる中心市街地は、商業・業務、行政・文化、医療など機能集積と都市基盤を有効に活用した土地利用を図ります。また、地域ニーズに応じた商業、観光機能の強化と市民生活・行政サービス機能の充実により都市交流核としての賑わいの創出に努めます。
- ・ 商業地域としての土地利用を基本としながらも、市民の生活を支える日常的な商業・サービス施設の誘導を進め、広域交流拠点（三崎町）にある大型商業施設や沿道サービス施設との差別化を図ります。
- ・ 中心市街地から西部地域へのアクセス向上のため、国道356号バイパス整備を推進するとともに、観光・産業交流拠点に位置づけられている川口町、犬吠埼、銚子マリーナ（名洗町）方面へのアクセス向上のための県道・市道整備など、地域間の交通連携軸を強化します。また、JR総武本線・成田線や高速バスその他交通機関のダイヤ改善等により、交通結節機能の強化も図ります。
- ・ 高齢者支援・介護福祉や託児・子育て支援などの施設整備を誘導し、高齢者が過ごしやすく、子育て世代の女性が働きやすい環境づくりに努めます。また、これら機能に適合する居住空間を市街地に誘導することにより、安心して暮らせる住まいの確保も推進します。
- ・ 駅前・本通り・銀座通り商店街の活性化を図るため、空き店舗には多様な形態の起業・出店支援や地域ニーズに応じたコミュニティ施設への活用、空き地にはまちなか歩き観光や市民の買物利用に必要な共同駐車場や憩いの場となる市民緑地などへの活用を検討します。また、新たに整備される銚子漁港第一卸売市場との連携による人の流れの創出にも取り組みます。



銚子駅前通りの商業集積



銀座通りの商業集積

○既存施設を活かした機能と魅力の強化

- ・新たに建設する消防庁舎や市役所等を拠点として、災害時の救援・救護活動の機能充実を図ります。
- ・銚子駅から望めるシンボルロード沿道と利根川・銚子大橋は市を代表する景観であり、建築物の意匠、形態、色彩の統一化など、引き続きシンボルとなる景観形成のため、景観条例や屋外広告物設置基準見直しの検討をします。また、その他の道路沿線についても、電線地中化や街路樹の適正管理及び計画的補植により良好な沿道景観づくりも推進します。
- ・歩道のバリアフリー化などまちなかを快適に移動できるよう、歩行空間の向上に努めるとともに、駐車場・駐輪場の適正な配置と公共交通との連携によるまちなか歩き観光を促進します。

■主な施策

- ◆商業・観光機能の強化
- ◆市民生活・行政サービス機能の充実（都市機能集約や高齢者・子育て支援充実など）
- ◆地域間の交通連携軸の強化（国道 356 号バイパス、県道・市道整備）
- ◆駅前・銀座商店街の活性化（空き店舗対策、空き地の市民緑地化の検討など）

〔商業・産業などの活性化による賑わいのあるまちづくり〕

○産業集積を活かした特色ある土地利用の維持と誘導

- ・広域交流拠点として位置づけた三崎町の国道 126 号沿線の大規模商業施設周辺は、県道愛宕山公園線～広域営農団地農道が交差する地理的優位性を活かし、市外からも多くの人々を惹きつける広域的な商圈を対象とした新たな拠点機能の集積を促進します。また、適正な土地利用を図るため、必要な都市計画制度の適用を検討します。
- ・広域交流拠点（三崎町）と中心市街地の連携を図るため、路線バス運行の維持・強化を図ります。
- ・銚子漁港第一卸売市場は、本市の重要な産業交流拠点として整備を促進するほか、観光資源として活用するため、銀座通りや飯沼観音周辺地域との連携を図り、観光客用の駐車場確保などに努めます。
- ・醤油醸造業は、江戸時代から市の重要な基幹産業として本市の経済の発展と雇用を支えてきました。今後も継続して良好な操業環境を確保し、雇用の促進が図られるよう、工場用地としての機能保全に努めます。あわせて、周辺の住環境との調和と周辺環境の整備に努めます。
- ・国道 356 号沿線の土地利用は、周辺環境と調和しながら、沿道商業・業務サービス施設の立地など、地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・丘陵地では自然景観との調和を図りながら、風力発電施設や太陽光発電施設など、再生可能エネルギー産業の誘導を図り、新たな産業系土地利用の検討をします。また、観光資源との連携も図っていきます。



新たな銚子漁港第一卸売市場



醤油醸造工場

○観光交流の活性化

- ・ 銚子電気鉄道及びその各駅や飯沼観音など寺社仏閣、伝統ある醤油工場など歴史的な資産を保全しながら、これら観光資源をめぐるまち歩き観光への活用を図ります。

■主な施策

- ◆三崎地区への適正な土地利用誘導（都市計画制度の適用検討）
- ◆銚子漁港第一卸売市場の観光活用と銀座通り商店街周辺地域との連携
- ◆地域資源の活用のための取組み（銚子電鉄駅、醤油工場、飯沼観音などの保全）
- ◆主要観光資源を結ぶ歩行空間の環境整備

〔暮らしやすさを感じられる快適な居住環境の整備〕

○地域特性に応じた日常生活圏のまちづくり

- ・ 地域内の居住地では、生活道路や公園など都市基盤の計画的な維持・整備に努め、良好な居住環境の向上を図ります。
- ・ 第三、銚子中学校区の児童・生徒の通学や高齢者などの日常生活の移動手段として、銚子電気鉄道や路線バスの運行維持を図ります。
- ・ 清水川（清川町第二公園）や七ツ池などの自然や生態系を保全し、憩いの場となる環境整備を図りながら、市民と協働で親水空間の魅力創出に取り組めます。
- ・ 銚子市を印象付ける幹線道路沿いの広場や植栽帯への花木植栽など、市民と協働で緑化・美化運動を推進し、潤い・やすらぎのある景観まちづくりに努めます。



○社会情勢の変化に応じた都市計画の見直し

- ・ 用途地域の指定がなく住宅化や商業化の進む見込みのある地域や、指定された用途地域と異なる土地利用状況が生じている地域では、用途地域の見直しや地区計画など都市計画制度の活用を検討し、良好な居住環境の維持保全を図ります。
- ・ 既存の都市公園は市民が気持ち良く利用できるように施設の維持管理を図ります。また、長塚緑地など未整備の都市計画公園は、社会経済情勢による周辺状況の変化や地域ニーズなどを踏まえ、計画内容の見直しを図ります。
- ・ 未整備の都市計画道路については、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、路線の見直しを行います。

○安心して暮らせるまちづくり

- ・ 災害等で迅速に対応できるよう千葉科学大学やイオンモールなどと連携して、周辺からの避難機能とともに補給機能の向上を図ります。
- ・ 災害への対応として、中小河川の水害対策、急傾斜地崩壊危険区域の整備、公共公益施設や上下水道等のライフラインの耐震化・不燃化を図るとともに、地域防災計画に基づき、避難路や緊急輸送道路、避難場所の確保・整備を進めていきます。
- ・ 下水処理については、汚水処理適正化構想を踏まえ、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により適正な下水環境を推進します。
- ・ 安全で安定した水供給のため、老朽化した本城浄水場や配水管等の適正な施設更新を進めます。

■主な施策

- ◆生活道路や公園など都市基盤の維持・整備
- ◆防災・減災対策及び防犯・安全対策の推進（避難場所の確保、通学路安全対策など）
- ◆居住環境の保全と適正土地利用の誘導（都市計画制度の適用の検討）
- ◆社会情勢変化に応じた都市計画道路、都市公園の見直し



凡 例			
	住宅地		都市交流核
	商業業務地		広域交流拠点
	沿道サービス地		産業交流拠点
	工業・産業業務地		観光交流拠点
	農地		学術・芸術文化交流拠点
	集落地		主要な施設
	丘陵地・森林		学校教育施設
	斜面緑地		歴史文化資産
	主な公園・緑地		水と緑のネットワーク
	国定公園区域 県立自然公園		
	鉄道		
	広域幹線道路		
	都市内幹線道路		
	行政界		
	地域界		
	用途地域		

暮らしやすさを感じられる快適な居住環境の整備

○地域特性に応じた日常生活圏のまちづくり

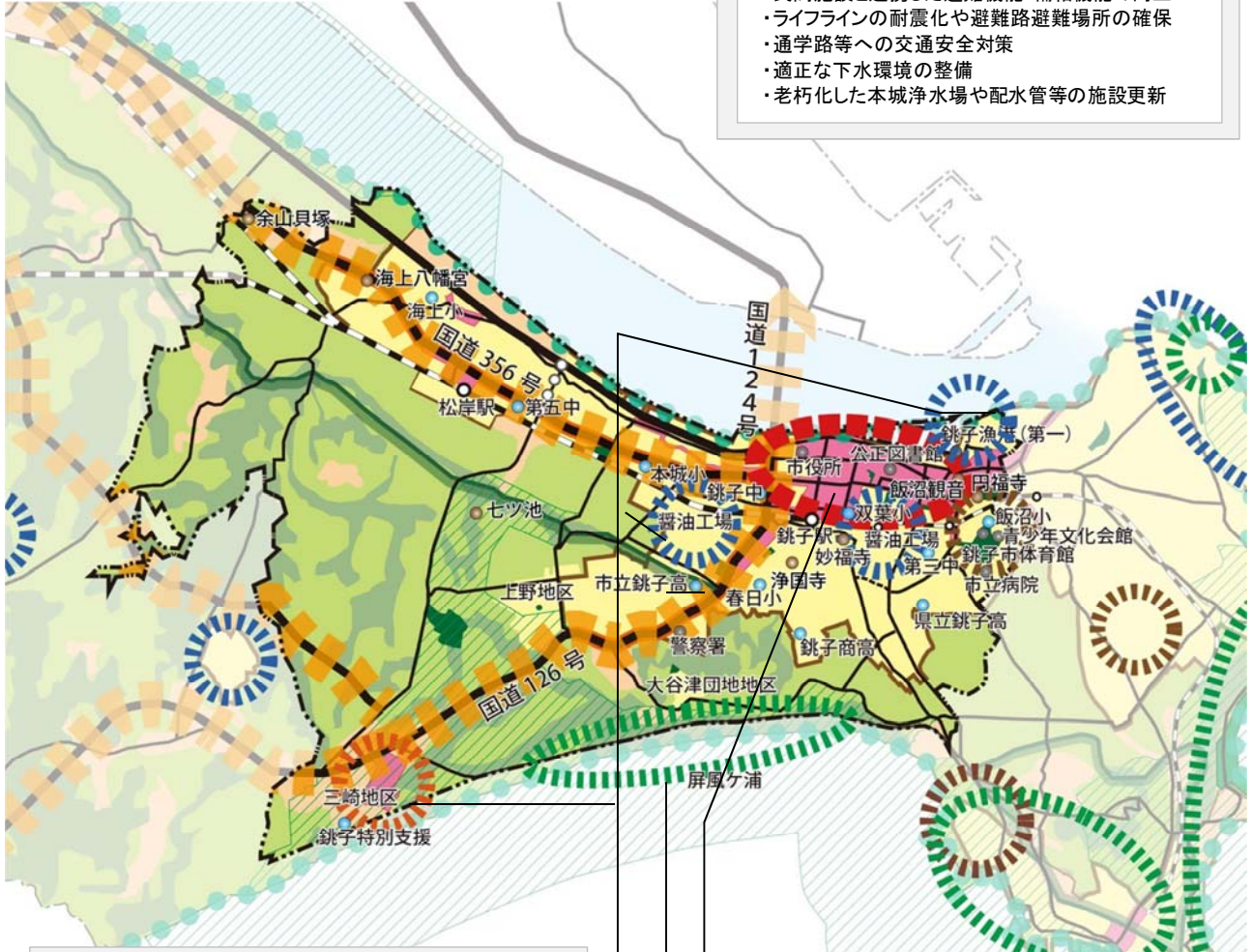
- ・生活道路や公園など都市基盤の維持・整備
- ・銚子電気鉄道や路線バスの運行維持
- ・七ツ池等の自然生態系の保全と親水空間の創出

○社会情勢の変化に応じた都市計画の見直し

- ・住環境等保全のため適正な土地利用誘導方策検討
- ・長期未整備な都市計画道路、公園の見直し

○安心して暮らせるまちづくり

- ・民間施設と連携した避難機能・補給機能の向上
- ・ライフラインの耐震化や避難路避難場所の確保
- ・通学路等への交通安全対策
- ・適正な下水環境の整備
- ・老朽化した本城浄水場や配水管等の施設更新



商業・産業などの活性化による賑わいのあるまちづくり

○産業集積を活かした特色ある土地利用の維持と誘導

- ・国道126号沿線の大規模商業施設周辺の機能充実
- ・拠点間の路線バス運行の維持・強化
- ・(新)銚子漁港第一卸売市場の整備促進と周辺施設と連携した観光資源としての活用
- ・醤油醸造業の操業環境の保全と工場周辺との調和
- ・地域特性に応じた適正な土地利用の誘導

○観光交流の活性化

- ・歴史資産の保全とまちなか歩き観光への活用
- ・屏風ヶ浦の保全と観光資源としての環境づくり

中心市街地の都市機能集積による効率的なまちづくり

○賑わいと交流があふれる都市交流核の形成

- ・地域ニーズに応じた商業、観光機能の強化
- ・市民生活・行政サービス機能の充実
- ・地域間の交通連携軸、交通結節機能の強化
- ・高齢者支援や子育て支援への環境づくり
- ・駅前・銀座通り商店街の空き店舗対策

○既存施設を活かした機能と魅力の強化

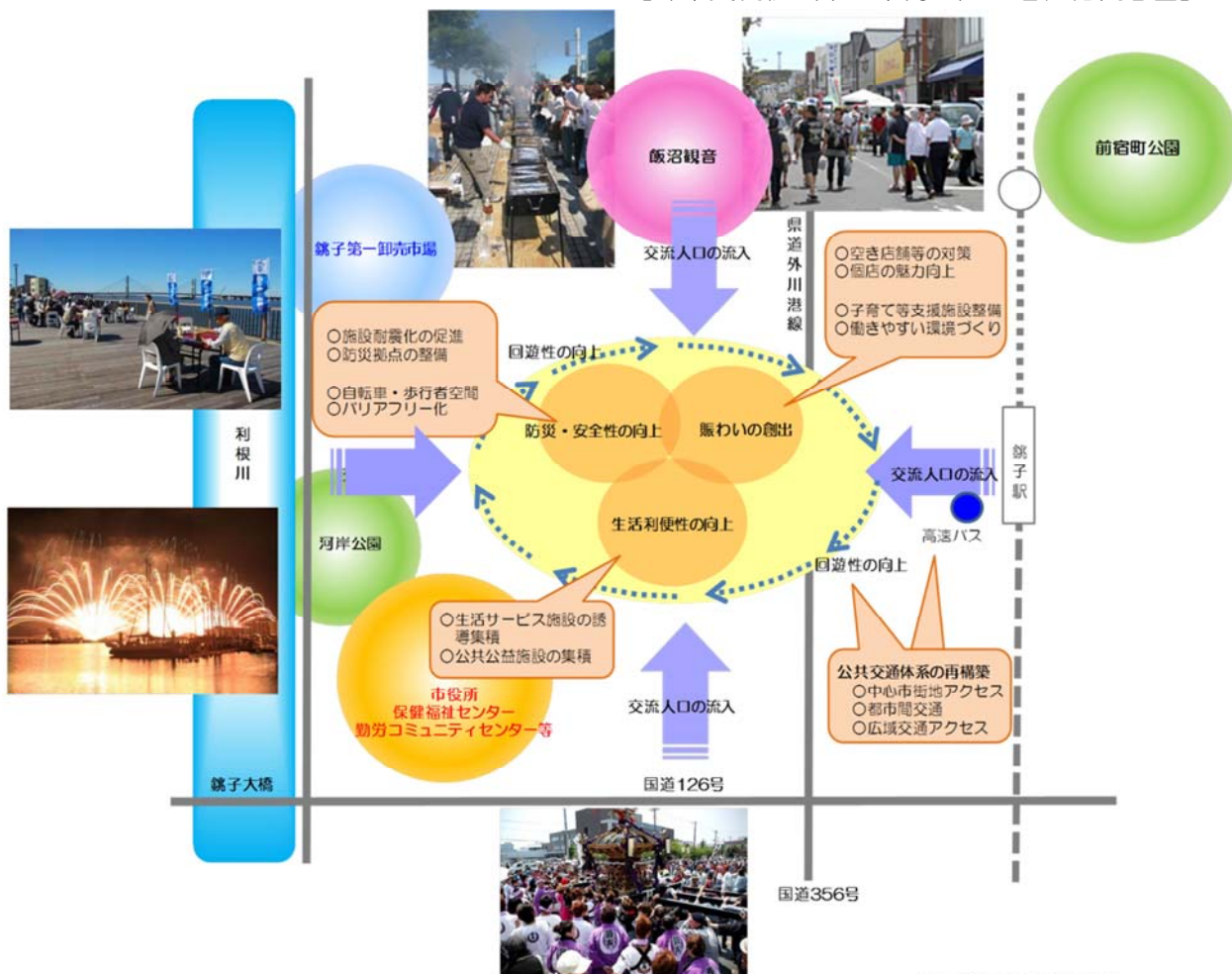
- ・(新)消防庁舎や市役所による救援・救護機能充実
- ・シンボルロードを中心とした沿道景観づくり
- ・歩行空間の向上と駐車場・駐輪場の適正な配置

図 中央地域のまちづくり方針

【参考：20年後の中央地域のイメージ】

- 道路の骨格をなす国道356号バイパスや広域営農団地農道などが整備され、朝夕の交通渋滞の解消とともに、周辺地域や市内各地域とのアクセスが容易となり、業務活動や少し離れた住宅地などからも買物やサークル活動などで訪れる人が多くなりました。
- 銚子駅前通りや銀座通りなどの道路沿いでは、広場や植栽帯での緑化・美化活動とともに、新しい銚子漁港第一卸売市場の整備や店舗の跡地開発などを契機として、空き店舗の有効活用による魅力的な店舗の出店やイベント・サークル活動が盛んに行われており、趣味や買物、まちなか歩き観光などで訪れる人々で賑わいが戻ってきました。
- 中心市街地として、福祉、医療、買物などの施設が徒歩圏内に充実しており、車が無くても不自由なく、安心して暮らせることから、既存建物の改築等を契機とした店舗併用住宅化などにより、若者や子育て世代、高齢者など多様な世代の居住者が増えてきています。また、主要な道路沿いでは電線類の地中化や、屋外広告物・街路樹などの景観ルール作りが市民協働で進められ、開放的で魅力あるまちなみが広がります。住宅地等では、住民との協働による用途地域の見直しや地区計画制度の適用が図られ、密度の高い市街地や生活道路などの整備により、居住環境の改善が図られつつあります。
- 国道126号、356号沿道では、適正な沿道施設利用が進むとともに、大規模商業施設がある三崎地区では近隣市町から多くの人々が訪れ、市民の週末の買い物やDIYなどの趣味活動等に機能するとともに、中心市街地との連携も活発に行われ、お互いの地域が人の賑わいを補完しあう取り組みがされています。
- 市街地周辺では、農地や斜面緑地が保全・継承され、市街地を縁取る緑陰空間や眺望景観が形成されるとともに、一部では耕作放棄地などを活用した再生可能エネルギー産業の誘導がみられます。

【都市交流核（中心市街地）の活性化概念図】



(写真：銚子市観光協会等より)

3 西部地域

① 地域の概況

(1)位置と地勢

本地域は、市域の西部に位置し、中央地域と同様に、北側は利根川に面し、南側は下総台地が広がり、屏風ヶ浦の断崖が連なるかたちで太平洋に接しています。

利根川沿いは、中央地域と連続した平坦地で、国道 356 号をはじめとした市域の骨格をなす道路沿線などを中心に集落が点在しており、その周囲に水田や畑地が混在するかたちで広がっています。

地域の南部は下総台地の丘陵地で、丘陵地の平坦部においてはキャベツ・ダイコン栽培を中心とした畑地帯が広がっています。一方、起伏がある山林や谷津地も多く見られ、かつて谷津地で耕作していた水田の多くが耕作放棄地となっています。また、本地域一帯には風力発電の施設が立地しています。また、国道 126 号沿線近くには小浜工業団地が立地しています。

なお、旭市及び東庄町に接する丘陵地には、約 70ヘクタールに及ぶ豊里住宅団地が形成されています。



(2)人口と土地利用

〔人口・世帯数〕 住民基本台帳（平成 25 年 4 月 1 日現在）

○人 □	13,232 人
○世帯数	4,674 世帯
○高齢化率	27.21%

〔土地利用〕

○市街地外	・全域にわたり、平坦部は水田地帯と住宅地、丘陵地帯においては畑地帯と山林及び住宅地、集落地が分散して分布
-------	--

(3)交通

〔道路〕

○広域幹線道路	・国道 国道 126 号、国道 356 号
	・主要地方道 銚子海上線
	・一般県道 銚子波崎線（利根かもめ大橋）
	・広域農道 広域営農団地農道（建設中）
	・銚子連絡道路（計画中）
○都市内幹線道路	・主要地方道 銚子旭線、多古笹本線
	・一般県道 飯岡猿田停車場線、飯岡松岸停車場線
	・主要市道

〔公共交通〕

○鉄道	・JR 総武本線 猿田駅
	・JR 成田線 椎柴駅、下総豊里駅
○高速バス	・銚子～東京駅・浜松町線、銚子～千葉・幕張線
○路線バス	・旭～銚子線、豊里ニュータウン線

(4)主要施設及び地域資源

〔主要施設〕

○教育施設

- ・幼稚園 船木幼稚園、豊里幼稚園
- ・小学校 船木小学校、椎柴小学校、猿田小学校、豊里小学校
豊岡小学校
- ・中学校 第六中学校、第七中学校
- ・保育施設 東光保育園、萌保育園

○公共公益施設

- ・保健福祉施設 特別養護老人ホーム松籟の丘、さざんか園、老人ホームシオン銚子
- ・文化施設 新国立劇場舞台美術センター資料館
- ・消防、警察 西部分遣所、豊里駐在所、豊岡駐在所 ほか
- ・その他 市役所西部支所、豊里出張所、豊岡出張所、各地区コミュニティセンター

〔地域資源〕

○観光資源

- ・桜井町公園、豊里台緑ヶ丘公園、豊里台多目的スポーツ広場、レインポーヒルズCC ほか

○自然環境

- ・利根川（河川敷）、丘陵地及びそれを縁取る斜面緑地、猿田神社の森

○歴史資産

- ・猿田神社、常世田薬師（常灯寺）、菅原大神（子産石）、余山貝塚 ほか

② 地域の現状と課題

(1) 土地利用

【現状】

- 本地区は、利根川に面した平地部には集落地や水田が広がり、丘陵部は畑地とともに豊里住宅団地や集落地が分布しています。
- 丘陵地にある谷津田は、畑地や平地部にある水田と比較して遊休農地化が進んでいます。
- 新町の JA グリーンホーム銚子は農産物の生産供給基地としての役割を担っています。
- 国道 126 号沿線近くにある小浜工業団地には多数の工場が立地しています。
- 新国立劇場舞台美術センター資料館は、学術・芸術文化交流拠点として位置づけられています。
- 丘陵地には風力発電施設や太陽光発電施設が点在しています。



平地部の農地と集落地

【課題】

- ◆中心市街地との連携
- ◆良好な居住環境や優良な自然環境の保全に向けた取り組み
- ◆産業交流拠点である JA グリーンホーム銚子周辺の機能強化と観光との連携
- ◆優良農地の保全と遊休農地の適正利用

(2) 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）

【現状】

○広域幹線道路

国道 356 号は香取市・東庄町方面及び中心市街地へ通じる広域幹線となる道路であり、利根川と並行して走っています。利根かもめ大橋～芦崎町区間（約 3km）ではバイパス整備が完了し、今後は芦崎町～大橋町区間のバイパス整備により、交通利便性の向上が期待されます。

国道 126 号は旭市方面及び中心市街地へ通じる広域幹線として重要な道路です。交通量増加時には断続的に渋滞が発生していますが、八木地区にバイパス整備が進められています。

主要地方道銚子海上線及び銚子波崎線（利根かもめ大橋）が旭市～銚子市～神栖市間を結んでいます。

丘陵地には広域営農団地農道が建設中で、銚子連絡道路も建設に向け計画が進められています。

○都市内幹線道路

都市間や地域間を連絡する道路網として、飯岡松岸停車場線や銚子旭線など主要地方道や県道、



国道 356 号バイパス
（利根かもめ大橋付近）

市道が機能しています。

○公共交通機関

鉄道は本地域の西部地区に JR 総武本線猿田駅と JR 成田線椎柴駅及び下総豊里駅があり、路線バスは、豊岡地区に JR 銚子駅から旭駅への路線、西部地区には銚子駅から豊里ニュータウンへの路線が運行されています。また、銚子～東京間的高速バスが、豊岡地区には旭ルート、西部地区には佐原、小見川ルートとして運行されています。

○公園・緑地

桜井町公園は運動公園として、大人数が利用できる遊具広場や芝生広場、グラウンドなどが整備されています。そのほかに豊里台緑ヶ丘公園、豊里台多目的スポーツ広場などが配置されていますが、豊里台地区以外の地域では近隣住民向け公園の計画的な配置が求められます。

【課題】

- ◆集落地における道路整備や、バランスのとれた公園配置
- ◆銚子連絡道路及び広域営農団地農道の整備促進
- ◆都市間や地域間を結ぶ道路の改良、整備とともに、歩道や交通安全施設の整備による安全対策
- ◆公共交通機関の運行維持
- ◆既存公園の整備・管理の推進

(3) 都市環境（防災・防犯、下水道等）

【現状】

- 利根川河岸に近接する地域は、洪水や河川遡上した津波による浸水被害が想定されますが、築堤が計画的に進んでいます。
- 地震による液状化に注意を要する箇所が、利根川河岸に近接する地域に存在します。
- 急傾斜崩壊期危険区域に指定された地区はありますが、その対策は進んでいます。
- 集落地が形成される地区では、生活道路の幅員や公園・広場等の配置が進んでいない箇所がみられます。
- 利根川流域や丘陵地帯に住宅地や集落地が分布しており、農業用水路への生活排水の流入による水質汚濁が懸念されています。
- 丘陵地などに風力発電施設が点在し、太陽光発電施設も増加しています。



JR 椎柴駅周辺の住宅地

【課題】

- ◆がけ崩れや浸水に対する防災対策
- ◆利根川近接地域の洪水及び津波対策
- ◆集落地等における汚水処理設備（合併処理浄化槽）の普及促進
- ◆不法投棄の監視、廃棄物の適正処理など環境対策の推進
- ◆保水、遊水機能の向上に向けた農地や緑地の保全

(4)自然・歴史環境

〔現 状〕

○郷土環境保全地域に指定された猿田神社の森や常世田薬師（常灯寺）、菅原大神をはじめとする歴史資産が分布し、豊里住宅団地には、文化拠点に位置づける新国立劇場舞台美術センター資料館が建設されています。

○利根川河川敷には葦等の植生や希少動植物がみられ、自然豊かな水辺空間が広がっています。

○丘陵地及びそれを縁取る斜面には緑豊かな自然が広がっています。



新国立劇場舞台美術センター資料館

〔課 題〕

- ◆地域の歴史資産と文化財の保全と継承
- ◆利根川周辺の自然環境の保全と観光交流としての活用

(5)都市景観形成

〔現 状〕

○豊里台地区には豊里住宅団地が広がり、道路、公園等の都市基盤は整備され、その地区内には医療福祉施設や新国立劇場舞台美術センター資料館が設置されています。また、地区内を走る市道沿いには桜などの街路樹が植栽されています。



豊里住宅団地

〔課 題〕

- ◆豊里住宅団地における統一感のあるまちなみの形成

③ 地域づくりの目標とまちづくりの方針

(1) 地域づくりの目標

〔将来地域像〕

『農業を中心とした産業と豊かな自然環境を活用した交流のあるまち』

〔地域づくりの目標〕

- 豊かな自然や歴史資産などの保全と地域資源を活用した交流あるまちづくり
- 地域の産業拠点を活かした活力あるまちづくり
- 生活環境の維持、改善によるやすらぎのあるまちづくり

(2) まちづくりの方針

〔豊かな自然や歴史資産などの保全と地域資源を活用した交流あるまちづくり〕

○自然環境・景観の維持・保全と活用

- ・ふるさとの原風景ともいえるような水田など豊かな自然環境の維持、保全に努め、集落地と調和した空間の創出を図っていきます。
- ・丘陵地や農地、利根川流域など豊かな自然を活用したグリーンツーリズムなどの取り組みを推進していきます。
- ・水郷筑波国定公園に指定されている利根川流域及びその支流の緑地、水辺環境の保全を図るとともに、散策路や自転車の整備により自然緑地内を巡る水と緑のネットワーク化を進めます。

○歴史資産の保全と活用

- ・猿田神社や常世田薬師（常灯寺）、菅原大神の子産石など歴史資産、文化財の保全に努めるとともに、観光資源としても有効に活用し、交流人口の増加を図ります。

○公園・オープンスペースの活用・整備

- ・桜井町公園や豊里台多目的スポーツ広場の公共オープンスペースを地域・スポーツイベントなどに活用するとともに、利根かもめ大橋周辺の河川敷の活用検討など地域バランスを考慮した公園・緑地の計画的整備、利用環境の充実を図ります。



国道 356 号バイパスからの眺望



桜井町公園

■主な施策

- ◆丘陵地や農地、利根川流域など豊かな自然の保全と活用、水辺環境の充実
- ◆猿田神社や常世田薬師（常灯寺）、菅原大神の子産石など歴史、文化資源の保全と活用
- ◆桜井町公園や豊里台多目的スポーツ広場、利根かもめ大橋周辺の河川敷の有効活用
- ◆公園・緑地の計画的整備、利用環境の充実

〔地域の産業拠点を活かした活力あるまちづくり〕

○産業交流拠点・農業生産基盤の強化

- ・ JA グリーンホーム銚子周辺を産業交流拠点と位置づけ、広域営農団地農道の整備による広域交通条件を活かした首都圏に対する農産物の供給基地としての集出荷機能強化を図ります。また、優良な農地の土地基盤整備や農地集約化など経営基盤の強化も図ります。
- ・ 農業を通じた食育や体験学習型の関連産業誘導により、遊休農地の有効活用、地域産品の付加価値向上や新たな雇用の創出などを推進します。
- ・ 国道 126 号バイパス及び銚子連絡道路の整備により物流利便性の向上が期待できる「小浜工業団地」は生産環境の保全・整備に努めつつ、更なる関連施設の誘導による雇用促進・地域の活性化を図ります。

○新たな産業系土地利用の検討

- ・ 丘陵地では周辺の自然環境との調和を図りながら風力発電施設や太陽光発電施設など再生可能エネルギー産業などの新たな産業系土地利用を検討します。

■主な施策

- ◆ 広域営農団地農道、国道 126 号バイパス、銚子連絡道路の整備推進
- ◆ 産業交流拠点の強化（JA グリーンホーム銚子、小浜工業団地）
- ◆ 農地の土地基盤整備や農地集約化など経営基盤の強化
- ◆ 再生可能エネルギー産業などの新たな産業系土地利用の検討

〔生活環境の維持、改善によるやすらぎのあるまちづくり〕

○地域特性に応じた土地利用及び景観の誘導

- ・ 豊里住宅団地は、道路・公園など整備済みの都市基盤を有効活用しながら、既存の医療・福祉施設を核に、高齢者や子供が安心して暮らせる地域コミュニティづくりを推進します。また、統一感のあるまちなみを形成するため、住宅建築のルール化や都市計画制度の適用、街路樹の緑化美化活動など市民と協働で検討します。
- ・ 国道 126 号沿線と国道 356 号沿線は、中心市街地との連携を強化しつつ、沿道商業・業務サービス系の土地利用を誘導し、秩序ある良好な沿道景観の形成を図ります。



国道 356 号と沿線施設

○交流を育む交通網の充実

- ・ 国道 356 号バイパスの整備による渋滞軽減など、船木・椎柴・豊里地区からの中心市街地への交通利便性の向上を図ります。
- ・ 広域営農団地農道の整備により、西部地区からの広域交流拠点（三崎町）への交通利便性の向上を図り、交流人口の拡大につなげます。
- ・ 高齢者や子供などの日常生活の移動手段として、路線バスの運行維持を図ります。また、バス路線の無い地域では、デマンド交通導入など地域交通のあり方を検討します。

○居住環境の維持と安心して暮らせるまちづくり

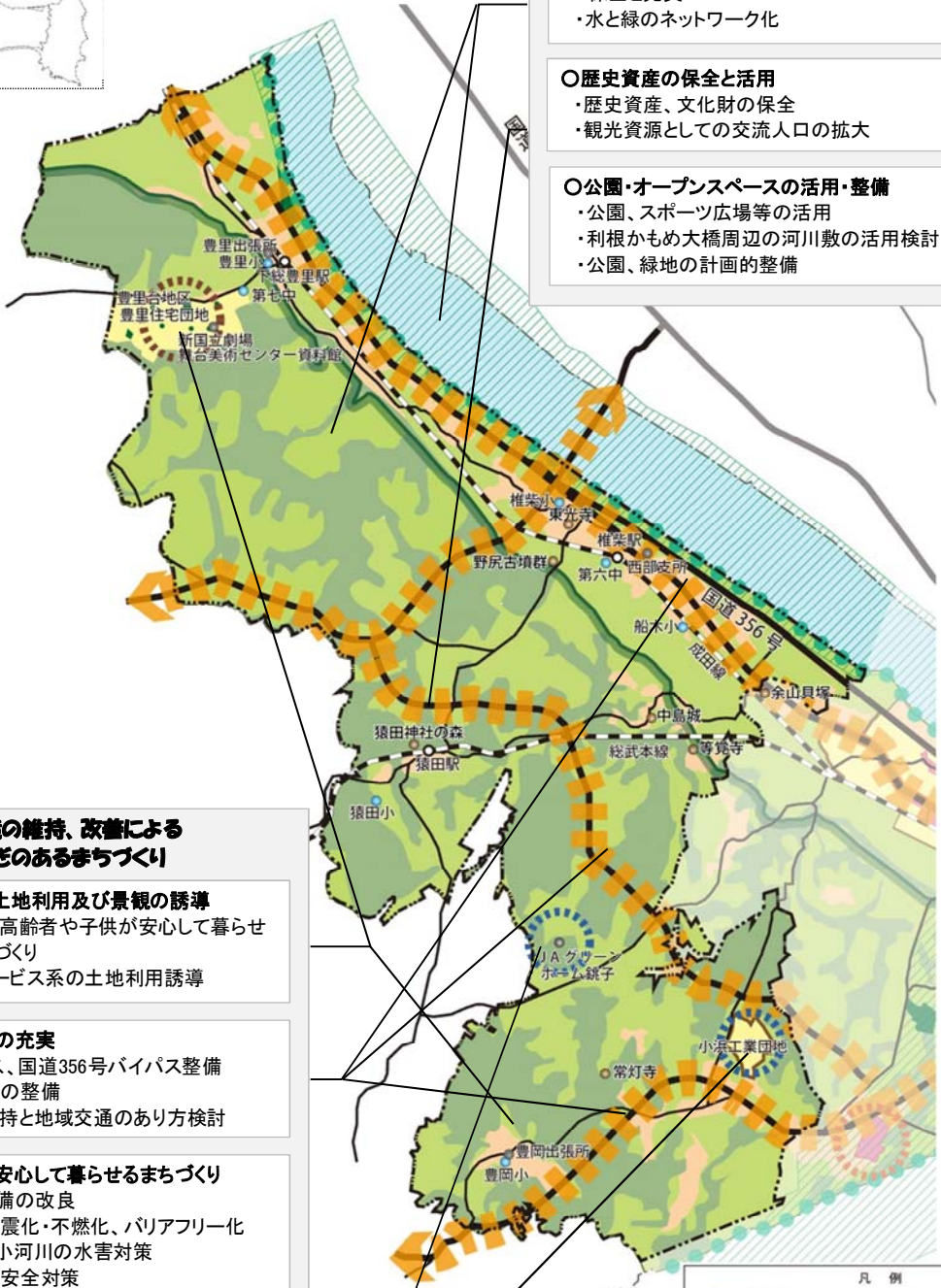
- ・ 地域内の各集落は良好な居住環境を維持するため、市道などの基盤整備の改良に努めます。
- ・ 公共公益施設は災害時の避難所として耐震化・不燃化を図ります。また、各地区コミュニティセンターや豊里出張所、豊岡出張所など地域の活動拠点となる施設は、利用者の利便性・快適性を図るため、歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- ・ 利根川の津波遡上など自然災害への備えとして利根川の築堤、中小河川整備や排水施設整備による水害対策を推進します。また、急傾斜地崩壊危険区域での土砂災害の防止を図ります。
- ・ 下水処理については、汚水処理適正化構想を踏まえ、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により適正な下水環境を推進します。
- ・ 安全で安定した水供給のため、老朽化した配水管等の適正な施設更新を進めます。

■主な施策

- ◆生活関連施設の充実（豊里住宅団地、既存集落における市道改良など）
- ◆国道 356 号バイパスの整備
- ◆バス路線の維持と生活交通対策の検討
- ◆利根川の築堤、中小河川整備や排水施設整備
- ◆通学路等の交通安全対策の推進



国道 356 号バイパスと利根かもめ大橋（イメージ）



- 豊かな自然や歴史資産などの保全と地域資源を活用した交流あるまちづくり**
- 自然環境・景観の維持・保全と活用
 - ・豊かな自然景観の維持、保全
 - ・利根川流域及びその支流の緑地、水辺環境の保全と充実
 - ・水と緑のネットワーク化
 - 歴史資産の保全と活用
 - ・歴史資産、文化財の保全
 - ・観光資源としての交流人口の拡大
 - 公園・オープンスペースの活用・整備
 - ・公園、スポーツ広場等の活用
 - ・利根かもめ大橋周辺の河川敷の活用検討
 - ・公園、緑地の計画的整備

- 生活環境の維持、改善によるやすらぎのあるまちづくり**
- 地域特性に応じた土地利用及び景観の誘導
 - ・豊里住宅団地での高齢者や子供が安心して暮らせる地域コミュニティづくり
 - ・沿道商業・業務サービス系の土地利用誘導
 - 交流を育む交通網の充実
 - ・国道126号バイパス、国道356号バイパス整備
 - ・広域営農団地農道の整備
 - ・路線バスの運行維持と地域交通のあり方検討
 - 居住環境の維持と安心して暮らせるまちづくり
 - ・市道などの基盤整備の改良
 - ・公共公益施設の耐震化・不燃化、バリアフリー化
 - ・利根川の築堤、中小河川の水害対策
 - ・通学路等への交通安全対策

- 地域の産業拠点を活かした活力あるまちづくり**
- 産業交流拠点・農業生産基盤の強化
 - ・産業交流拠点の強化
 - ・農地の土地基盤整備など経営基盤の強化
 - 新たな産業系土地利用の検討
 - ・再生可能エネルギー産業などの土地利用の検討

凡例

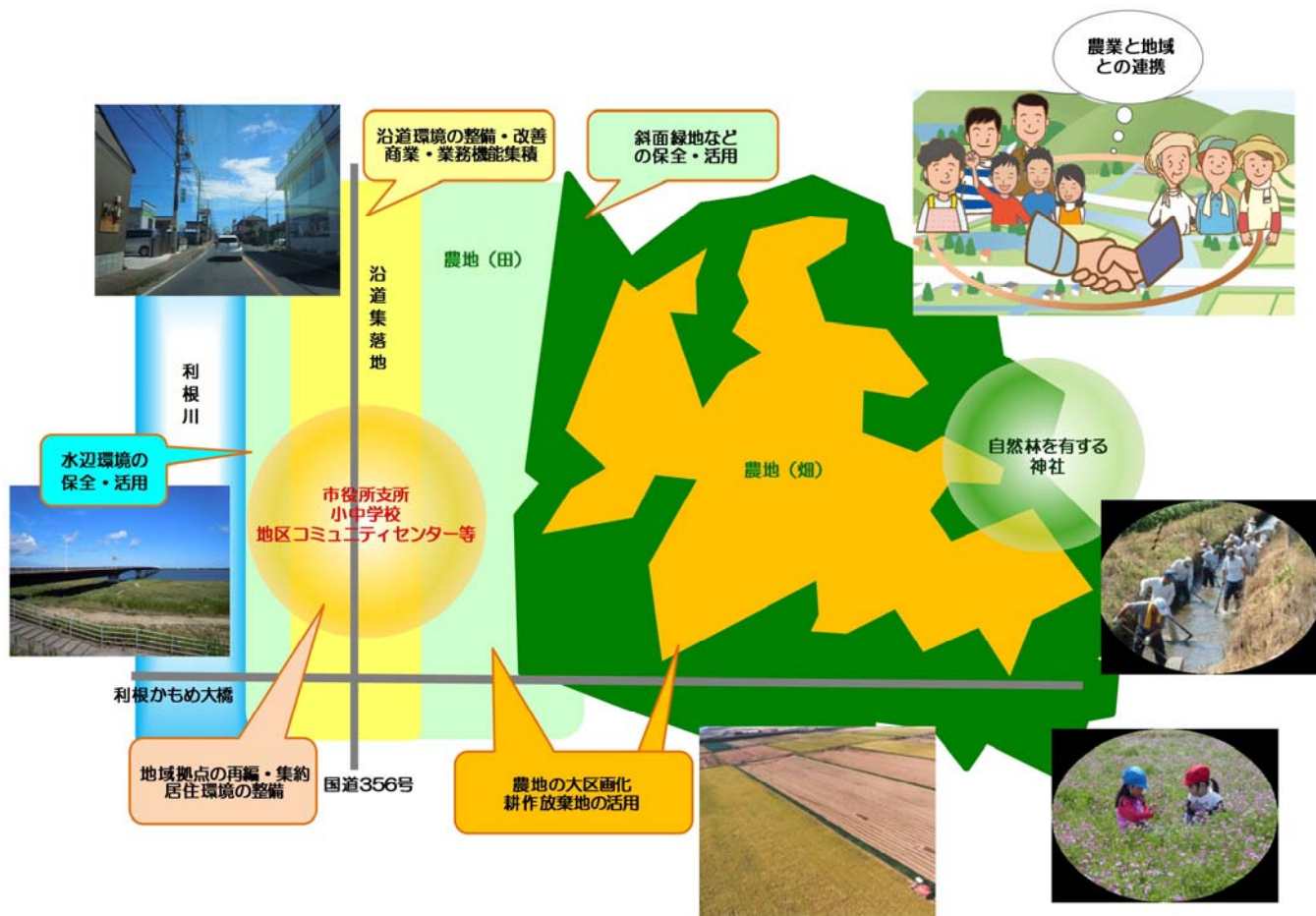
	住宅地		都市交流核
	商業業務地		広域交流拠点
	沿道サービス地		産業交流拠点
	工業・産業業務地		観光交流拠点
	農地		学術・芸術文化交流拠点
	集落地		主要な施設
	丘陵地・森林		学校教育施設
	斜面緑地		歴史文化資産
	主な公園・緑地		水と緑のネットワーク
	国立公園区域 県立自然公園		
	鉄道		
	広域幹線道路		
	都市内幹線道路		
	行政区界		
	地域界		
	用途地域		

図 西部地域のまちづくり方針

【参考：20年後の西部地域のイメージ】

- 道路の骨格をなす国道356号バイパスの整備が中心市街地から東庄町・香取市方面まで継続的に進められたことにより、朝夕の交通渋滞の解消とともに、北関東方面からの広域交通の利便性が高まり、観光や産業経済の活性化が進んでいます。また、広域営農団地農道なども整備され、地域における骨格的な幹線道路網が構築されるなど、周辺地域や市内各地域とのアクセスが容易となりました。また、地域の公共交通では、JR 総武線・成田線・高速バスのほか、拠点集落を結ぶコミュニティバスが走り、高齢者等の日常の移動手段として活用されています。
- 国道沿道における沿道商業・業務施設の整備が進み、日常的な生活に不便を感じなくなりました。また、住宅団地や集落地では、かけ崩れや浸水・津波対策などが進められるとともに、住民と協働による都市計画制度の活用や集落地区計画制度の活用、生活道路の整備や公園・広場の整備などが進められ、暮らし続けられる環境づくりが整いつつあります。
- 産業交流拠点である「小浜工業団地」や「JA グリーンホーム銚子」では、幹線道路網の整備による利便性の向上を背景として、関連施設の誘導による雇用促進と地域の活性化が進んでいます。
- 農業地域では、基盤整備事業等による農地の保全や集約化に加え、耕作放棄地の活用が進められるとともに、畑地での野菜工場の立地など、若い就農者や後継者を中心とした活発な農業生産が行われています。また、市内や首都圏の小学生を対象とした農業体験学習や農業ふれあい教室、家庭菜園による農業を通じた多様な交流が進んでいます。
- 丘陵地では、丘陵地を縁取る斜面緑地が保全されるとともに、一部の緑地などでは自然探索や学習の場、再生可能エネルギー産業の適地として活用が図られています。

【「農と緑のある暮らし」概念図】



(写真・挿絵：農林水産省主要事業パンフレットより)

第Ⅲ章 実現化方策（都市づくりの実現に向けて）

- Ⅲ-1 協働によるまちづくり
- Ⅲ-2 都市計画制度の活用、整備の優先性
- Ⅲ-3 実現に向けた仕組みづくり
- Ⅲ-4 将来都市像実現への主要視点とシナリオ

第Ⅲ章 実現化方策(都市づくりの実現に向けて)

都市計画マスタープランを推進するためには、市民・企業（NPO）・大学・行政の協働によるまちづくりの推進、都市計画制度の活用と整備の優先性、実現に向けた仕組みづくり、社会経済情勢の変化に対応した進行管理と計画の見直しが必要となります。

これらを推進することにより、本市の将来都市像に掲げる「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」の実現を目指します。

Ⅲ－１ 協働によるまちづくり

まちづくりは、社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応しつつ、市民・企業（NPO）・大学・行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働による取り組みが重要となります。

このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、市民参加の推進などの取り組みを進めます。

○まちづくりに関する情報の提供

- ・協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を共有することが重要になります。市のホームページや広報紙のほか、SNS など様々な媒体により、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、市民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。

○市民等主体のまちづくり活動への支援

- ・市民団体や企業（NPO）、大学などの活発なまちづくり活動を活かすため、地域活性化や魅力ある地域づくり、道路沿道の緑化、美化活動などの自主的な活動への支援体制や制度等の仕組みづくりの充実を検討します。

○市民・企業（NPO）・大学の参加するまちづくりの推進

- ・個々の計画づくりや施設整備などを実施するにあたっては、パブリックコメントや策定組織への参加を促し、それぞれの立場からみた改善点や提案などを取り入れる、参加型のまちづくりを推進します。また、民間活力を有効に活用したまちづくりを検討します。

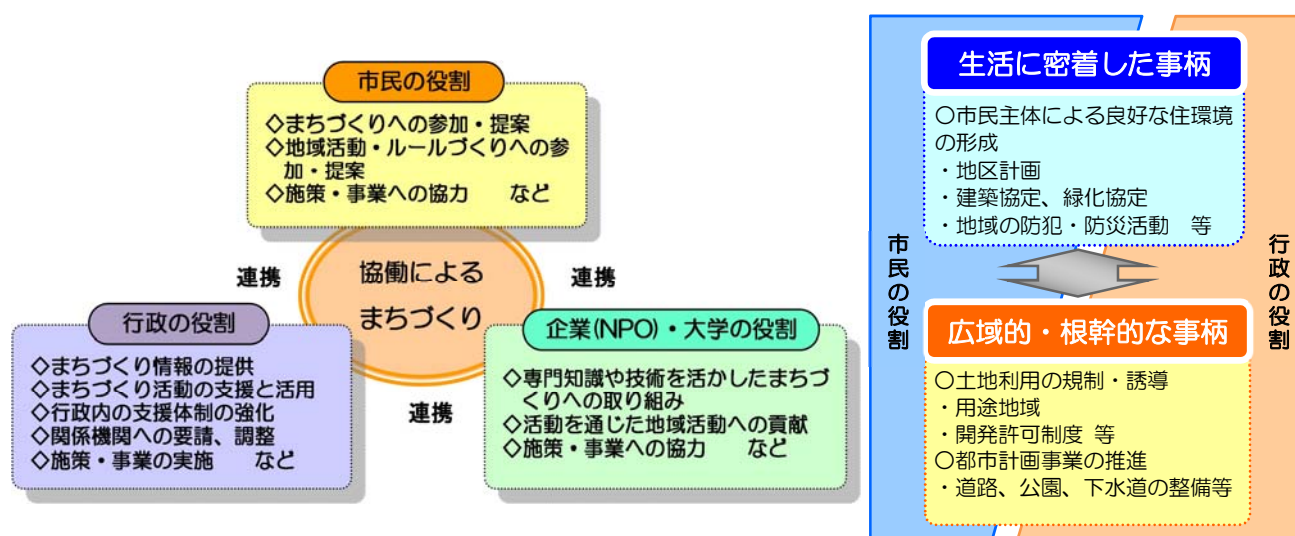


図 協働によるまちづくりのイメージ

Ⅲ-2 都市計画制度の活用、整備の優先性

1 都市整備に関する個別計画の推進

都市計画マスタープランは、都市計画（都市づくり）に関する目標や基本的な方針を示すものです。今後、この方針に沿って具体化を図るため、道路交通や公共交通に係る計画、緑の基本計画、環境基本計画、地域防災計画、景観計画など、必要となる個別計画の策定や見直し、事業の実施を進めるとともに、都市計画の決定や変更への取り組みを行います。

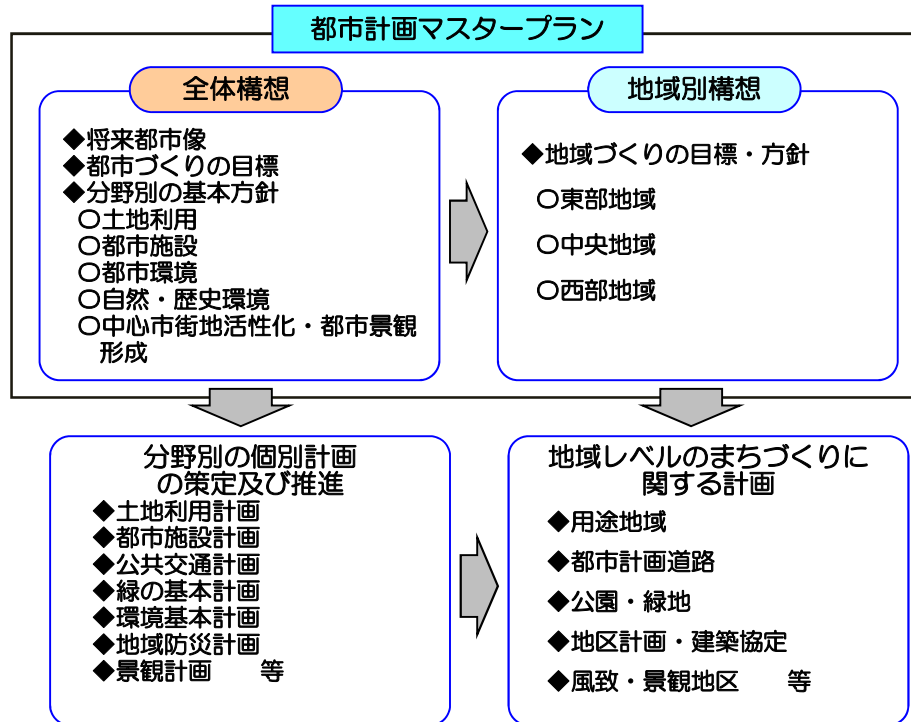


図 都市計画に関する個別計画の推進イメージ

2 都市計画制度の活用と整備の優先性

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実施は、限られた財源の中でより効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果など総合的に判断して進めます。

具体的には、国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備（都市計画道路、公園・緑地、下水道等）、用途地域、風致・景観地区等の都市計画制度や事業を推進し、社会経済情勢などを踏まえた整備の推進と見直しに努め、実現性のある効果的なまちづくりを目指します。

表 主な都市計画制度等の活用方向

分野	主な制度等	本計画での活用方向
土地利用	【地域地区の指定】 ■用途地域 ■防火地域・準防火地域 ■風致地区 ■臨港地区 ■特定用途制限地域 等	・良好な居住環境の整備・保全や防災性の向上、業務の利便性の向上など、地域に合った望ましい市街地像と適正な土地利用の実現のため、目指すべき土地利用の方向と現状にかい離が生じている区域などにおいて、人口や土地利用の動向、公共施設の整備状況の把握等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや指定を検討します。
	【地区計画等】 ■地区計画 ■沿道地区計画 等	・良好な都市環境を形成するために、地区の課題や特徴を踏まえ、地区内の建物の用途や建て方、道路や公園等の配置などについて、必要なルールや取り組みを地域住民とともに進めます。
	■開発許可制度	・都市計画区域内の白地地域において無秩序な市街化の防止、必要な施設の整備等を義務づけるため、今後とも適切な基準の運用を図っていきます。
	■立地適正化計画	・コンパクトな都市づくりの手段として、住宅・医療福祉・商業等の都市機能を一定の地域に誘導し、生活サービスやコミュニティが持続的可能となるよう取り組みます。
	■観光振興基本計画	・自然依存型観光から体験型、まち歩き観光等の多面的な観光へと転換し、観光レクリエーション利用の促進を図ります。
都市施設	【道路・交通】 ■都市計画道路見直し・整備 ■地域公共交通網形成計画 ■広域営農団地農道整備事業	・広域・都市内連携軸となる重要な道路の整備を進めるとともに、地域内で必要となる生活交通網の維持を図っていきます。また、社会経済情勢の変化による周辺条件の変化や地域ニーズなどを踏まえ、都市計画道路の見直しを進めます。
	【公園・緑地】 ■緑の基本計画 ■公園施設長寿命化計画 等	・豊かな自然環境との共生や良好な都市環境の維持などを図りつつ、緑の保全及び緑化の推進に関する総合的な計画づくりを検討します。また、既存施設の適正な維持管理を進めます。
都市環境	【ゴミ】 ■ごみ処理広域化推進事業 ■環境基本計画 等	・ごみの減量化と再資源化等を積極的に進めながら、東総地区広域市町村圏事務組合による新たな広域的なごみ処理施設の整備を促進していきます。
	【防災】 ■防災都市づくり計画 ■地域防災計画 ■海岸保全基本計画 等	・津波や水害など様々な災害のリスクに対し、より安全・安心な都市づくりを進めるため、地域防災計画と整合を図りつつ防災都市づくり計画の策定を検討します。また、千葉県による堤防計画について、市民参加による会議を設置し、地域の意見を反映した津波対策を図ります。
	【下水】 ■銚子市污水適正処理構想 ■公共下水道基本計画	・下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により公共水域の水質の保全を図ります。 ・人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、整備区域を見直しながら整備を図ります。
自然・歴史環境	■緑地保全地区 ■水郷筑波国定公園 ■銚子ジオパーク	・丘陵地を縁取る斜面緑地等は、良好な自然環境地として保全するため地区指定の可能性の検討を進めます。また、ジオパークの地質遺産は銚子の新たな価値として保全・活用を図ります。
中心市街地活性化・都市景観成	【中心市街地活性化】 ■中心市街地活性化基本計画	・中心市街地の活性化に関する施策を効果的に進め、賑わいと活力ある中心市街地の実現に向けた取り組みを進めていきます。
	【景観形成】 ■景観計画 ■屋外広告物条例	・豊かな自然環境、歴史や文化がかおるまちなみなど、市内外に誇れる良好な景観を市民共有の財産として保全・継承するため、景観計画を策定し、本市固有の景観を活かした都市づくりを進めていきます。
	■街なみ環境整備事業	・住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備で住環境の整備改善を必要とする地区において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、街なみ環境整備事業の活用を検討していきます。
	■バリアフリー基本構想	・高齢者などの移動の円滑化を図り、誰もが安心・安全で豊かに暮らせる都市の実現に向けて、バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化の実現に向けた取り組みを進めていきます。

Ⅲ-3 実現に向けた仕組みづくり

1 まちづくりの推進体制の充実

(1) まちづくりの環境づくり

まちづくりを進めていくためには、まちづくりに参加しやすい環境づくりや人材の育成などが必要です。生涯学習講座の充実やこれからの銚子市を担う児童・生徒へのまちづくり教育の取り組みとともに、要請に応じたまちづくり活動に対する専門家・職員の派遣などを行い、協働によるまちづくりの醸成に向けた環境づくりと人材の育成による基盤づくりを進めます。

(2) まちづくり推進及び支援体制の整備・充実

本市では、平成17年に銚子市市民等団体まちづくり活動の支援に関する規則を制定し、市民団体等の創意工夫による住みよい魅力的なまちづくり活動に対して補助金を交付し、その活動を支援してきました。今後も、市民と団体等と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

都市計画マスタープランの施策や都市施設等の整備にあたっては、まちづくりに係わる部門や関係機関との調整とともに、十分な効果の発現と効率的な取り組みが必要であり、都市計画マスタープラン策定に伴う庁内会議の機能を拡充し、推進体制の強化を図ります。

また、地域の実情にあったまちづくりの実現に向けては、住民が主体となって進める地区計画や建築協定などのまちづくりのルールづくりについて、必要な情報の提供、専門的なアドバイスなどの支援・充実に努めます。

(3) 民間活力の導入

公共施設の整備や市街地における住宅供給、商業施設の充実などは、効率的な財政運営の視点から、民間企業のノウハウや資本などを活用し、積極的な民間活力の導入を促します。

2 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランの目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実現していくこととなりますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し・改善を行い、計画の適切な進行管理を行っていく必要があります。

また、都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、まちづくりの進捗状況や社会経済情勢の変化も予想されます。このため、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業（NPO）・大学などの主体的な参加のもとに都市計画マスタープランの部分見直しを概ね5年、全体見直しを概ね10年ごとに行い、内容の充実を図っていきます。

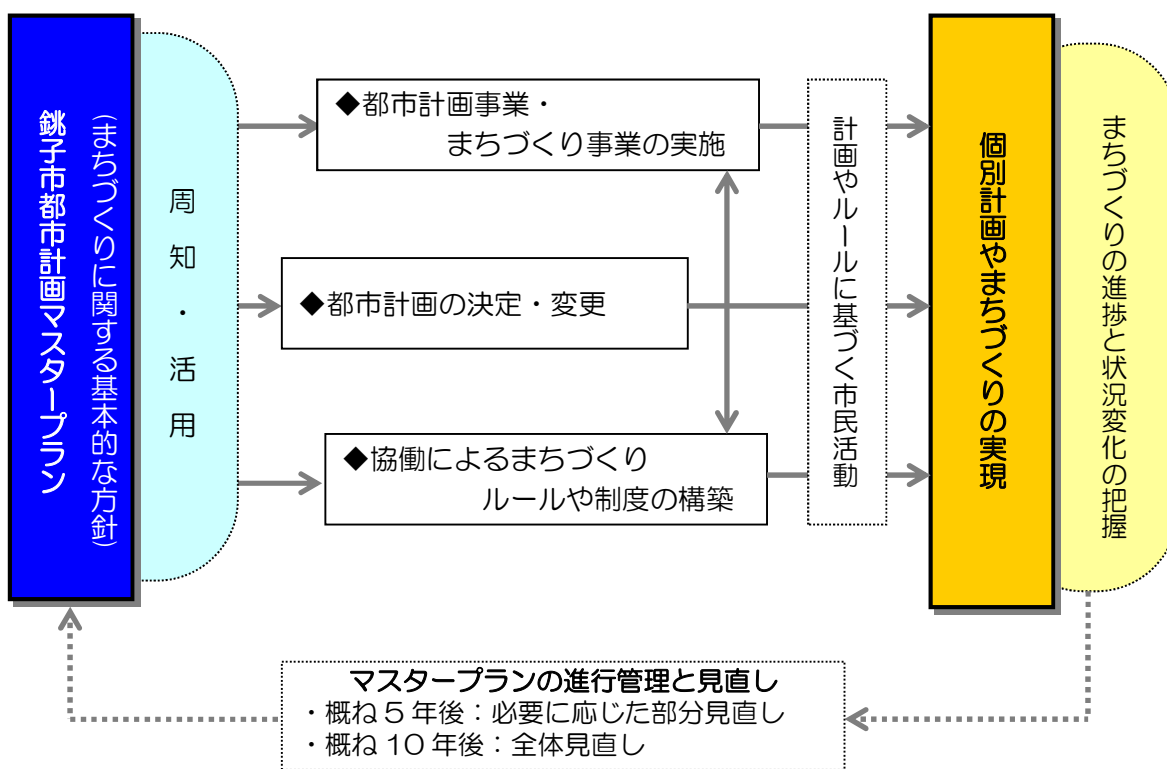
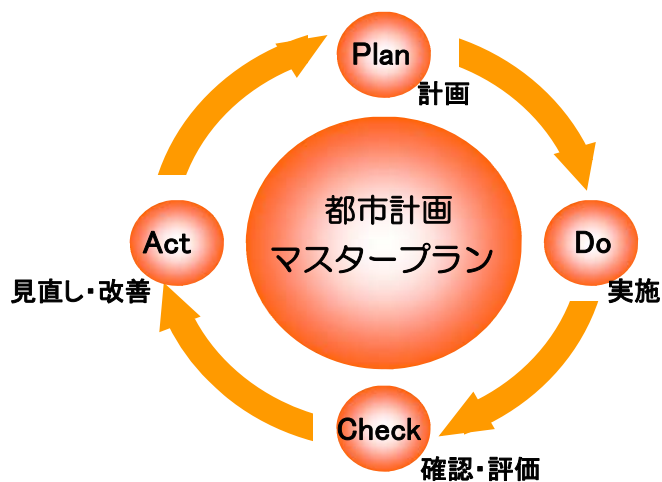


図 進行管理と計画の見直しイメージ

Ⅲ-4 将来都市像実現への主要視点とシナリオ

目指すべき将来都市像の実現に向けては、前記したまちづくりの実現に向けた各種の取組みを適切かつ着実に進めていくことはもちろんのこと、まちづくりに係わる全ての人々がまちづくりの過程や道筋のイメージを共有することが望まれます。

このため、本市が目指す将来都市像実現に向けて重視すべき視点やシナリオを次のように方向づけ、まちづくりの実現を図っていくこととします。

1 将来都市像実現への主要視点

○活力と活気のある銚子へ

都市づくりの目標において掲げた「多彩な交流」を重視し、都市交流核や産業・観光交流拠点などに都市機能の集積を誘導するとともに、日常生活圏では、生活空間の質の向上や利便性の向上を図り、多様な都市機能の適正な分担と効果的な連携により、活力と活気のある銚子の創出を図っていきます。

- 中心市街地活性化、産業誘導
- 地域交流、都市間交流を支える都市施設の整備
- 美しい自然資源の活用と漁業・農業・観光・景観特性を活かした交流促進 など

○愛着の持てる美しい銚子へ

本市は、豊かな自然環境や歴史資産など地域固有の観光資源を有し、これら資源に根付いた多様なまちが形成されています。市民が「暮らす」「働く」「集う」「憩う」空間でもあるこれら銚子の資源を活かしながら、「新たな価値」を見出し未来へ引き継ぐことで、多くの人々の活発な交流や活動にあふれ、誇りと愛着を持って快適に暮らせる地域の創出を図っていきます。

- 歩道・自転車道ネットワーク 等
- 水と緑のネットワーク、丘陵地の保全、ジオパークの活用、歴史文化資源の活用
- これらによる回遊都市づくり など

○安全・安心・快適な銚子へ

高齢化社会の到来や人口減少の見通しに対し、誰もが安全・安心して快適に暮らし続けられる都市の創出を図っていきます。

- 買物、集会、憩い等の生活圏の利便性の向上、公共交通維持
- 震災、津波、集中豪雨対策等の防災対策の推進
- バリアフリー化の推進等高齢化社会への備え など

2 将来都市像実現のシナリオ

○短期的な都市像と都市づくり

短期的には、中心市街地における産業や観光を軸とした交流の促進と活性化、居住の誘導などとともに、各地域の特性を活かした拠点形成や日常生活圏のまちづくりを進めます。

また、今後、増加することが予想される空き地・空き店舗を有効に活用して、地域コミュニティの維持、子育て世代が働きやすい環境づくりや通学・福祉・医療、買物など、様々な生活サービスを維持するための適切な取り組みを進めます。

これらにより、地域独自の創意工夫を活かしつつ、中長期的な都市づくりへ至る環境づくりを図っていきます。

○中長期的な都市像と都市づくり

中長期的には、中心市街地及びその周辺において、商業の活性化や産業機能の強化、定住人口の集積などによるコンパクトでまとまりある市街地形態への転換を図ります。

その他の地域では、点在する既存集落や住宅団地等を中心に、農業や観光等、各地区の特性を活かしたまちづくりの継続とともに、拠点間の生活交通網を確保することで、安心して暮らし続けられる環境づくりを図ります。また、良好な自然資源と共生した新たなライフスタイルを展開する場としての活用を図り、緩やかな居住の集約を進めていきます。

これらより、現在の中心市街地及び周辺を中心に、その他の市街地や既存集落等を含めて「多極ネットワーク型」のコンパクトな都市構造を目指し、持続可能な都市づくりを図っていきます。

【ステージ1】 都市交流核（中心市街地）と日常生活圏における特性を活かしたまちづくり	【主な取組み】 ●都市交流核（中心市街地）の都市機能及び人口の集積 ●各拠点の機能強化による交流人口の誘因 ●日常生活圏での歩いて暮らせるまちづくり など
【ステージ2】 拠点地域の賑わいと交流の創出及び日常生活圏の快適な居住環境づくり	【主な取組み】 ●都市交流核（中心市街地）の都市機能及び人口の継続的集積と周辺地域への派生 ●拠点等における賑わいと交流の創出と周辺地域への派生 ●協働による日常生活圏の魅力の向上 など
【ステージ3】 拠点地域や日常生活圏の魅力の醸成と多極ネットワーク型の持続可能な都市の形成	【主な取組み】 ●魅力的な都市交流核（中心市街地）及び拠点等の形成 ●拠点間の連携強化 ●特性を活かした個性的日常生活圏の創出 ●豊かな自然や優良な景観を有する持続可能な都市の創出等

図 将来都市像実現のシナリオ（イメージ）



【コンパクトシティの概念図】

（資料：国土交通省）

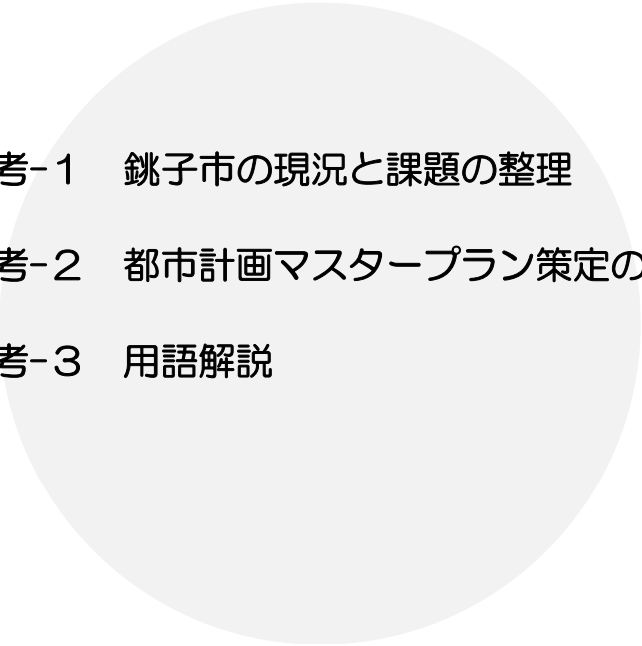
以上の全体的なシナリオを踏まえ、本市の将来像や都市構造の実現に向けた都市計画としての主体的な取り組み及び事業・施策を次のように展開して進めていきます。

事業・施策の展開方向

	短期（概ね5年）	中長期（概ね10～20年）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域・風致地区等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・現況土地利用不整合箇所、津波浸水・液状化危険箇所など ○無秩序な郊外開発の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他のまちづくり制度等の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画 ・地区計画、建築協定、特別用途地域 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○総合漁業基地の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・（新）銚子漁港第一卸売市場の周辺整備・観光連携 ・銚子漁港第二・三卸売市場の施設活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○目指すべき土地利用像の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープランの見直し ・農業振興地域整備計画の見直し 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産環境の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・土地基盤整備事業 ・耕作放棄地対策、農地の集約化 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○観光拠点の充実・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・銚子マリーナ等の観光交流拠点化 ・屏風ヶ浦、外川のまちなみ等の活用 ・市街地や拠点間との連携確保 等 	
都市施設 (道路・交通、公園・緑地等)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・広域営農団地農道、銚子連絡道路の整備 ・銚子半島外周道路の連結（県道愛宕山公園線・銚子公園線等） ・国道126号、356号バイパス整備 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者・自転車ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか回遊路線、自然探索、眺望回遊路線 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路及び都市公園・緑地の見直し (都市計画見直し(廃止・変更)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路及び公共交通網、都市公園・緑地の整備と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間ネットワーク、移動環境の維持・整備 ・身近な公園、広場(市民緑地)の整備 ・歩道の整備、バリアフリー化
	<ul style="list-style-type: none"> ○交通空白地帯の解消と交通弱者への配慮 	
都市環境 (防災・防犯、下水道等)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯・交通安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設整備、利根川築堤、中小河川整備、排水施設整備 ・公共公益施設の耐震化、不燃化 ・防災拠点及び救助・救護拠点の整備、避難場所の確保、通学路安全対策 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備、合併処理浄化槽の普及 ・市道の整備(狭隘道路の解消等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設の広域化推進、整備 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの利用促進と活用 等 	
自然・歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然資源・地質遺産・歴史資産等の維持・保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地の保全、活用 ・ジオパークの魅力発信と観光機能強化 ・自然林を有する神社等の保全と有効活用 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の将来像 ・基本方針 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○協働で取り組む緑のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の回廊づくり ・緑を守り育てる環境づくり 等
中心市街地活性化・都市景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○中心商店街の活性化・居住の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策、空き地の有効活用(市民緑地化ほか) ・高齢者や子育て支援施設の更新誘導 ・建物更新等を契機とする居住空間の誘導 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○景観法等を活用したルールづくり <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画、条例 ・地区計画、建築協定 ・屋外広告物条例、規制・誘導 ・サイン計画 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○街なかの電線類の地中化事業 	



参考資料



参考-1 銚子市の現況と課題の整理

参考-2 都市計画マスタープラン策定の経緯

参考-3 用語解説

参考資料

参考-1 銚子市の現況と課題の整理

1 都市現況の整理

(1) 広域条件

① 位置

本市は、東京から 100 km、関東平野の最東端に位置し、北は利根川を隔て茨城県の神栖市に対し、東から南は太平洋に臨み、太平洋側南西方面は旭市、利根川沿い北西方面は東庄町に接しています。

道路は、市の南部を東西に国道 126 号が、利根川沿いに国道 356 号が通っています。鉄道では、東京都心と直結する総武本線と、成田へ通じる成田線、及び市の東側を銚子電鉄が走っています。市域面積は、84.19 km²となっています。

利根川の水運によりまちが発展し、現在は海岸を活かした観光など、歴史的に人と水の関わりは深いです。



図 銚子市の位置

② 地形・気候

三方を太平洋と利根川に囲まれ、年間を通し温暖な気候に恵まれた半島性という地理的特性を有しています。海岸部は磯浜が主ですが、南は屏風ヶ浦の海岸壁、東は君ヶ浜などの砂浜がみられます。内陸部は、利根川沿岸の平坦地、南西部の北総台地と東部の丘陵部となっています。市の東部から南部に国定公園の指定があります。

③ 歴史的変遷

本市は、古くからつづく漁業や創業約 400 年を誇る醤油醸造業などの産業と共に、海運や利根水運の中継基地として発展し、江戸をはじめ各地との交流が盛んに行われてきました。

昭和 8 年には千葉市に次いで県下 2 番目の市として「銚子市」が誕生し、さらに昭和 12 年に高神村、海上村を合併したのをはじめ、近隣の村との合併により現在の市域が形成されました。

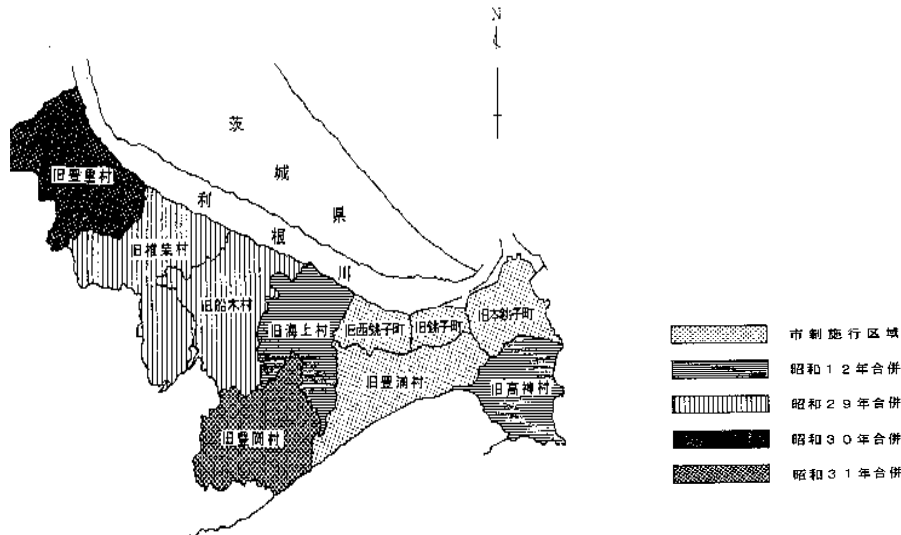


図 市域の変遷

(2) 自然環境・歴史的資源

① 河川の状況

本市の主要河川は、市境北部を 1 級河川の利根川が、また市内にも 1 級河川は清水川、高田川、三宅川、2 級河川に小畑川の 4 川が流れています。古くから漁業とともに、江戸と東北を結ぶ水運の拠点として発展してきました。

② 歴史的資源の状況

国指定天然記念物の犬吠埼の白亜紀浅海堆積物をはじめ、市内には国指定・登録文化財(5 件)、県指定文化財(15 件)、市指定文化財(14 件)が指定され保護されています。これらの中には中島城跡など 3 件の史跡、6 件の天然記念物が含まれています。平成 24 年 9 月に屏風ヶ浦の地層を代表とする銚子市の地質遺産が日本ジオパークに認定されています。

③ 自然公園区域等指定状況

水郷筑波国定公園、県立九十九里自然公園のほか、市条例に基づく景観形成地区が指定されています。

表 自然公園区域等指定状況

種 別	面 積 等	適 用
国定公園第 2 種特別地域	220ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
国定公園第 3 種特別地域	145ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
国定公園普通地域(陸域)	44ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
県立自然公園普通地域	332ha	昭和 39 年 6 月 9 日指定
銚子市地球の丸く見える丘景観条例に基づく景観形成地区	町丁界等地区による指定	平成 5 年 6 月 1 日指定

(3)人口動向

① 人口の状況等

【本市の人口推計】

本市の人口は、2011年の69,299人が2025年には、53,684人(△15,615人・△22.5%)となり、2035年には42,264人(△27,035人・△39.0%)となるなど、減少傾向が将来も継続することが予想されます。

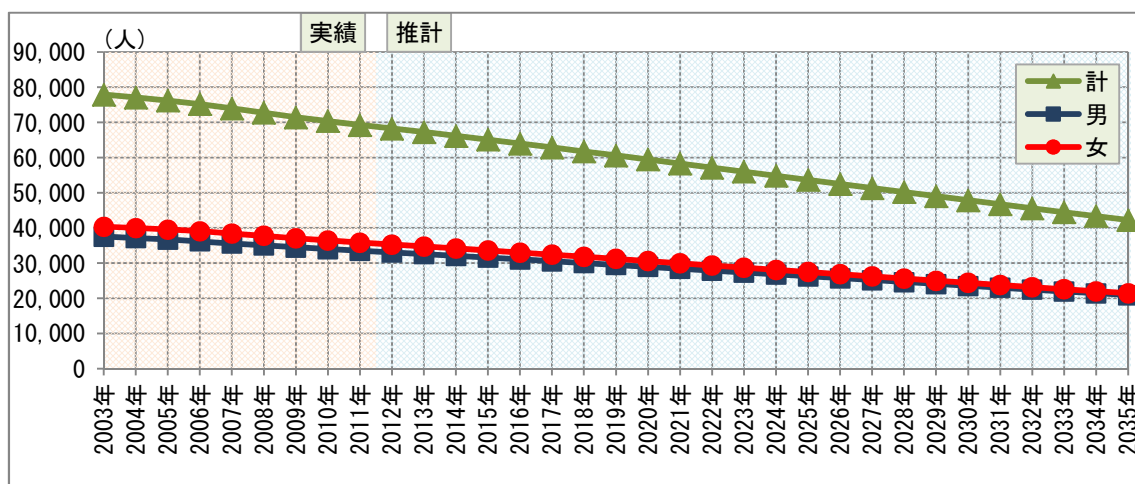


図 人口推計 資料:2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

【近隣市町との比較】

通勤・通学圏の近隣6市1町及び人口推移・人口構成割合等が似ている県内の鴨川市と館山市を抽出し比較すると、2011年の2003年に対する増減率でみると、神栖市(+5.1%)及び鹿嶋市(+4.7%)は人口が増加しているが、その他の市町は人口が減少し、本市は-11.0%と比較した市町の中で最も減少率が大きくなっています。

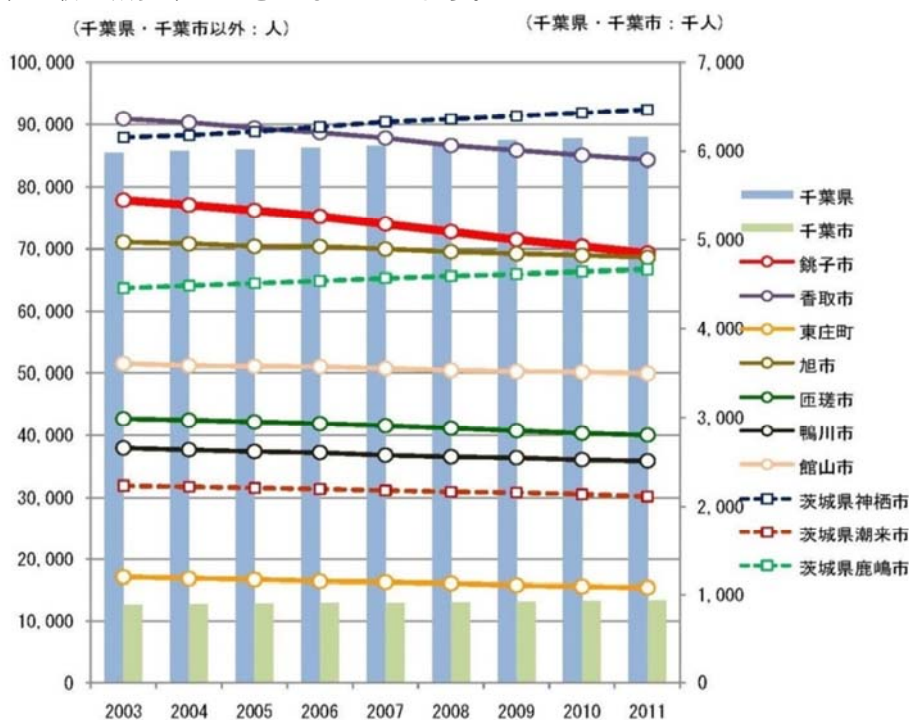


図 近隣市町との比較 (各年4月1日現在)

資料:2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

【年齢別人口動向】

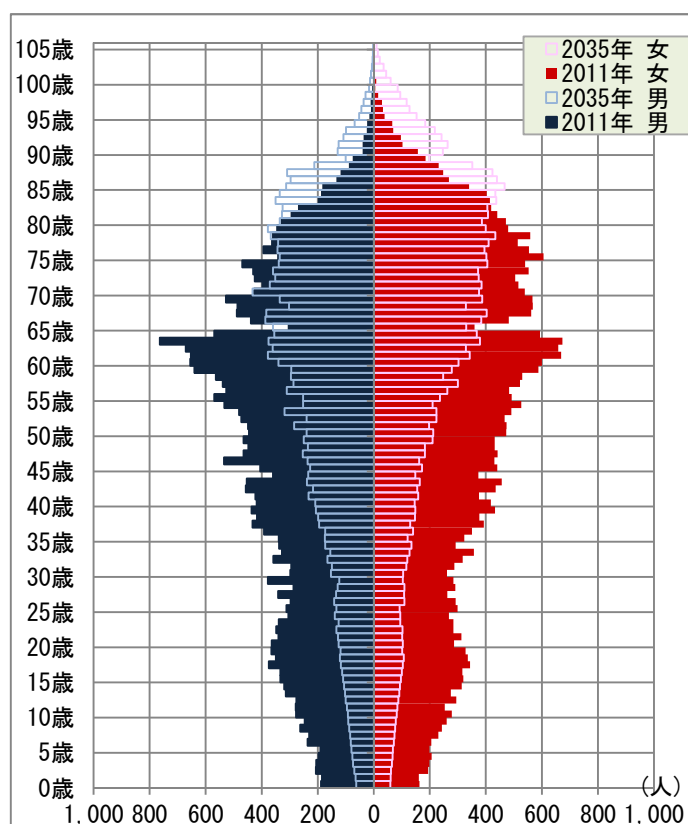
人口の構成比を見ると、老年人口（65歳以上）は2011年比で、2025年には、13.5%増となるものの、2035年には、2.5%増で留まる見込みです。一方、年少人口（0～14歳以下）は2011年比で、2025年には、49.5%減、2035年には、66.2%減となり、また、生産年齢人口（15～64歳以下）についても、2025年には、35.3%減、2035年には54.4%減と大幅な減少となっています。

(人)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
65歳以上	20,184	22,212	23,144	22,902	22,005	20,693
15～64歳	42,022	37,068	31,833	27,201	22,982	19,176
0～14歳	7,093	5,842	4,522	3,581	2,904	2,395
(指数)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
65歳以上	100.0	110.0	114.7	113.5	109.0	102.5
15～64歳	100.0	88.2	75.8	64.7	54.7	45.6
0～14歳	100.0	82.4	63.8	50.5	40.9	33.8

（*指数は2011年の数値を100とした） 資料：2012年2月銚子市人口推計分析業務

委託報告書

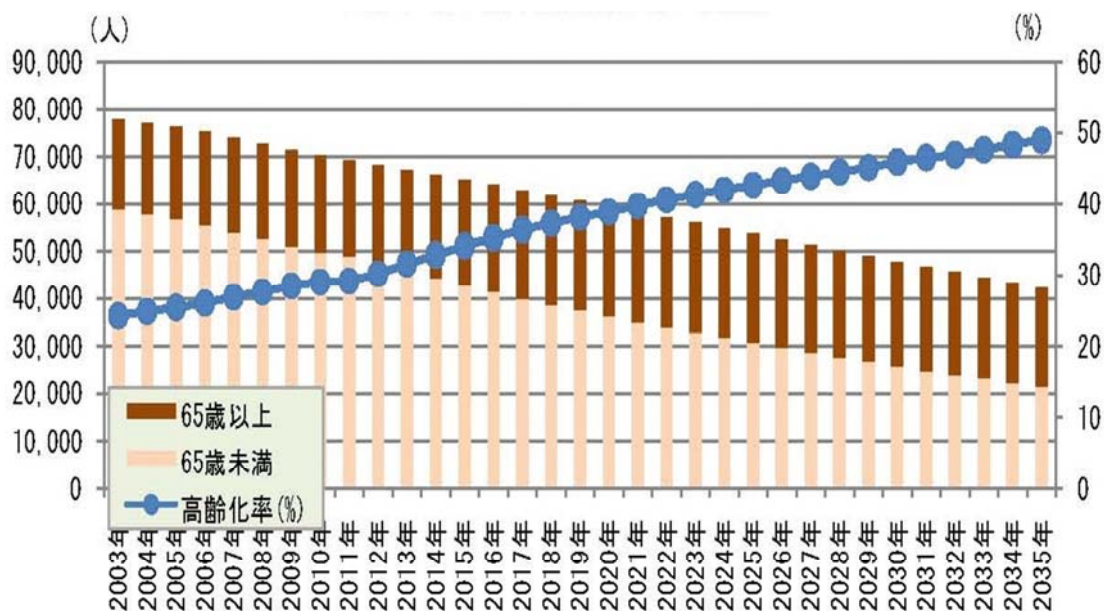
表 年齢3区分の人口推移 附表



資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

図 年齢別人口比較

高齢化率では、65歳以上人口が将来にわたり大きく変動しないが、65歳未満人口が年々減少することにより、高齢化率が上がり続け、2025年には42.66%、2035年には48.96%となり、およそ2人に1人が高齢者になることが予想されます。



資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

図 銚子市の高齢化率の推移

(人)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
計	69,299	65,122	59,499	53,684	47,891	42,264
65歳以上	20,184	22,212	23,144	22,902	22,005	20,693
65歳未満	49,115	42,910	36,355	30,782	25,886	21,571
高齢化率(%)	29.13	34.11	38.90	42.66	45.95	48.96

(* 指数は2011年の数値を100とした) 資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

表 銚子市の高齢化率の推移附表

② 人口流動

【人口動態】

自然動態（出生数、死亡数）は男女ともに死亡数が出生数より多く、社会動態（転入数、転出数）も男女ともに転出数が転入数より大きいです。2003年から2010年までの8年間では、自然動態による減少数が4,230人、社会動態による減少数が4,301人となっており、男性は自然動態、女性は社会動態による減が大きくなっています。

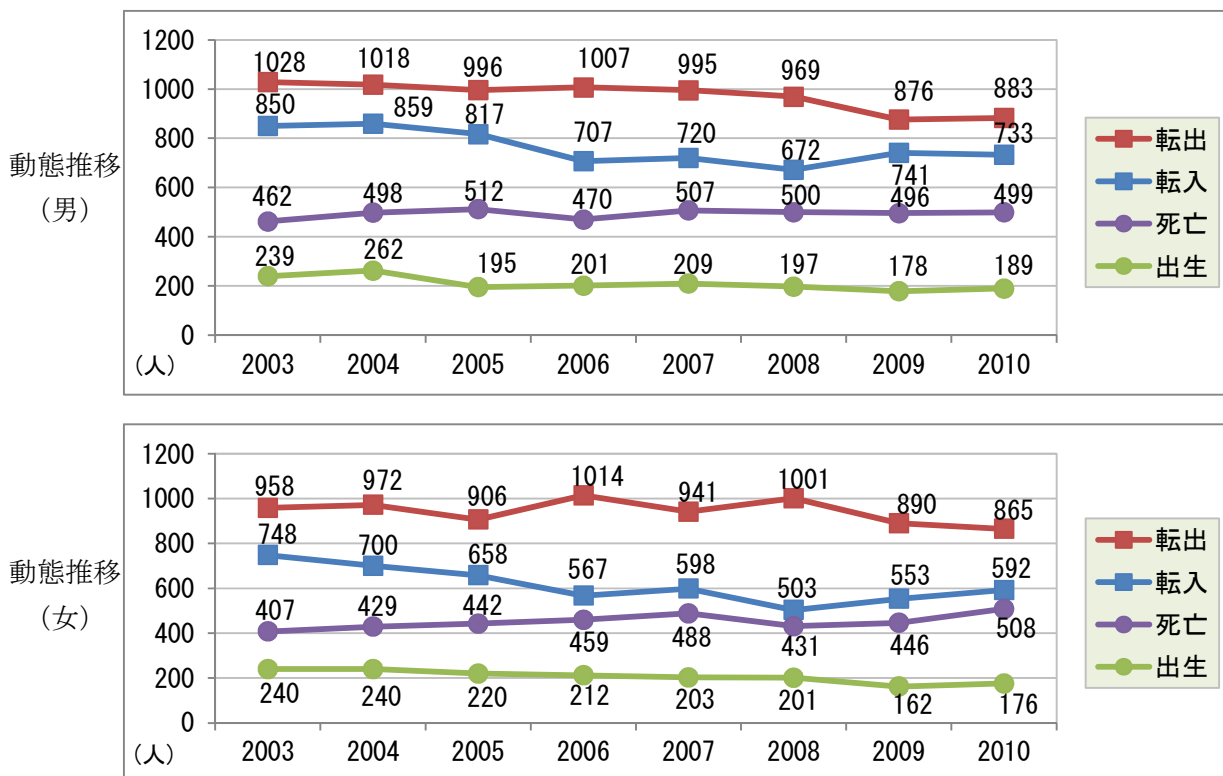


図 人口動態

資料: 住民基本台帳

【昼夜間人口比率の推移】

常住人口に対する昼間人口の割合はほぼ1.0で、移動は少ない状況にあります。平成22年現在は0.982とわずかに流出超過となっています。

年	昼間人口	常住人口	流出入状況			常住人口に対する 昼間人口の割合
			流入人口	流出人口	流入超過数	
S45	92,231	90,415	5,408	3,592	1,816	1.020
S50	90,282	90,374	5,015	5,107	△92	0.999
S55	90,618	89,412	7,008	5,802	1,206	1.013
S60	88,567	87,883	7,288	6,604	684	1.008
H 2	85,134	85,136	8,309	8,311	△2	0.999
H 7	81,228	82,180	8,592	9,544	△952	0.988
H12	78,020	78,693	8,747	9,420	△673	0.991
H17	73,689	75,020	8,444	9,775	△1,331	0.982
H22	68,976	70,210	7,929	9,163	△1,234	0.982

表 昼間人口の推移

資料: 国勢調査

【通勤通学流動】

人口の移動状況は平成22年10月1日現在、流入人口7,853人に対し、流出人口は9,365人となっています。当市で就業・常住する者の76.9%が市内常住者であり、当市に常住する就業者・通学者の74.6%が市内で就業・通学する者となっています。

表 15歳以上就業者・通学者の流入、流出状況

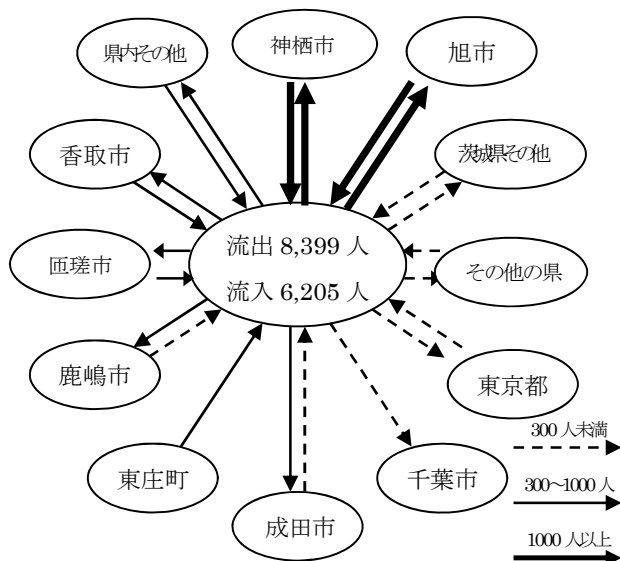
区分	当市で就業・通学する者			当市に常住する就業者及び通学者	
	総数	当市に常住する者	他市区町村に常住	総数	他市区町村で就業・通学
総数	35,588	27,352	7,853	36,858	9,365
就業者	31,034	24,515	6,205	33,030	8,399
通学者	4,554	2,837	1,648	3,828	966

資料：H22 国勢調査

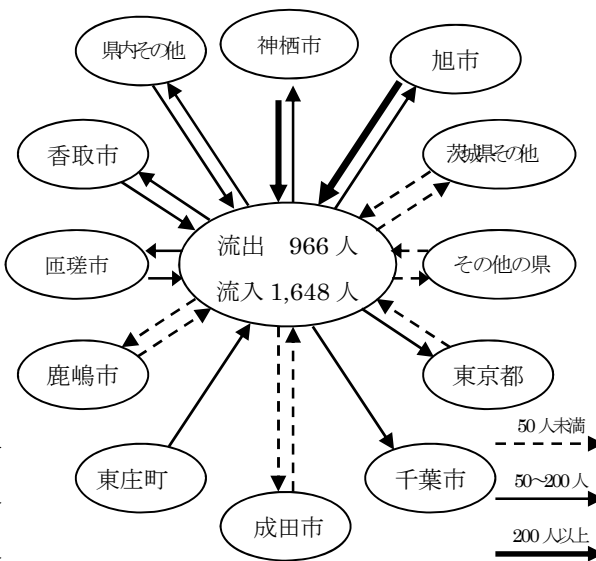
【通勤通学者流動】

当市の就業者・通学者の流入人口が最も多いのは、旭市で（それぞれ33.3%、31.6%）で、次いで神栖市（31.6%、28.0%）、流出人口では就業者で最も多いのが神栖市（41.9%）次いで旭市（21.2%）となっています。また通学者の流出先は旭市が最も多く（15.1%）、次いで神栖市（14.7%）となっています。

〔通勤流動〕



〔通学流動〕



		千葉県							茨城県			東京都	その他 の県
		旭市	香取市	匝瑳市	成田市	千葉市	東庄町	その他	神栖市	鹿嶋市	県内他		
通勤	流出	1,782	470	373	325	243	—	727	3,519	489	115	108	50
	流入	2,068	445	309	85	—	435	536	1,960	49	100	66	152
通学	流出	146	117	127	31	115	—	119	142	47	3	56	19
	流入	520	163	78	23	—	162	118	462	15	45	20	42

資料：H22 国勢調査

図 通勤通学流動

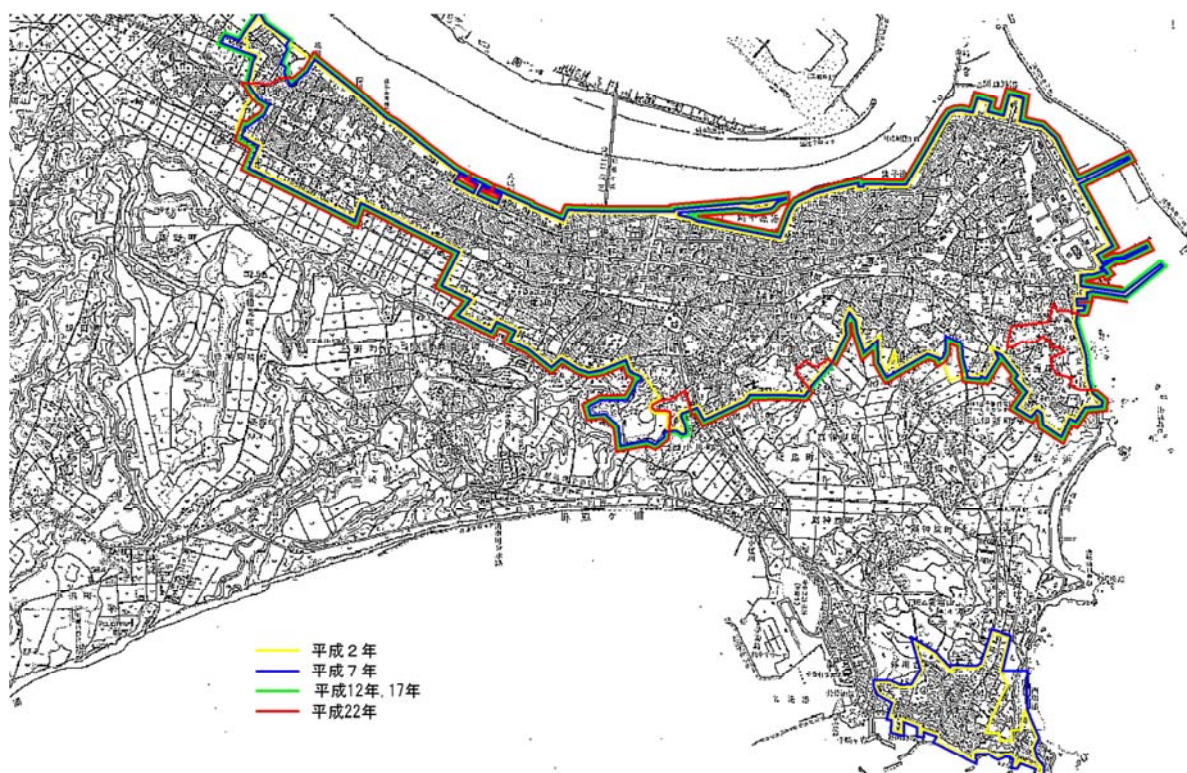
③ 人口集中地区の推移

人口集中地区の面積は、市全体に対し平成 22 年現在、11.6%を占めており、推移を見ると急激な市街化は見られず、平成 7 年をピークに減少しています。総人口に対する人口集中地区の人口はほぼ 50%で、人口集中地区の人口密度については昭和 50 年より 35 年間で半数以下となっています。

表 人口集中地区人口・面積・人口密度の推移

年	人 口			総人口に 対する割合 (%)	面積 (km ²)	総面積に対す る面積の割合 (%)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女				
S50	51,718	24,640	27,078	57.2	7.0	8.2	7,388.3
S55	48,964	23,275	25,689	54.8	7.3	8.6	6,707.4
S60	49,259	23,390	25,869	56.1	8.5	10.0	5,795.2
H 2	52,768	25,036	27,732	62.0	10.4	12.4	5,073.8
H 7	50,032	23,825	26,207	60.9	10.7	12.8	4,693.4
H12	42,296	20,125	22,171	53.7	9.9	11.8	4,272.3
H17	39,412	18,739	20,673	52.5	9.9	11.8	3,981.0
H22	35,761	17,170	18,591	50.9	9.7	11.6	3,686.7

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 人口集中地区

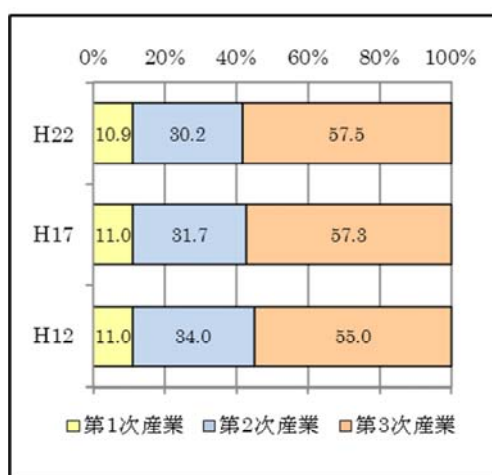
(4) 産業の状況

- 第3次産業は増加傾向、第2次産業は減少傾向にある。
- 水産業では、全国有数の水揚げ量を誇り、農業ではキャベツや大根の生産が盛んである。
- 工業では缶詰などの水産加工業や、古くから続く醤油醸造業等が行なわれている。
- 犬吠埼を初め、景勝地に恵まれた観光産業も盛んである。

① 産業別就業者人口

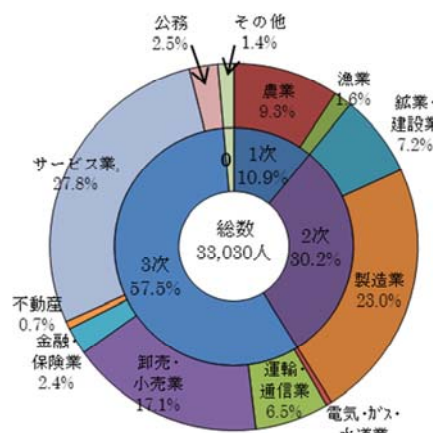
就業者人口は、平成22年現在で33,030人であり、平成22年人口70,210人に対して47.0%の割合を占めています。産業別就業者構成は、第1次産業が10.9%（3,589人）、第2次産業が30.2%（9,981人）、第3次産業が57.5%（18,998人）となっています。

近年における産業別就業者推移をみると、第3次産業は増加傾向、第2次産業は減少傾向にある。就業者の業種別の内訳は、サービス業が最も多く、次いで製造業となっています。



資料: H22 国勢調査

図 産業別就業者の推移



資料: H22 国勢調査

図 産業別就業者数

② 産業動向

【農業】

本市の農業は、平成22年現在、農家数1,233戸、経営耕地面積227,912aであり、畑地がその79.8%を占めています。首都圏における生鮮野菜の供給基地として栄えてきたが、第2種兼業農家の減少などで、農家数は減少しています。経営耕地面積は水田から畑への転換等により、水田は減少しているが、畑は増加傾向にあります。

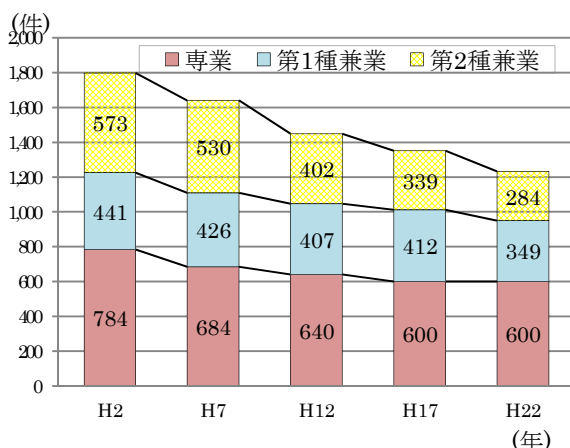


図 専兼業別農家数の推移 資料: 農業センサス

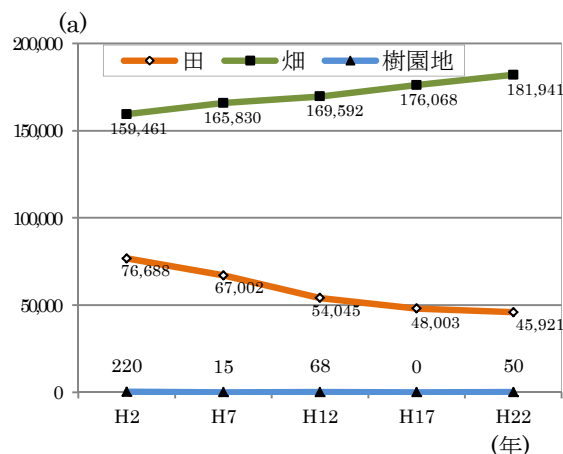


図 種目別経営耕地面積 資料: 農業センサス

【水産業】

本市の水産業は、良好な漁業環境に支えられ、平成24年では、数量では全国1位、金額では全国4位の水揚げ高を誇っています。また缶詰製造は平成19年を境に数量・金額ともに減少傾向にあります。

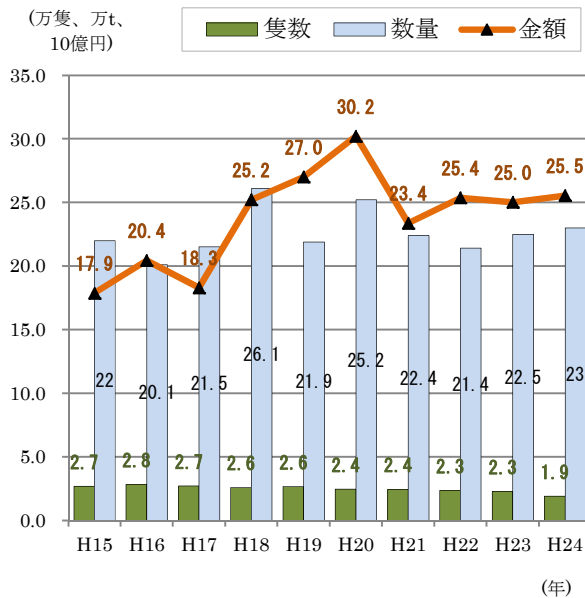


図 銚子漁港水揚げ高の推移

資料：銚子漁業協同組合

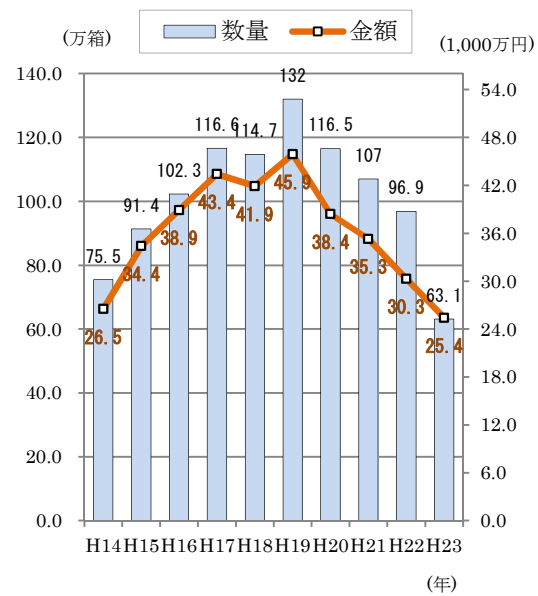


図 缶詰生産高の推移

資料：水産課

表 全国主要漁港水揚げ高

数量 (t)	漁港名	順位	漁港名	金額 (千円)
229,658	銚子	1	福岡	44,948,160
167,081	焼津	2	焼津	42,251,341
134,565	松浦	3	長崎	31,954,325
123,407	根室	4	銚子	25,535,720
121,873	長崎	5	根室	24,439,757
114,258	境港	6	三崎	22,102,489
112,395	八戸	7	松浦	19,208,736
110,234	釧路	8	八戸	18,670,480
101,366	枕崎	9	下関	17,520,047
84,737	福岡	10	函館	16,653,083

資料：H24 銚子市漁業協同組合

【工業】

平成 22 年現在、事業所数は 219 事業所であり、従業者数は 5,353 人、製造品出荷額は約 1,735 億円となっています。事業所数、従業者数は減少傾向にあります。製造品出荷額等は緩やかな増減を繰り返しています。

市の工業の中心である水産物加工は減少傾向にあり、また、醤油醸造業も減少傾向にあります。

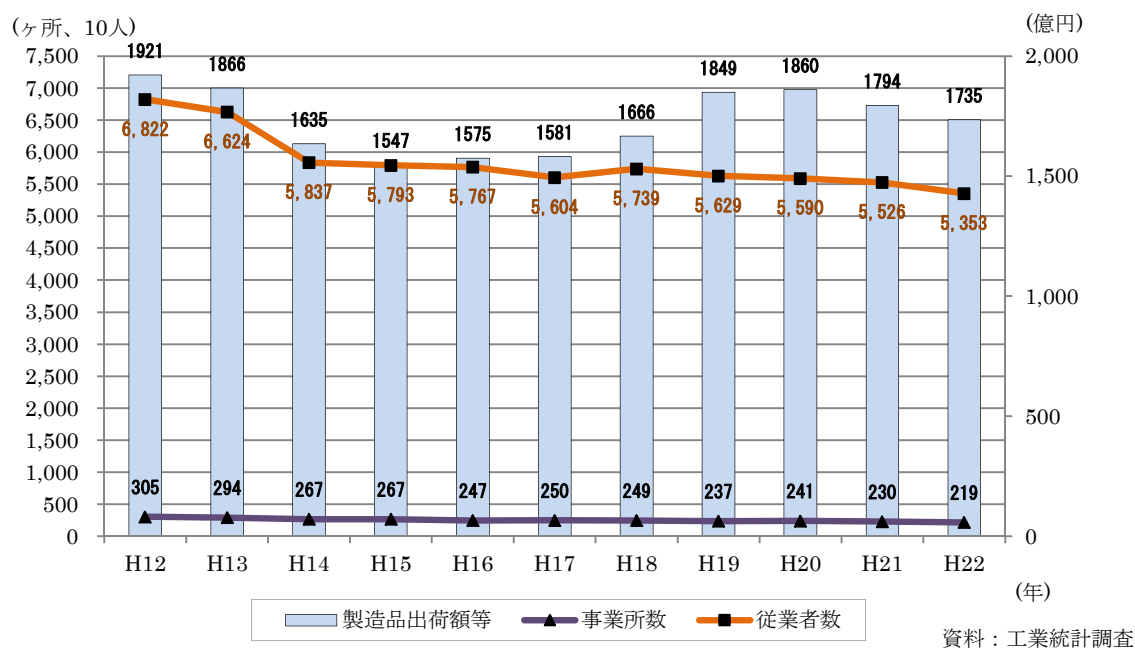


図 事業所数、従業者数、製造品出荷額等推移

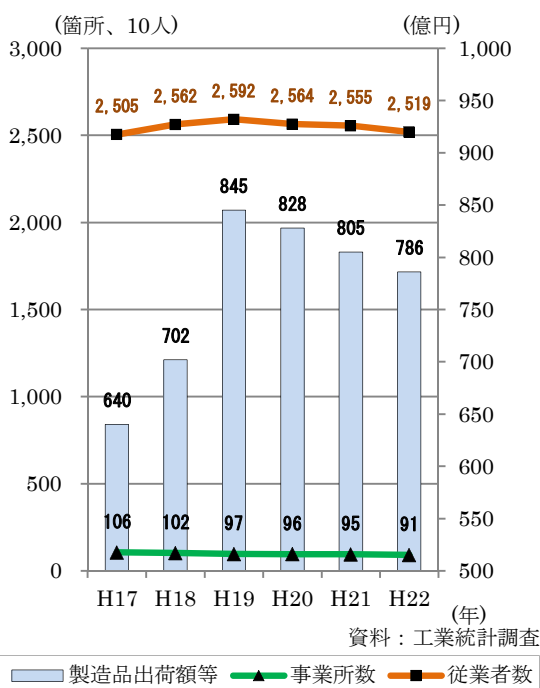


図 水産物加工関係

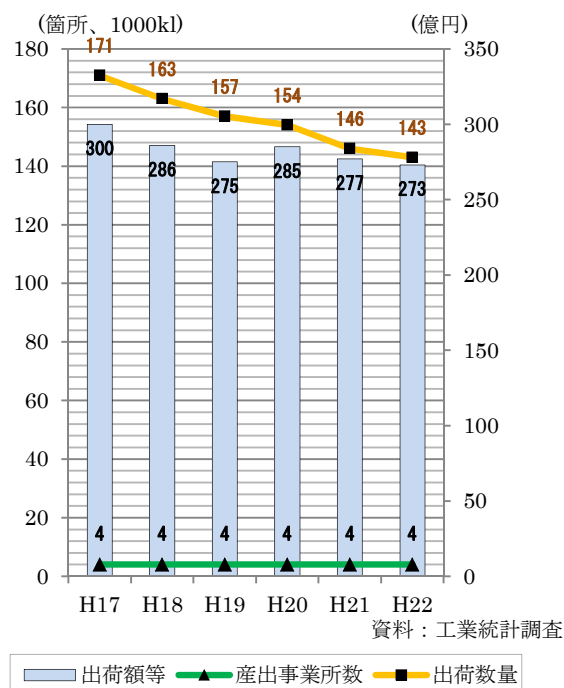


図 醤油・食用アミノ酸製造業

【商業】

平成 19 年現在、卸売と小売業を合わせ、店舗数では 1,401 店、従業者数は 7,029 人となっています。小売業の店舗数は減少傾向にありますが、店舗数全体の 80.0%を占めています。

年間販売額は 1,917 億円となっており、卸売業が全体の 64.1%を占めています。小売業では最も多い飲食料品が 12.5%を占めています。

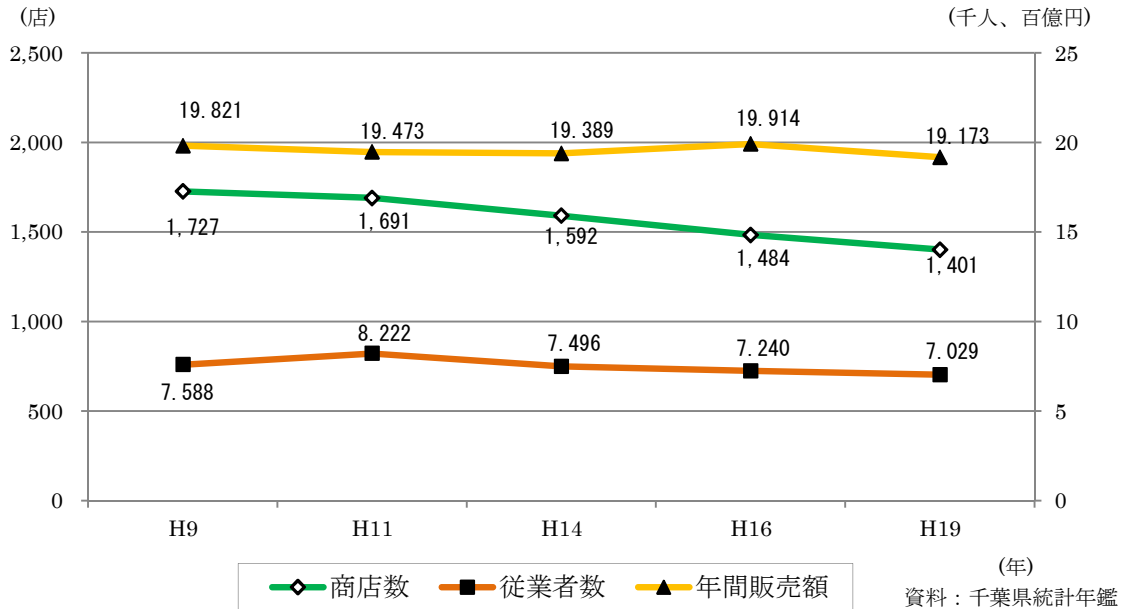
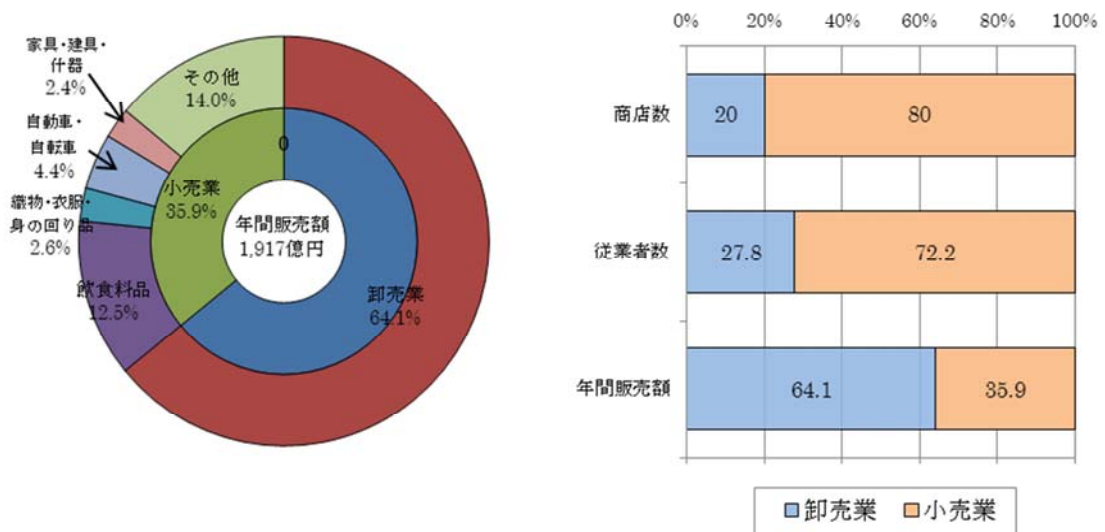


図 商店数・従業者数の推移



(平成 19 年 6 月 1 日現在)
資料：千葉県統計年鑑

(平成 19 年 6 月 1 日現在)
資料：千葉県統計年鑑

図 年間販売額

図 卸売・小売の割合

【観光業】

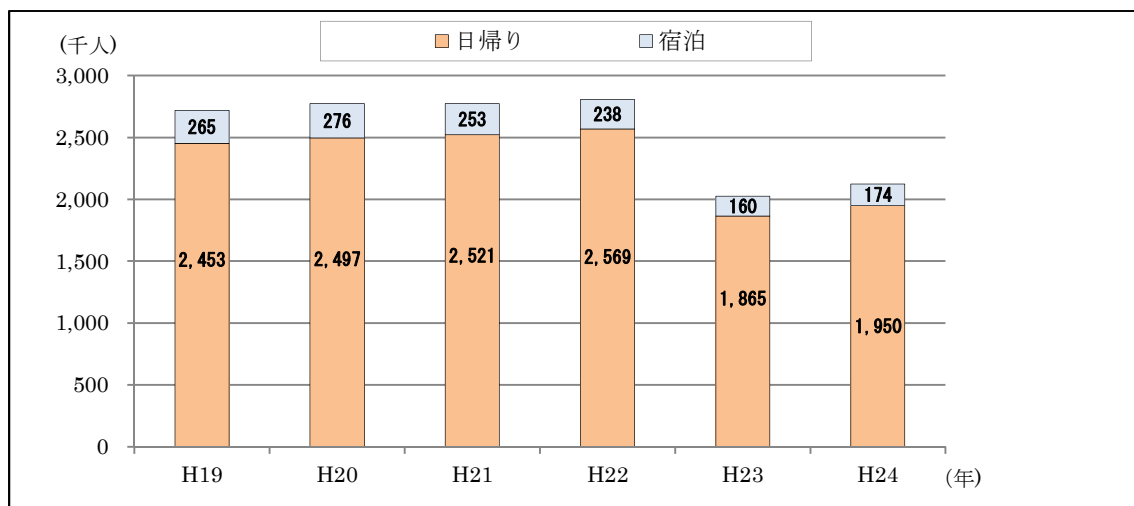
犬吠埼や屏風ヶ浦など名だたる景勝地を有し、観光資源が豊富にあります。

H24年の観光客数は日帰り客 195万人、宿泊客 17万4千人となっています。観光客数は年間約 200万人を超えますが、宿泊客が少なく、「日帰り・立ち寄り型観光地」の傾向が強くなっています。

表 主要観光資源

種類	資源名
温泉	・犬吠埼温泉
名所・旧跡	・外川のまちなみ ・渡海神社（極相林） ・猿田神社（森） ・川口神社 ・醤油工場のレンガ蔵 ・文学碑 ・飯沼観音・圓福寺 ・妙福寺（樹齢750有余年の臥龍の藤） ・満願寺 など
自然・景勝	・犬吠埼（白亜紀浅海堆積物、初日の出など） ・君ヶ浜 ・屏風ヶ浦 ・犬岩・宝満・千騎ヶ岩 ・長崎海岸
観光施設	・犬吠埼灯台 ・犬吠埼マリナーパーク ・地球の丸く見える丘展望館 ・ウオッセ21 ・銚子ポートタワー ・ヤマサ・ヒゲタ醤油工場 ・イルカウォッチング ・銚子電鉄 ・風力発電 など
漁港・マリナー	・銚子漁港 ・外川漁港 ・銚子マリナー など
公園	・君ヶ浜しおさい公園 など

資料：観光商工課



資料：観光商工課

図 観光客入込状況

(5) 土地・建物の利用状況

- 都市的土地利用は市域の15.8%であり住居系、工業系が多くなっている。
- 市の東部から南部に国定公園指定がある。
- 利根川沿いの市北部を中心に用途地域に指定されている。

① 地目別土地利用の推移

平成24年現在、市域面積8,391haのうち、山林、田畑などの自然的土地利用が84.2%を占めています。また内訳は、33.6%が田・畑で、宅地は15.8%、山林・原野が16.3%となっており、地目別土地利用に大きな変化はみられません。

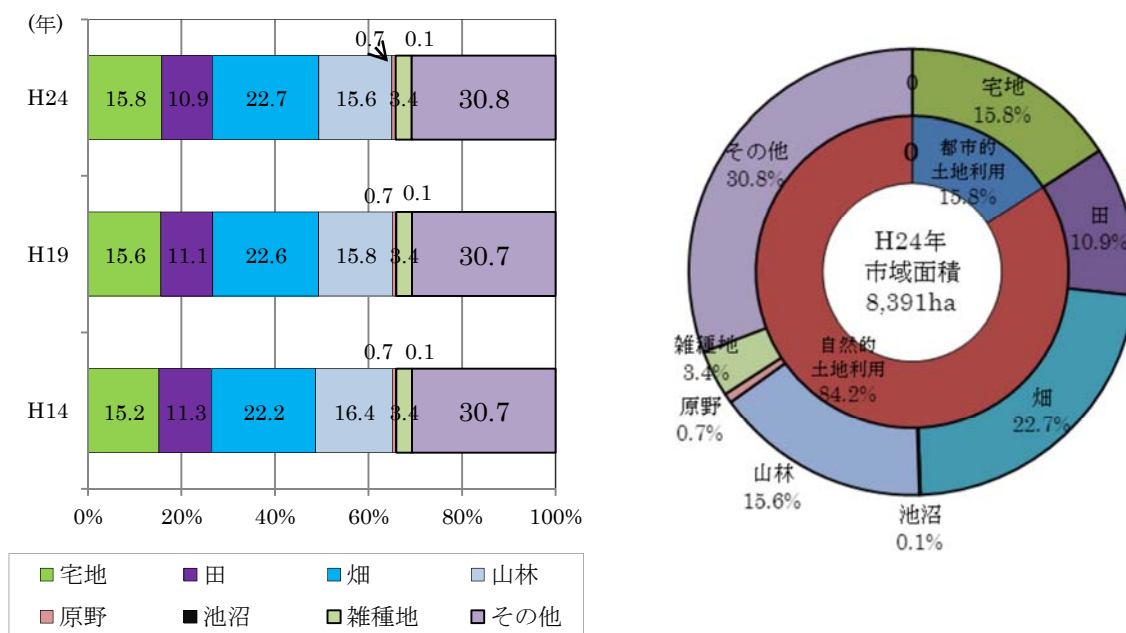


図 地目別土地面積の推移 資料：固定資産概要調査(H24)

② 農地転用の状況

平成24年度の農地転用件数は64件、423aで減少傾向にあります。住宅用地、その他建物施設用地への転用が主となっています。

表 農地転用の状況 面積(単位：a)

年度	総数		住宅用地		工業用地		道水路 鉄道用地		その他建物 施設用地		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H19	82	1,884	29	148	1	12	3	18	20	1,350	29	356
H20	81	325	46	155	2	33	4	13	11	47	18	77
H21	87	495	27	105	—	—	4	1	6	24	50	365
H22	84	450	26	85	—	—	—	—	13	160	45	205
H23	69	330	32	88	—	—	—	—	15	138	22	104
H24	64	423	28	108	—	—	1	0	7	86	28	229

資料：農業委員会事務局

③ 開発動向

1ha以上（宅地開発事業は5ha以上）の開発行為は、これまで36件あります。そのうち19件が住宅系開発、6件が工業系開発、8件が港湾整備、その他市場整備、マリーナ整備、商業施設となっています。

表 市街地開発事業等の状況

事業地区名	面積 (ha)	開発の目的	用途地域指定 区域外面積 (ha)	計画概要	
				計画人口 (人)	計画戸数 (戸)
1.弥生地区	8.9	住居系	0.0	—	—
2.不動ヶ丘地区	45.7	住居系	0.0	—	—
3.銚子戦災復興地区一工区	31.8	住居系	0.0	50,000	10,000
4.銚子戦災復興地区二工区	38.8	住居系	0.0		
5.銚子戦災復興地区五工区	24.2	住居系	0.0		
6.銚子戦災復興地区四工区	37.4	住居系	0.0		
7.飯沼都市改造地区	12.1	住居系	0.0	10,000	614
8.名洗港1工区	18.2	工業系	0.0	—	—
9.名洗港2工区	20.0	工業系	0.0	—	—
10.大橋町1工区	2.8	港湾整備	0.0	—	130
11.大橋町2工区	2.2	港湾整備	0.0	—	
12.銚子漁港川口地区	12.7	住居+工業系	0.0	450	80
13.銚子漁港第二卸売市場地区	2.3	市場整備	0.0	—	—
14.銚子漁港中央地区その1	1.6	港湾整備	1.6	—	—
15.銚子漁港中央地区その2	0.6	港湾整備	0.0	—	—
16.黒生1期	15.3	工業系	0.0	1,840	23
17.外川漁港地区	4.1	市場+工業系	0.0	—	—
18.黒生漁港その1	0.5	港湾整備	0.5	—	—
19.黒生2期	11.3	工業系	0.0	—	—
20.銚子漁港中央地区その3	0.1	港湾整備	0.0	—	—
21.黒生漁港その2	0.1	港湾整備	0.1	—	—
22.黒生3期	17.8	工業系	0.0	—	—
23.豊里ニュータウン1工区	23.0	住居系	23.0	10,000	597
24.豊里ニュータウン2工区	19.3	住居系	19.3		416
25.豊里ニュータウン3工区	10.3	住居系	10.3		240
26.豊里ニュータウン4工区	3.7	住居系	3.7		131
27.豊里ニュータウン5工区	8.1	住居系	8.1		580
28.豊里ニュータウン6工区	4.0	住居系	4.0		156
29.豊里ニュータウン7工区	1.7	住居系	1.7		67
30.大谷津住宅団地1工区	2.8	住居系	2.8	1,076	256
31.大谷津住宅団地2工区	3.8	住居系	3.8		
32.大谷津住宅団地3工区	2.1	住居系	2.1		
33.大谷津住宅団地4工区	2.2	住居系	2.2		
34.名洗港臨海地区	7.7	港湾整備	7.7	—	—
35.名洗港港湾環境整備地区	2.2	マリーナ整備	2.2	—	—
36.イオンリテール(株)	14.6	商業施設	14.6	—	—

資料：都市整備課（H26）

(6)法規制の状況

市全域の8,419haが都市計画区域に指定されており、うち利根川沿いの北部、犬吠埼等の南部等の1,456haが用途地域に指定されています。また、犬吠埼を初め市の東部から北部にかけての5地区が風致地区に、名洗港が臨港地区に指定されています。

市域の約80%が農業振興地域であり、約20%が農用地区域となっています。

表 都市計画区域・用途地域指定状況

	面積 (ha)	用途地域 比率 (%)	全市域比率 (%)
都市計画区域 (市全域)	8,419		
用途地域	1,456	100.0	17.3
第1種低層住居専用地域	70	4.8	0.8
第1種中高層住居専用地域	170	11.7	2.0
第1種住居地域	597	40.9	7.1
第2種住居地域	78	5.4	0.9
近隣商業地域	82	5.6	1.0
商業地域	42	2.9	0.5
準工業地域	298	20.6	3.6
工業地域	119	8.2	1.4

資料：千葉県 (H26)

表 風致地区の状況

地区名	面積 (ha)
御前鬼山	10.8
川 口	13.2
犬吠埼	204.3
七ツ池	154.1
海鹿島	42.0
総 計	424.4

資料：千葉県 (H26)

表 臨港地区の状況

臨港地区名	決定面積 (ha)	工業港区 (ha)
名洗港	35.0	35.0

資料：千葉県 (H26)

表 農業振興地域の指定状況

区 分		計画策定・指定年月日	面積 (ha)
農業振興地域	当初	昭和48年 2月16日	6,957
	最終	平成 2年12月11日	6,868
農用地区域	当初	昭和49年 2月28日	1,700
	最終	平成26年 9月 3日	2,109

資料：農産課 (H26)

表 都市計画に関する条例・要綱等

分野	名称	公布・決定		対象範囲、概要、主旨等	規模
		当初	最終変更		
公園緑地	銚子市都市公園条例	S37.3.26	H24.12.27	市全域、都市公園および公園施設	市全域 8,391ha
公園緑地	銚子市君ヶ浜しおさい公園の設置及び管理に関する条例	H1.3.27		市全域、公共福祉の増進	市全域 8,391ha
景観	銚子市地球の丸く見える丘景観条例	H4.6.29	H22.3.26	愛宕山周辺の良好な景観形成を図るため	景観形成地区
都市計画	銚子市都市計画公聴会規則	S48.6.22	H22.3.26	市全域、都市計画法の規定による	市全域 8,391ha
都市施設	銚子市自転車等駐車場管理要綱	S56.10.3	H25.3.5	銚子駅周辺、道路交通環境の整備	約 260 台 (398 m ²)
建築指導	銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱	H2.9.28	H24.8.9	リゾート地域、景観その他の環境面からの指導	リゾート地域
都市施設	銚子市路外駐車場に関する届出等に関する規則	H12.3.27		市全域	
都市計画	銚子市都市計画審議会条例	H12.3.27	H22.3.26	都市計画決定に関する	
都市公園	銚子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	H24.12.27		都市公園、移動等の円滑化のために必要な基準の関すること	都市公園
都市計画	銚子市地区計画等の案の作成手続に関する条例	H19.6.27		地区計画等の原案等の提示方法等に関するこ	市全域
都市計画	銚子市宅地開発事業指導要綱	H14.9.30		市全域、無秩序な宅地開発事業の防止	市全域
その他	銚子市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書の規模を定める規則	H24.3.15		市全域、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書きの規模に関するこ	市全域
都市計画	銚子市風致地区条例	H25.9.26		5 地区、都市の風致維持	5 地区 (424.4ha)

資料：銚子市

凡 例

5 地域	参考表示	記 号
都市地域		
	市街化区域	
	市街化調整区域	
	その他都市計画区域における用途地域	
農業地域		
	農用地区域	
森林地域		
	国有林	
	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
自然公園地域		
	特別地域	
	特別保護地区	
自然保全地域		
	特別地区	

(注)

- 1.五地域の各地域の境界線が一致する場合の表示の優先順位は、都市・農業・森林・自然公園・自然保全の各地域の順としている。(後順位の地域表示はケバだけとしている。)
- 2.海域上に図示されている自然公園地域は、その線で包括される海岸線で設定していることを示す。
- 3.参考表示は、原則として、平成21年3月31日現在の指定現況のものである。
- 4.その他都市計画区域における用途地域は、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画の定められていない都市計画区域における用途地域を示す。

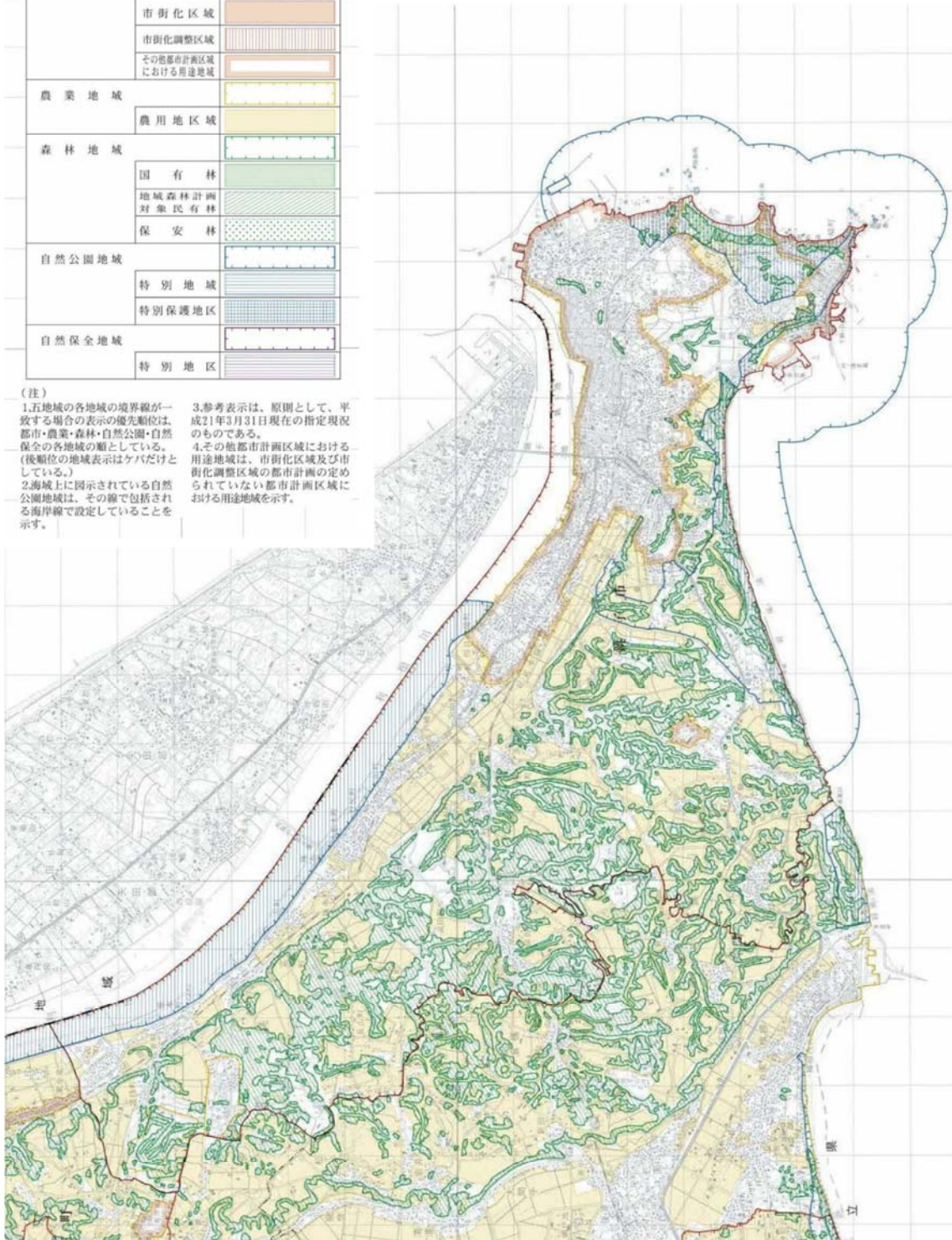


図 土地利用基本計画図

(7)交通体系の状況

東京方面からは、鉄道ではJR総武本線や成田線が、車では圏央道延伸予定松尾横芝ICを経て、銚子連絡道路の横芝光ICから国道126号、もしくは東関東自動車道佐原香取ICから国道356号または潮来ICから国道124号でアクセス可能となっている。さらに市内の交通は、国道356号バイパスが建設中であり、国道126号八木拡幅の計画、県道愛宕山公園線延伸の用地取得が進んでいます。また東京、銚子間の高速バスが3ルート（旭ルート、佐原ルート及び小見川ルート）、合計42往復しています。市内の公共交通網は、JR総武本線、銚子電鉄、民間バスが運行されていますが、1日平均運輸状況は減少傾向にあります。

表 JR 駅別 1 日平均運輸状況

年	銚子駅		松岸駅	
	総数		総数	
	定期		定期	
H18	3,605	2,293	633	448
H19	3,481	2,150	596	413
H20	3,324	2,046	566	387
H21	3,249	2,006	532	352
H22	3,352	2,191	501	324

資料：千葉県統計年鑑

表 銚子電鉄駅別 1 日平均運輸状況

駅名	H18	H19	H20	H21	H22
銚子	674	935	889	795	673
仲ノ町	54	51	57	45	44
観音	154	152	171	127	108
本銚子	196	189	180	181	156
笠上黒生	144	262	148	151	139
西海鹿島	52	55	51	45	40
海鹿島	160	151	154	161	147
君ヶ浜	17	17	16	18	16
犬吠	190	304	238	197	158
外川	235	150	242	232	209

資料：千葉県統計年鑑

表 定期バス 1 日平均運輸状況

起点	主な経由地	終点	H21年		H22年		H23年	
			利用客数		利用客数		利用客数	
				定期		定期		定期
陣屋町	飯岡・旭中央病院	旭駅	385	85	375	83	388	88
銚子駅	小畑	外川	698	197	662	191	552	182
銚子駅	高神	長崎	42	4	30	3	39	5
銚子駅	海鹿島	銚子駅	135	19	126	18	104	17
銚子駅		千葉科学大学	232	93	266	107	231	81
陣屋町		豊里ニュータウン	90	8	73	2	71	2
猿田駅		銚子西高校	32	—	—	—	—	—
銚子駅		ポートセンター	220	56	209	51	173	52
銚子駅		県立銚子高校	10	—	10	—	8	—
犬吠埼	東関東道・首都高速	東京駅・浜松町	1,547	—	1,526	—	1,549	—
銚子駅	東関東道・東名	京都・大阪	33	—	35	—	35	—

資料：千葉交通株式会社・株式会社千葉交タクシー

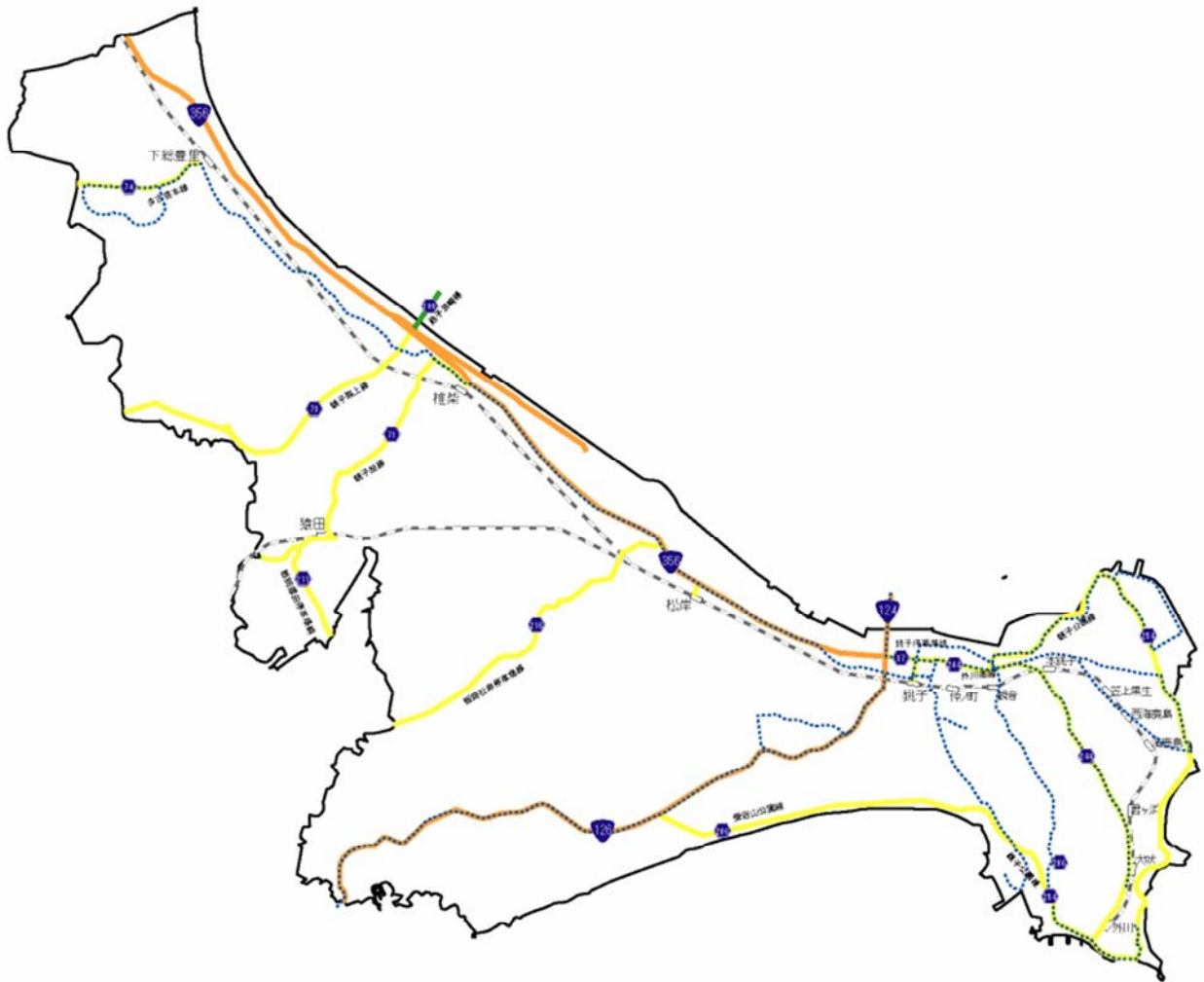


図 本市の公共交通網

(8) 都市基盤整備等の状況

① 市街地整備の状況

道路整備については、国道・県道が高い改良率となっている一方、市道については改良率 50.7%、舗装率 60.0%と低い値を示しているが、市内の主な市道はほぼ整備されています。また、都市計画道路の整備率は 31.1%と県平均 49.4%を下回っています。

本市の住民 1 人当たり都市公園面積は 3.3 m²、本市特有の自然公園など都市公園以外の公園面積を含めても 5.3 m²で、都市公園法施行令や市条例で規定する住民 1 人当たり都市公園標準面積 10 m²と比べて低い水準となっています。

上水道の普及率は、H24 年現在 98.9%と高くほぼ全ての市民に普及しています。下水道の普及率については、徐々に高くなっているものの 46.4%に止まっています。

表 道路現況

区分	道路延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
総道	881,280	480,689	54.5	559,044	63.4
国道	29,168	29,168	100.0	29,168	100.0
県道	48,282	44,193	91.5	47,567	98.5
市道	803,830	407,328	50.7	482,309	60.0

*市道：H24. 4. 1 現在、国道・県道：H24. 3. 31 現在
資料：土木課・銚子土木事務所

表 都市計画道路現況

	都市計画区域	計画決定		改良済	
	面積 A(ha)	延長 B(km)	B/A(km/km ²)	延長 C(km)	整備率 C/B(%)
銚子市	8,419	48.95	0.58	15.23	31.1
千葉県	360,348	2,679.00	0.74	1,324.00	49.4

資料：千葉県・都市整備課

表 都市公園等整備現況

	街区公園	近隣公園	運動公園	都市緑地	風致公園	自然公園
箇所	16	3	2	1	1	1
面積(ha)	4.65	3.64	12.65	0.83	1.23	8.4

資料：銚子市統計書・都市整備課(H25)

表 住民 1 人当たり都市公園面積

都市公園面積 (m ²)	H25.4 住民基本台帳人口 (人)	1 人当たり公園面積 (m ² /人)
230,016	68,930	3.3

資料：H25 都市公園等整備現況調査

表 上下水道整備現況

年度	行政 人口	上水道			下水道					
		給水 人口	普及率	年 間 給水量	処理 人口	普及率	水洗化 戸数	処理区域 戸数	水洗化 率	年間下水 処理量
		(人)	(%)	(千 m^3)	(人)	(%)	(戸)	(戸)	(%)	(千 m^3)
H19	74,734	73,948	98.95	10,641	31,594	43.4	8,026	11,497	69.8	3,908
H20	73,611	72,836	98.95	10,483	31,635	44.3	8,230	11,710	70.3	3,953
H21	72,521	71,750	98.94	10,346	31,701	45.0	9,555	12,894	74.1	4,051
H22	71,473	70,713	98.94	10,333	31,469	45.4	9,739	13,118	74.2	4,091
H23	70,116	69,429	99.02	10,027	31,589	46.4	9,852	13,155	74.9	4,290
H24	68,930	68,157	98.88	9,757	31,963	46.4	9,998	13,361	74.9	3,986

資料：銚子市統計書・都市整備課

②公共公益施設の状況

野球場などのスポーツ施設、図書館、青少年文化会館などの文化施設、公民館、コミュニティセンターなどのコミュニティ施設、その他福祉施設、教育施設など、多様な施設が配置されていますが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて設置された施設が多く、老朽化が進んでいます。

2 住民意向の把握

平成 24 年度に、市内に居住する満 20 歳以上の男女を対象に、「市民意識調査」が行われました。「市民意識調査」は、市民の生活環境への評価や満足度及び市政に関する意識・要望を把握し、新しい基本構想・計画の策定や今後の行政運営の基礎資料として活用するとともに、今後のまちづくりに反映させることを目的としています。このアンケート設問から、今後のまちづくりに関する内容を抽出し整理をいたします。

表 市民意識調査の概要（平成 24 年度）

調査地域	銚子市内全域
調査対象	市内に居住する満 20 歳以上の男女
標本数	2,500 サンプル
有効回答数	1,364
回収率	54.6%
標本抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（無記名）
調査期間	平成 24 年 10 月 29 日（月）～平成 24 年 11 月 16 日（金）

(1) 銚子市の暮らしやすさ等について

① 住みやすさ

「約 7 割の人が住みやすさについて不満を持っていない」

現在の銚子市の住みやすさについての問いには、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人が 36.8%、「普通」をあわせて約 7 割（71.1%）の人が銚子市の住みやすさについて大きな不満を持っていないことがわかります。一方、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と答えた人の割合は 28.0%となっています。

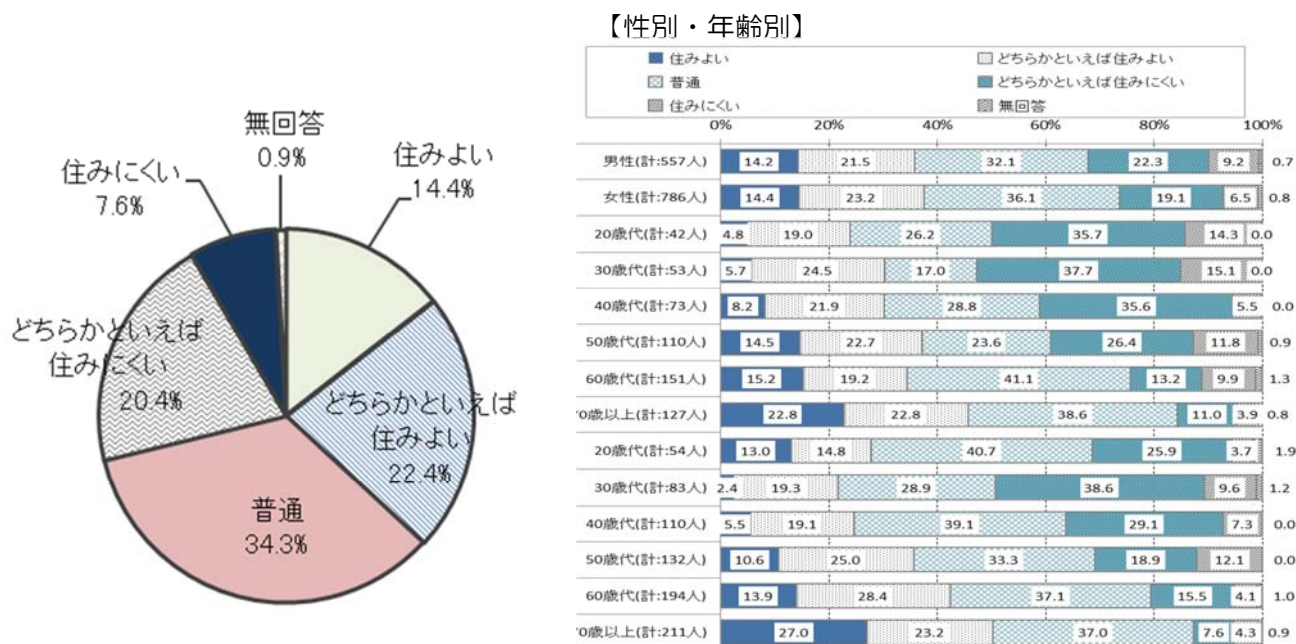
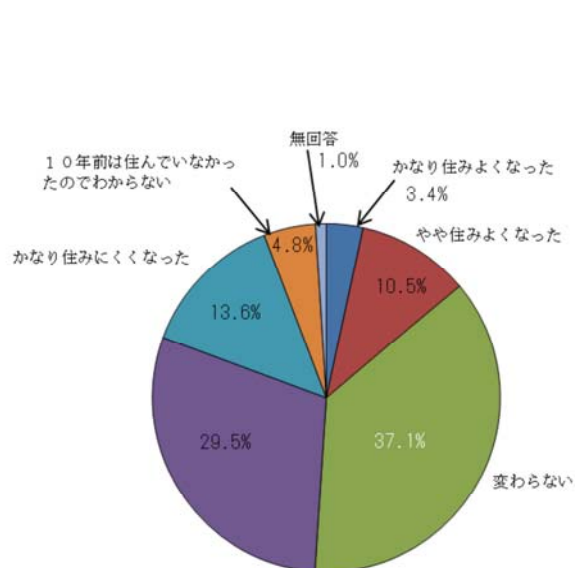


図 設問「現在の銚子市の住みやすさ」の結果

・10年前と比較した住みやすさ

「約4割の人は10年前と比較して住みにくくなったと感じている」

10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったかについての問いには、「かなり住みよくなった」「やや住みよくなった」と答えた人が13.9%、一方、「やや住みにくくなった」「かなり住みにくくなった」と回答した人の割合は43.1%となっており、10年前と比べると住みにくくなったと感じる人が多いことがわかります。



【性別・年齢別】

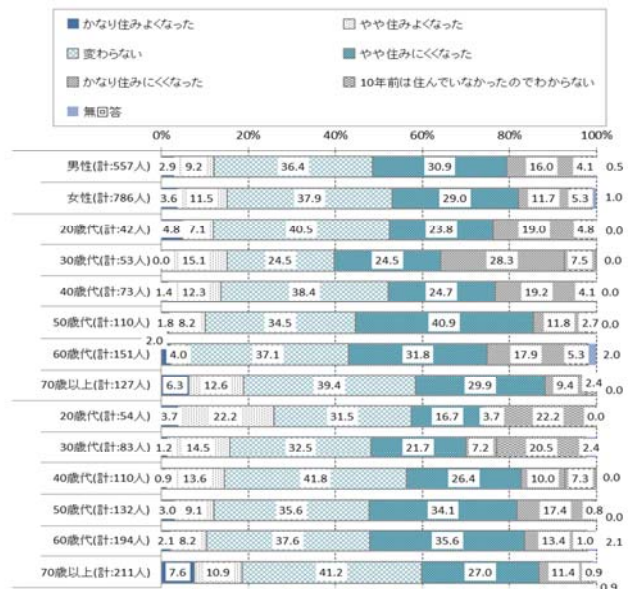
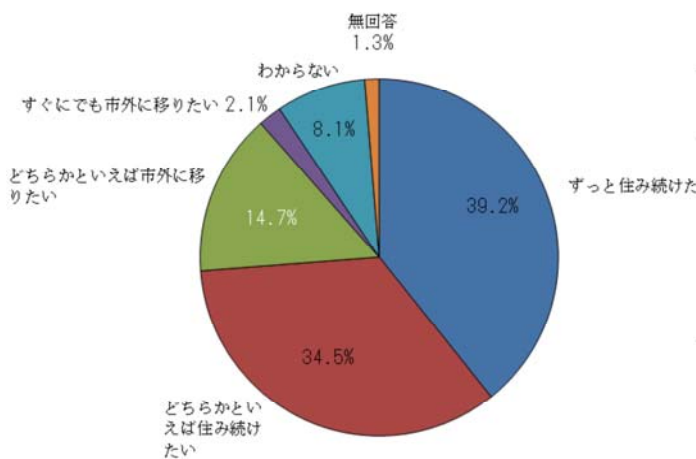


図 設問「10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったか」の結果

② 今後の居留意向

「定住意向は7割を超えている」

これからも銚子市に住み続けたいと思うかについての問いには、「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた人が73.7%、となっており、定住意向は7割を超えています。一方、「どちらかといえば市外に移りたい」「すぐにでも市外に移りたい」と回答した人の割合は16.8%となっています。



【性別・年齢別】

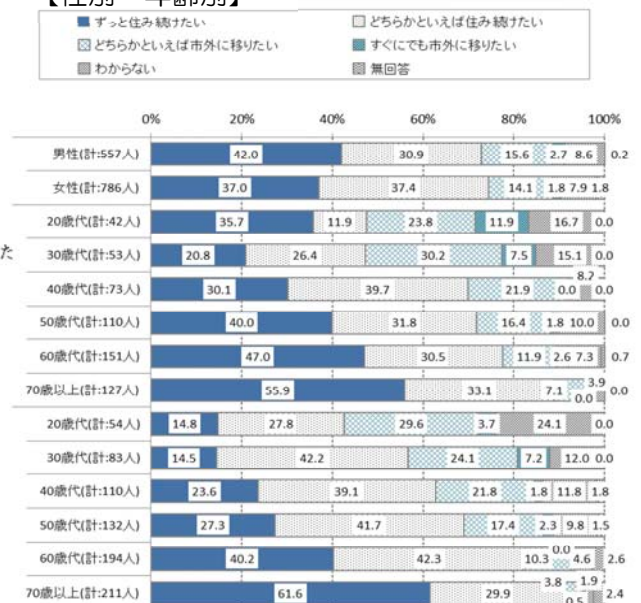


図 設問「10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったか」の結果

・移りたい理由

「どちらかといえば市外に移りたい」、「すぐにでも市外に移りたい」と答えた人に、移りたいと思う理由をたずねたところ、「まちの発展に期待ができない」と答えた人が 61.7%と最も多く、次いで「医療・福祉サービスが不満」44.3%、交通が不便 36.5%となっています。

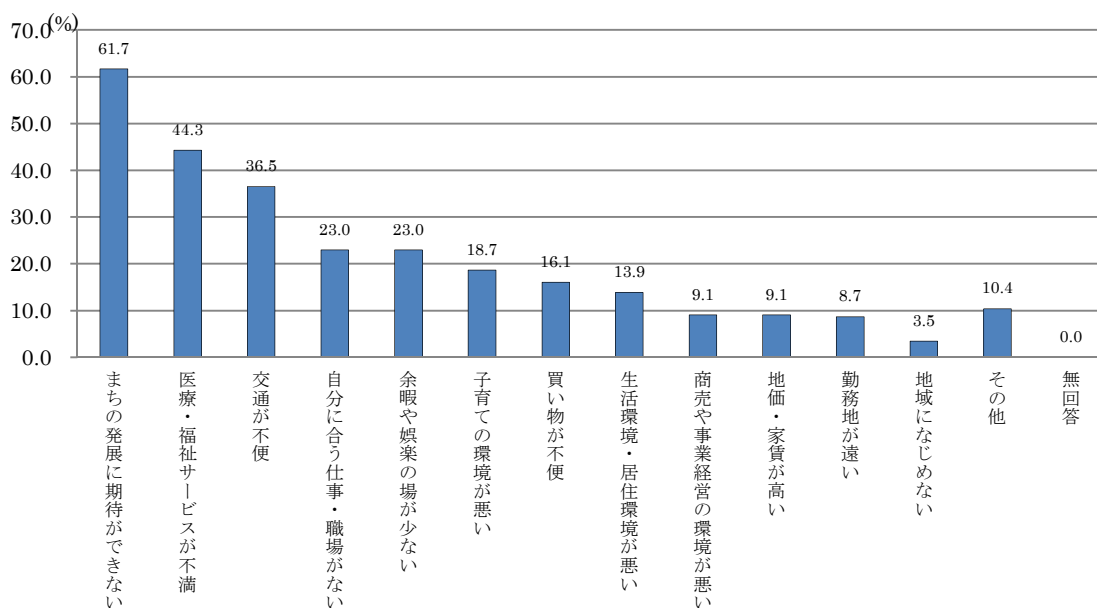


図 設問「市外へ移りたい理由」の結果

(2) 銚子市のまちづくり施策について

① これから優先的に取り組むべき施策

「これから優先的に取り組むべき施策」については、「保健・医療サービス」が35.8%で最も高くなっています。次いで、「中心市街地の活性化」(33.9%)、「広域幹線道路の整備促進」(26.8%)、「高齢者福祉」(26.4%)、「観光の振興」(24.3%)、「企業誘致の推進、新規創業者への支援」(23.3%)、「市道の整備」(21.8%)、「子育て支援」(21.6%)、「国民健康保険・介護保険などの社会保障制度」(21.0%)、「行財政改革」(20.5%)、「防災対策」(18.6%)、「公共交通機関の利便性向上」(18.0%)、「観光・交流拠点の整備」(17.4%)、「駐車場・駐輪場の整備」(12.8%)の順となっています。

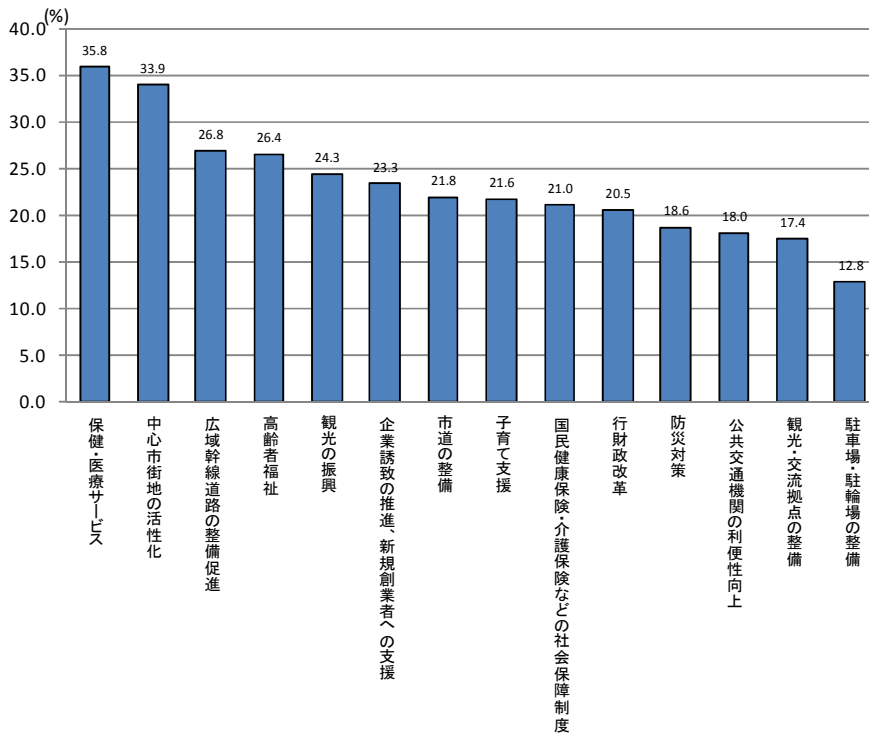


図 優先的に取り組むべき施策

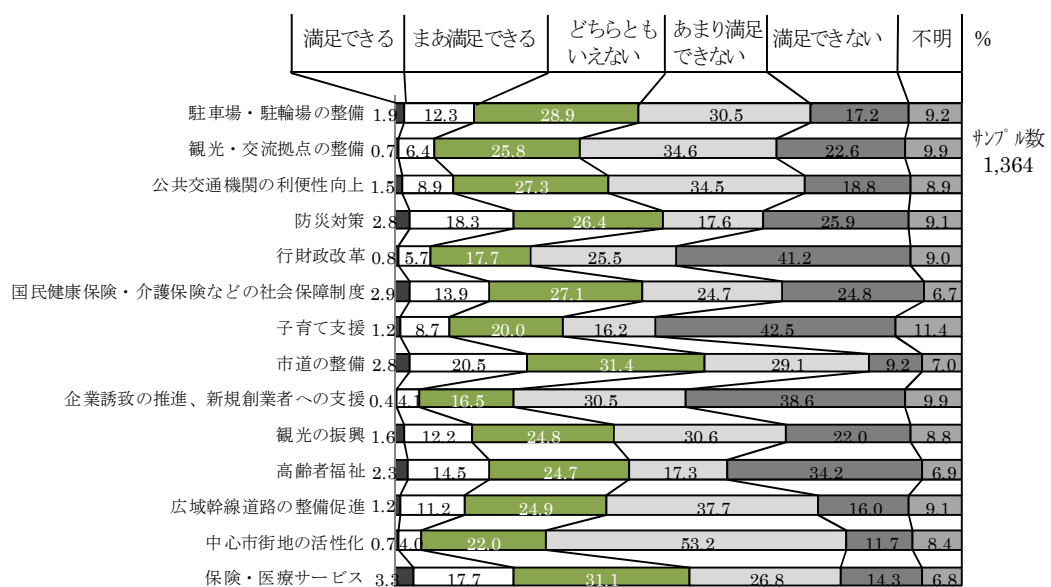


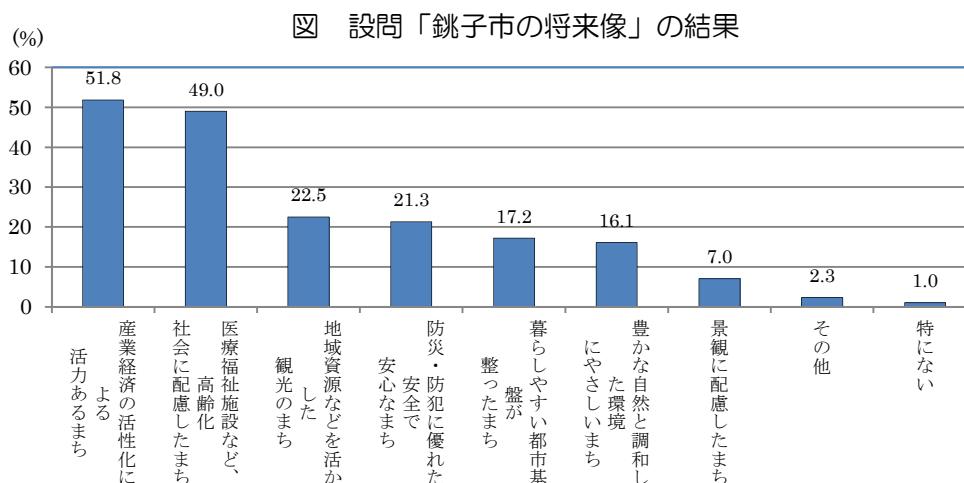
図 生活環境の満足度

(3) 銚子市の将来像と都市計画について

① 銚子市の将来像

「産業経済の活性化による、活力あるまち」「医療福祉施設など高齢者社会に配慮したまち」を望む声が高い。

銚子市の今後のまちづくりで目指すものについては、「産業経済の活性化による、活力あるまち」が51.8%、「医療福祉施設など、高齢化社会に配慮したまち」が次いで49.0%と高くなっています。「地域資源などを活かした、観光のまち」が22.5%、「防災・防犯に優れた、安全で安心なまち」が21.3%とともに20%台と続き、以下、「暮らしやすい都市基盤が整ったまち」17.2%、「豊かな自然と調和した、環境にやさしいまち」16.1%、「景観に配慮したまち」7.0%、となっています。



② 重点的に取り組むべき拠点

・まち全体の活性化に向けて、今後、重点的に取り組むことが望ましい拠点

まち全体の活性化に向けて、今後、どの拠点を重点的に取り組むことが望ましいかの問いには、「銚子駅や市役所を中心とした商業地の活性化」が41.9%、犬吠崎や屏風ヶ浦、川口などの観光拠点の強化が38.3%、今後、整備予定の銚子漁港第一卸売市場から銀座通り周辺の商店街の活性化が33.9%となっています。次いで、「休耕田など広い土地を利用した、風力発電やメガソーラー発電などの自然エネルギー施設の普及」22.7%、「三崎町周辺の新たな商業地と、そこに至る国道126号沿いの整備」21.8%と続いています。

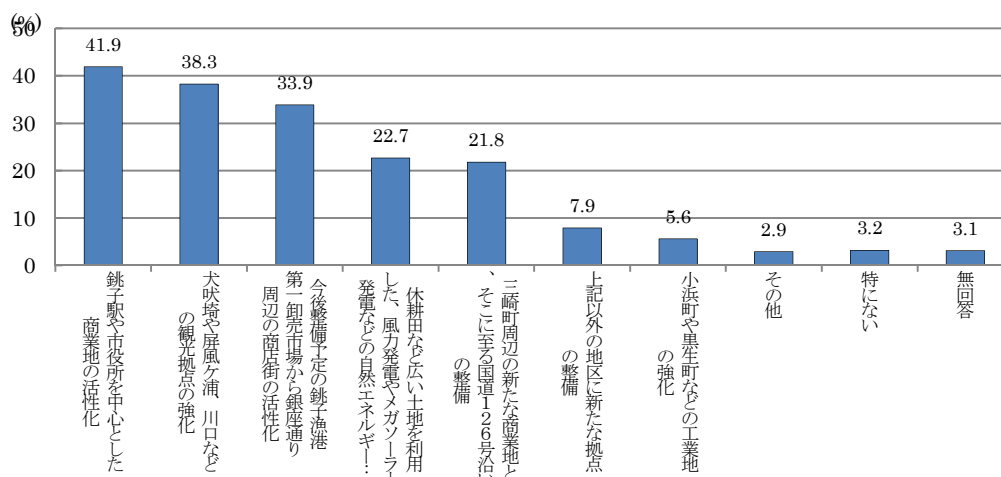


図 設問「重点的に取り組むべき拠点」の結果

3 上位・関連計画におけるまちづくりの方向

(1) 国の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
首都圏整備計画 (H18.9)	【都市構想の基本方向】 ・「地域の相互の連携・交流によって機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」	【関東東部地域の整備方向】 ・地域の自立性を高め、自然環境と調和した活力ある都市環境の整備を推進 ・交通体系に沿った地域の拠点において、国際交流機能、工業機能等の強化を図る地域
関東ブロックの社会資本の重点整備方針 (H21.8)	【重点戦略】 ・自然災害等に強い地域づくり ・国際競争力の強化と地域の活性化 ・環境にやさしい地域づくり ほか	【重点事項】 ・自然災害に強い都市基盤の構築、災害に強い地域づくり、交通安全・保安対策の強化、応急復旧支援体制の強化 ・国際競争力強化、交流強化による地域の活性化、賑わいの創出と都市構造の転換等による地域の活性化 ・子育て環境の形成及び居住環境の向上、生活環境の改善、地球温暖化の防止、循環型社会の形成

(2) 千葉県の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
千葉県総合計画 「新輝け！ちば元気プラン」 (H25.10)	【香取・東総ゾーンの方向性】 ・「食料の生産拠点としての機能強化を図るとともに、北関東・東北方面や成田空港への近接性を生かした新たな発展可能性にチャレンジするゾーン」 ・農林水産物のブランド化や経営の大規模化等により食料の生産拠点としての機能強化に取り組む。圏央道からのアクセス道路等の整備を進め、東北方面や成田空港との交流・連携機能の強化による地域振興を目指す。	【交流基盤の強化】 ・地方バス路線の維持・確保に対する支援 ・銚子連絡道路等の高規格幹線道路の整備促進 ・国道 356 号等の国道・県道のバイパス・拡幅の整備促進 【社会資本の充実と適正な維持管理】 ・自転車道整備の推進 ・流域下水道整備 ・公共施設の長寿命化 等 【人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進】 ・河川環境の整備と保全 ・良好な都市環境の形成のため特別緑地保全地区指定や都市公園整備等による緑の保全・創出 等
千葉県都市計画区域マスタープラン (千葉県)：銚子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) (H16.2)	【都市づくりの目標】 ①人と自然にやさしいまち ②歴史と文化を大切にすまち ③いきいきと活動できるまち	【銚子駅周辺の中心市街地】 魅力ある商業地に加え、文化・アミューズメント機能などの集積を促進し、サービス機能の高い公益施設を整備し、機能的・効率的土地利用と質の高い環境を形成 【国道 356 号沿線の周辺市街地】 低中層住宅と商業サービス施設の調和のとれた環境を形成 【市民センター周辺エリア】 自然と調和した低層住宅地と位置付け、地区計画制度等により良好な住宅地を形成する 【外川エリア】 坂の市として知られ、漁業・観光・商業・住居の調和のとれた魅力ある環境を形成する。 【銚子漁港周辺エリア】 新産業形成ゾーンとして位置付け、交通利便性に優れた工業生産環境を形成する
千葉県土地利用基本計画 (H22.3)	【千葉東部ゾーン】 ○県の骨格的な交通軸の一つとなる首都圏中央連絡自動車道が地域を南北に縦断する形で整備されることにより、これを生かした観光・リゾート地域としての成長や企業の立地・集積を促進していく ○九十九里浜の美しい景観と海岸を保全するため、侵食対策の推進、松林の保全等を図る ○農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化保全、農産物の流通の合理化を図るため広域農道の整備を推進 ○森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図る	

<p>千葉県広域道路整備基本方針 (H10.6)</p>	<p>【道路整備の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来的に県内の主要都市から千葉市までの到達時間を1時間に近づける ○最寄りの高速道路インターまでほぼ30分で結ぶ ○県レベルのプロジェクトへのアクセスを強化し、この効果を全県へ波及させる ○東京湾アクアラインの効果を活かすネットワークを形成する 	<p>【当面の重点整備区間の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高規格幹線道路など、首都圏とのネットワークを形成する路線 2. 高規格幹線道路の連絡となる路線・区間 3. 他都県との交流を促進する路線・区間 4. 地域高規格道路として位置付けられる路線 5. 県内主要都市相互を連絡する路線・区間 6. 容量の拡大などによる渋滞対策と機能強化が必要とされる区間 7. プロジェクトを支援し地域活性化に資する路線・区間 8. 隘路を解消する路線・区間
<p>房総リゾート地域整備構想 (H1.4)</p>	<p>【整備の基本方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海と花と緑に包まれた通年型リゾートの形成 2. 首都圏における新しい生活空間を提供するリゾートの形成 3. 国際化に対応した質の高いリゾートの形成 	<p>【ゾーン別方針（銚子地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国でも有数の漁業基地としての社会特性をもつとともに、漁業を通じて培われた海の文化が息づいている地区
<p>千葉県良好な景観の形成に関する基本方針 (H21.3)</p>	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進 <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる 2. 歴史的・文化的景観を守り育てる 3. 快適で潤いのある生活景観を守り育てる 4. 地域の個性を生かした魅力ある景観を守り育てる 5. 景観づくりの担い手を育てる 	<p>【利根川水郷地域の景観形成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利根川や中小河川の良好な水辺景観の保全・創出 ○利根川沿いの田園景観及び斜面林の保全（里山景観の保全） ○銚子市外川の石畳みの町並みなど伝統的な集落景観の保全 ○舟運で栄えた歴史的町並みの保全・創出と歴史的資源を活用した景観づくり ○周辺の自然と調和した良好な市街地景観の保全・創出 ○犬吠埼灯台からの雄大な太平洋と美しく弧を描いた君ヶ浜などの眺望景観の保全

(3) 銚子市の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
<p>銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」(H13.3)</p>	<p>【都市づくりの理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人と自然にやさしいまち 2. 歴史と文化を大切にするまち 3. いきいきと活動できるまち <p>【施策の大綱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心とふれあいの暮らしづくり 2. 自ら学ぶところ豊かな人づくり 3. 活力のある伸びゆく産業づくり 4. うるおいのある快適な環境づくり 5. 機能的で魅力ある都市づくり 	<p>【都市的土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地は、商業・業務機能の集積と街路や公園の整備などを図り、風格と魅力のあるまち並みづくりを進めます。 ・住宅地域では、地域の特性を生かしたうるおいのある景観形成などにより住みやすい居住環境をつくります。 ・工業用地、流通業務用地、港湾については、産業構造や物流機能の変化に的確に対応しながら産業の活性化につながる適切な配置を進め、緑化など環境との調和に配慮した土地利用をめざします。 <p>【自然的土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸や利根川などの自然公園区域、風致地区のすぐれた自然を守り育て、豊かでうるおいのある自然景観づくりに努めます。 ・潮害防備、防風などの機能を持つ保安林を保全し、自然災害を防ぎ、緑豊かな景観をつくりだします。また、台地に広がる森林や緑地の保護と育成に努め、森林の持つ多様な機能を生かしていきます。 ・農地は生産基盤として整備を進め、優良農地の保全と活用を図ります。また、遊休農地については、市民農園など観光・レクリエーションの場としての利用を進め、人が農業にふれあう空間として活用します。

4 都市づくり課題の整理

(1) 都市の現状整理

●沿革

- ・古くから漁業や醤油醸造業などの産業とともに、利根川水運の中継基地として発展し、人々の交流も活発で関東でも有数の都市として栄えてきた。昭和8年に県下2番目の市として誕生し、戦後近隣の村との合併により現在の市域が形成された。近年の社会経済環境のめまぐるしい変化の中で、首都圏に位置しながらその優位性を活かさず、若者の流出や少子高齢化による人口減少と経済活動が停滞している。

●広域及び既存計画における位置付け

- ・農水産物のブランド化や銚子漁港の整備により、食料の生産拠点としての機能強化に取り組む。圏央道からのアクセス道路としての銚子連絡道の整備や、国道356号の整備のほか、広域営農団地農道など、道路ネットワークの構築による交流軸の強化を進め、東北方面や成田空港との交流・連携機能の強化による地域振興が求められる。

●人口等の状況

- ・本市の人口は、2011年の69,299人が2025年には、53,684人(△15,615人・△22.5%)となり、2035年には42,264人(△27,035人・△39.0%)となり、減少傾向が将来も継続することが予想される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・年少(0歳~14歳)人口の推移は、2011年の7,093人が、2025年には、3,581人(△3,512人・△49.5%)、2035年には(2,395人・△66.2%)となり、少子化が一層進行することが想定される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・高齢化率(65歳以上人口)では、65歳未満人口が年々減少することにより、高齢化率が上がり続け、2025年には42.66%、2035年には48.96%となり、およそ2人に1人が高齢者になることが予想される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・通勤通学流動では、都市別にみると神栖市が最も多く、利根川を挟んで隣接する茨城県側との結びつきが高い。

●産業等の状況

- ・良好な漁場環境によって支えられた全国有数の水揚量を誇る漁業をはじめ、水産加工、醤油醸造、かんづめ製造などの食品関連を中心とした工業、首都圏における生鮮野菜の供給基地としての農業、東総地域の中核として発展してきた商業、さらには犬吠埼や屏風ヶ浦など名だたる景勝地に恵まれた観光と、バランスの取れた産業形態を形づくってきた。近年では、長引く景気低迷の影響などにより、産業活動全般で厳しい状況が続いている。

●土地・建物利用の現状

- ・本市の土地利用の多くは自然的土地利用であり、海岸部などの美しい景観は、国定公園、条例による景観形成地区などに指定されているほか、リゾートマンション等大型建築物の立地については要綱による指導も実施している。
- ・用途地域指定が行われている市街地は、市域の約 17%で、第一種住居地域や準工業地域などの混在系の指定が多くなっている。用途地域指定のない市街地周辺等の一部に、スプロール化がみられる。
- ・人口集中地区については市域の約 10%程度であり、減少傾向にある。
- ・市の西部地区の台地を中心に風力発電施設 34 基が建設されている。

●市街地整備の状況

- ・戦災復興土地区画整理事業により、市街地の社会基盤が形成され、都市計画道路・公園等が整備された。
- ・戦災による焼失を免れた、形成年代の古い市街地は改築が必要な部分もみられる。
- ・市の南部に千葉科学大学と銚子マリーナが整備されている。
- ・国県道の整備は、主要幹線である国道 356 号バイパスが建設中であり、国道 126 号八木拡幅計画、県道愛宕山公園線延伸の用地取得が進んでいる。市道の整備は、主な道路は整備が済んでいるが、経年で老朽化の進んでいる道路も多く、道路機能改善のための改良が必要である。都市計画道路は長期未着手路線が残っている。
- ・本市の住民 1 人当たり都市公園面積は 3.3 m²、本市特有の自然公園など都市公園以外の公園面積を含めても 5.3 m²で、都市公園法施行令や市条例で規定する住民 1 人当たり都市公園標準面積 10 m²と比べて低い水準となっている。
- ・公共交通網として、JR 総武本線・成田線、銚子電気鉄道、民間バス等が運行されているが、モータリゼーションの進展と人口減少の影響により利用者は減少傾向にある。
- ・洪水対策としての、中小河川の整備が遅れている。

●自然環境・歴史資源等の状況

- ・市域の三方を太平洋と利根川に囲まれ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた半島性という地理的特性を有し、水郷筑波国定公園の指定を受け、海岸部は犬吠埼をはじめ、屏風ヶ浦の断崖や君ヶ浜などの砂浜等、変化に富んだ海岸線を形成している。
- ・国指定天然記念物の犬吠埼の白亜紀浅海堆積物をはじめ、国指定・登録文化財などが指定され保護されている。最近、屏風ヶ浦の地層を代表とする地質資産が日本ジオパークに認定されている。
- ・銚子電鉄は公共交通としての役割とともに、歴史資源として、本市観光の重要な役割を果たしている。

(2) 都市づくりの基本課題

① 社会経済情勢からの課題：社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり

- ・人口減少、少子高齢化への対応
- ・定住人口・交流人口の確保
- ・地域産業の活性化
- ・人々の社会活動に伴う環境負荷が少ない、再生可能エネルギーなど持続可能な循環型社会の構築
- ・誰もが安全安心に暮らせるまちづくり
- ・市民及び大学との協働によるまちづくり
- ・公共施設再編などによるコンパクトなまちづくり

② 都市（市街地）環境の課題：都市の機能強化による産業拠点形成と定住環境づくり

- ・中心市街地の空地・空き店舗等の適正利用による市街地空間の有効活用
- ・市街地へのサービス付き高齢者向け住宅などの誘導による、居住施設と都市施設の一体的な居住環境の整備改善
- ・本市の顔としての魅力ある都市景観の整備と中心市街地の強化
- ・銚子連絡道路整備などの広域交通体系を活かした産業誘導と観光機能の強化
- ・全国有数の水揚量を誇る銚子漁港の大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地としての整備促進
- ・黒生地区への水産加工関連産業の集積
- ・三崎町周辺の広域交流拠点の土地利用や、国道 126 号・356 号等の幹線道路における沿道土地利用の適正化と景観整備

③ 都市周辺環境・自然環境の課題：優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境の維持

- ・集落地、住宅開発地における居住環境の整備、保全
- ・農業生産の育成・保全
- ・首都圏への食料供給地として安定供給を図るための土地基盤整備と経営基盤の強化
- ・海岸線や景勝地等の自然環境・観光資源の維持保全
- ・太平洋や利根川を活かした水辺空間の創出
- ・保水・遊水機能の向上に向けた農地や緑地の保全

④ 生活環境の課題：環境負荷が少なく安全安心に暮らせる環境づくり

- ・市街地における公共下水道の整備促進と集落地等における合併浄化槽の推進
- ・既存公園の維持管理と地域バランスのとれた公園の整備促進
- ・住民と協働による街路・公園等の緑化促進
- ・公共施設及び民間建築物の耐震化・不燃化による防災拠点等の強化
- ・避難場所・避難路の整備促進と周知徹底など危機管理体制の強化
- ・ごみの減量化と省資源化の促進
- ・風力発電施設の設置可能地域の指定
- ・洋上風力発電施設などの自然環境とバランスのとれた産業の育成
- ・海岸線の津波・高潮対策、利根川の津波・洪水対策並びに中小河川整備と排水施設整備の推進

㉔ 交通の課題（道路・公共交通）：地域連携と交流を牽引する交通網の整備促進と身近な生活道路の改善

- ・ 銚子連絡道路や広域営農団地農道などの広域交通軸の整備促進、市街地を形成する国県道および都市計画道路等の整備による道路ネットワークの形成
- ・ 都市活動の円滑化や沿道環境の形成、防災の強化などに資する都市計画道路等の整備と長期未整備路線の見直し
- ・ 日常生活を支える鉄道およびバス路線の維持と利用者ニーズを踏まえた改善
- ・ 安全安心で快適な歩行者・自転車空間の整備とバリアフリー化の推進
- ・ 狭隘道路の解消などの身近な生活道路の改善

㉕ 景観に関する課題：銚子らしい魅力ある街並み・景観づくり

- ・ 国県道等の幹線道路沿道における違法看板の撤去、規制強化による良好な市街地景観の形成
- ・ 海岸線、景勝地など恵まれた自然景観と名所、旧跡地など歴史的景観の保全と活用
- ・ 不法投棄の防止対策の強化による景観の保全

参考-2 都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日時		開催等内容	
平成 25 年	10 月 25 日	第 1 回策定委員会	銚子市都市計画マスタープラン策定方針 銚子市の現況と課題の整理の検討
	12 月 13 日	第 2 回策定委員会	銚子市の現況と課題の整理（原案） 将来都市像と全体構想の検討
平成 26 年	2 月 21 日	第 3 回策定委員会	将来都市像と全体構想（原案）の修正
	3 月 20 日～ 4 月 10 日	パブリックコメント	銚子市都市計画マスタープラン 中間とりまとめ 全体構想（原案）
	4 月 25 日	第 4 回策定委員会	パブリックコメントを踏まえた全体構想（案） 地区区分の検討
	8 月 1 日	第 5 回策定委員会	地域別構想の検討
	10 月 3 日	第 6 回策定委員会	地域別構想（原案）
	11 月 13 日 11 月 18 日 11 月 19 日	中部地域住民説明会 東部地域住民説明会 西部地域住民説明会	都市計画マスタープランの位置づけ 全体構想（原案） 地域別構想（原案）
	12 月 19 日	第 7 回策定委員会	実現化方策（原案） 住民説明会を踏まえた地域別構想（案）
平成 27 年	1 月 9 日～ 2 月 5 日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン（原案）
	3 月 6 日	第 8 回策定委員会	パブリックコメントを踏まえた都市計画マスター プラン（案）
	3 月 19 日	都市計画審議会	銚子市都市計画マスタープランの策定について （諮問）

表 銚子市都市計画マスタープラン策定経過一覧

(1)パブリックコメントの概要

第 1 回目

- 1 実施内容 都市計画マスタープラン 全体構想（原案）
- 2 実施期間 平成 26 年 3 月 20 日（木）～4 月 10 日（木）
- 3 閲覧場所 市ホームページ、市支所・出張所、公正図書館、市民センター、しおさいプラザ
- 4 意見提出 4 名

第 2 回目

- 1 実施内容 都市計画マスタープラン（原案）
- 2 実施期間 平成 27 年 1 月 9 日（金）～2 月 5 日（木）
- 3 閲覧場所 市ホームページ、市支所・出張所、公正図書館、市民センター、しおさいプラザ
- 4 意見提出 4 名

(2)地域別住民説明会の概要

中部地域

- 1 日 時 平成26年11月13日（木）18時30分～
- 2 場 所 勤労コミュニティセンター2階
- 3 参加者 25名
- 4 主な意見

- ・都市計画道路の未整備路線は廃止した方がよい。
- ・銚子漁港第一卸売市場の観光活用とあるが、地域と連携し活性化するためには、行政が音頭を取って関係団体と話し合いを進めていってほしい。
- ・一番重要なことは、勤務地の確保、企業誘致などの人口減少と税収減少対策。
- ・インフラ特に道路整備はかなり遅れていると思う。
- ・銚子連絡道路よりも国道356号の整備を優先すべきと思う。
- ・犬吠埼などは国定公園等の法規制が大変厳しく、観光地としての開発・取引が難しい。



東部地域

- 1 日 時 平成26年11月18日（火）18時30分～
- 2 場 所 市民センター会議室2
- 3 参加者 13名
- 4 主な意見

- ・買物難民が心配。
- ・キャンプ場の集客施設としての活用。
- ・東部の豊富な緑地の積極的活用。
- ・高齢化社会が進行する中で、特老の入居待ちの人々を銚子に呼び込む施設整備・PR することも一つの方向性。
- ・銚子に引っ越して3年になるが個人的には環境良く住みやすい。ただ、街なかを歩くとちょっと残念なところが多々ある。漁港の町らしい活気や、高速道路を下りてからが遠いので、道路インフラなどを整備していった方がよい。



西部地域

- 1 日 時 平成26年11月19日（水）18時30分～
- 2 場 所 西部地区コミュニティセンター2階
- 3 参加者 7名
- 4 主な意見

- ・様々な計画を作る際に、今日のような住民説明会を開き、広く住民の意見を反映させてほしい。

(3) 銚子市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験を有する者	阿波 秀貢	(株)AWA 都市・建築研究所 所長	
	金島 弘	(一社)千葉県建築士会銚子支部 前支部長	会長
	高山 啓子	千葉科学大学 危機管理学部 教授	副会長
	山下 昌彦	(株)UG 都市建築 代表取締役社長	
関係行政機関の職員	行方 寛	千葉県都市計画課 課長	平成 26 年度
	一松 政夫	同上	平成 25 年度
	斉藤 誠	千葉県銚子土木事務所 所長	
市内関係機関の役職員等	黒田 幸一	銚子商工会議所 地域開発委員会 委員長	
	島田 政典	(社)銚子市観光協会 理事	
	大塚 憲一	銚子市漁業協同組合 筆頭理事	
	菅谷 善司	ちばみどり農業協同組合 銚子支店長	平成 26 年度
	鈴木 隆	同上	平成 25 年度
公募による者	齋藤 晃	市民委員	
	吉田 豊和	市民委員	
市の行政を代表する者	鎌形 政美	都市環境部長	平成 26 年度
	佐野 収	同上	平成 25 年度
	笹本 博史	産業観光部長	平成 26 年度
	鈴木 新藏	同上	平成 25 年度
	宮澤 英雄	政策企画部長	平成 26 年度
	青柳 清一	同上	平成 25 年度

(4) 銚子市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

銚子市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるため、銚子市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランについて、市の総合計画その他関連計画との整合を図りつつ、多様な観点から検討し、意見を提案するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内関係機関の役職員等
- (4) 公募による者
- (5) 市の関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定をもって終了するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

(5) 銚子市都市計画審議会諮問・答申

銚都第198号
平成27年3月9日

銚子市都市計画審議会会長 様

銚子市長 越川 信一

銚子市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2の規定に基づき、別紙のとおり策定いたしたく、貴審議会に諮問いたします。

銚都審第1号
平成27年3月19日

銚子市長 越川 信一 様

銚子市都市計画審議会
会長 嶋村 宗正

銚子市都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成27年3月9日付け銚都第198号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、次のことに十分な配慮を望みます。

記

1. 本市の特徴を生かしつつ、方針の重点化（人口減少対応、福祉施策、雇用創出など）と施策の一層の具体化を図り、本計画の実現に努めること。
2. 今後は高齢者、子育て世代向け施策が重要になると思われるので、これらに配慮したまちづくりに努めること。
3. 安全・安心に配慮したまちづくりを進めること。
4. 本計画の推進にあたっては、行政、市民、民間団体等が連携した協働のまちづくりに努めること。

参考-3 用語解説

五十音	用語	解説
あ行	液状化	地震などの振動によって地盤が液体のような状態になること。
	NPO	営利を目的としない民間の活動団体。活動分野は国際交流や支援、環境保護、お年寄りや障害者の介護など広範にわたっている。
	延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間
	沿道景観	道路に沿った地域の景観（風景）のこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。
か行	街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 250m の範囲内で面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。
	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
	改良済延長【改良延長】	「道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長」と、「事業中の区間については事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長」を合計した道路延長のこと。
	合併処理浄化槽	台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保しやすい。
	涵養機能	森林・農地等において、降雨がすぐに川に流れ込まず中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を抑制したり、土壌を浸透する間に水質を浄化する機能のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家 1 戸以上の被害が生じる恐れのある箇所のこと。
	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
	狭あい道路	幅員が狭い道路のことで、一般に幅員 4メートル未満の道路のこと。
	協働	住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 500m の範囲内で面積 2ha を標準として配置する公園のこと。
	ランドデザイン	中長期的で総括的なまちの設計図で、本都市計画マスタープランでは将来都市構造図のこと。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地の面積のこと。経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。
	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、土地の所有者、建築物の賃借権者等が全員の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備など建築物に関する基準を定めた協定のこと。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。
	公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」という語は、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されている。一般用語では、公共施設と称される小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等を「公益施設」（または公共的施設）といて、公共施設と区別している。
	公共交通機関	鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。
	交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めポール等）がある。

五十音	用語	解説
か行	交通空白地域（交通不便地域）	駅やバス停から一定の距離を越えた地域。
	交流人口	その地域に住む居住者に対し、観光客のように他の地域から来訪してくる人数。
	国勢調査	国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。
	コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまりのこと。
	コンパクトなまちづくり	今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。
さ行	ジオパーク	科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む自然公園の一種。
	市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。
	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。
	循環型社会	地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。
	生涯学習	人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。日本においては、「人々が自己の充実・啓蒙や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」という定義（昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」より）。
	常住人口	国勢調査で、そこに三か月以上にわたって住んでいるか、あるいは住むことになっている人口。
	親水空間	河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間のこと。
	スプロール	虫食いの宅地開発等が進み、都市が無秩序に拡大していくこと。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。
	操業環境	操業環境の良さは、工場などが操業しやすい環境のことで、工場などからの騒音などの問題がないように住宅地から離れた場所にまとまった土地に造成が行われていることなど、工場の操業がしやすい環境が整っていること。
	総合計画	自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。
	た行	地域高規格道路
地区計画		地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。
昼間人口		一定地域の夜間人口から地域外へ通勤・通学する人口を除き、地域外から通勤・通学してくる人口を加えた人口。
通過交通		他地域に行くために市街地を通過するだけの自動車交通のこと。
デマンド交通		小型の乗合自動車などを利用して、予約方式により、自宅から目的地まで送迎する交通システム。
都市機能		一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などのこと。
都市基盤		都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称のこと。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。

五十音	用語	解説
た行	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいふべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。
	都市計画制度	都市計画とは、自分たちの住むまちの健全な発展と秩序ある整備を行っていくために、土地の使われ方・建て方、道路や公園などの都市施設の整備、土地区画整理や市街地開発などの事業を行い、まちづくりを進めていくためのルールです。都市計画制度は、このルールの実効性を担保するために土地所有権などの私権に対して制限を行って行くものです。
	都市計画区域マスタープラン	市町村を超える広域の見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。
	都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園、緑地。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市公園	国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地で、都市公園法において定義された施設のこと。種類として街区公園、近隣公園、地区公園などがある。
	都市構造	都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。
	都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。
な行	日常生活圏	地形的・歴史的に一体性があり、概ね徒歩や自転車で移動できる学校区などの日常生活に密着した区域のこと。
	農業振興地域	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。
	農業生産基盤	農業生産を行うための基盤となる施設（水路や農道など）や、ほ場（水田、畑）のこと。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。
は行	バイオマス	生ごみ、ふん尿等、再生可能な資源。
	ハザードマップ	洪水や津波などの自然災害に対して危険なところを示した地図のこと。
	パブリックコメント	行政の政策立案過程で、意思決定を行う前に、広く住民から意見を集め、意思決定に反映させることを目的とした制度のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障害となっている部分を除去すること。
	風致地区	都市の自然のありさまを保存し維持するために、自然の美しさをそこなう行為などを規制している地域。
ま行	水循環システム	太陽エネルギーの主因として引き起こされる、地球における継続的な水の循環。
や行	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域	良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。
	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

五十音	用語	解説
ら行	ライフライン	ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。
	リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。
	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。

;

銚子市都市計画マスタープラン

企画・編集：銚子市 都市環境部 都市整備課

〒288-8601

千葉県銚子市若宮町 1 番地の 1

TEL 0479-24-8181 (代表)

<http://www.city.choshi.chiba.jp>

発行者：銚子市

策定日：平成 27 年 3 月



銚子市